

平成 28 年度  
包括外部監査結果報告書

テーマ

子ども生活福祉部の事業に係る  
事務の執行及び管理の状況について

平成 29 年 3 月  
沖縄県包括外部監査人  
友利 健太

## 目次

第1 監査の概要	4
1 監査の種類	4
2 特定の事件（テーマ）	4
3 包括外部監査の手法	5
（1）監査の視点	5
（2）実施した主な監査手続	6
4 監査実施期間	6
5 監査の対象年度	6
6 監査対象部局	6
（1）子ども生活福祉部	6
（2）企画部、保健医療部、商工労働部など	6
（3）総務部人事課、行政管理課	6
7 監査従事者	6
（1）包括外部監査人	6
（2）包括外部監査人補助者	7
8 利害関係	7
9 表示数値	7
10 語句の説明	7
第2 監査対象の事業概要	8
1 沖縄県における福祉・保育の現状	8
（1）本県の高齢社会の現状	8
① 本県の高齢者を取り巻く現状	8
② 高齢者関係の施策の方針	19
（2）本県の子ども・子育ての現状	20
①本県における子ども・子育て支援を巡る現状と課題	20
②沖縄県における乳幼児期の教育・保育の現状と課題	21
2 沖縄 21 世紀ビジョンにおける福祉・保育施策の位置づけ	23
（1）沖縄 21 世紀ビジョン	23
① 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画	23
② 沖縄 21 世紀ビジョン実施計画	23
（2）沖縄 21 世紀ビジョンにおける福祉・保育施策の位置づけ	24
3 わが国の福祉・保育政策の方向性 ～社会福祉法の改正～	26
（1）社会福祉法人制度開始の経緯	26
（2）社会福祉法改正に至る経緯	27

(3) 社会福祉充実計画 .....	28
4 子ども生活福祉部の概要 .....	28
(1) 組織構成 .....	28
(2) 予算概要 .....	30
第3 監査の結果 .....	31
1 全般的意見 .....	31
(意見Ⅰ)社会福祉法改正を契機とした社会福祉法人に対する効果的な関与の必要性について .....	31
(意見Ⅱ)「子どもの貧困問題は、経済・労働問題でもある」という認識に基づく他部局との連携を意識した事業計画の必要性について .....	37
(意見Ⅲ) PDCA の効率化と実効性を高めることの必要性について .....	43
(提言)効果的な政策評価手法導入の必要性について .....	47
2 過年度の包括外部監査報告に対する措置内容の検討 .....	55
3 個別事業に係る指摘・意見の類型 .....	57
4 個別事業の監査結果 .....	61
101 認可化移行支援事業 .....	64
102 指導監査基準達成・継続支援事業 .....	65
103 新すこやか保育事業 .....	67
104 認可外保育施設研修事業 .....	68
105 保育士・保育所総合支援センター委託事業 .....	70
106 放課後児童クラブ支援事業 .....	72
107 待機児童解消支援基金事業 .....	75
108 保育士産休等代替職員配置支援事業 .....	76
109 保育士修学資金貸付事業 .....	78
110 認可保育所における保育士の正規化雇用促進事業 .....	80
111 事業所内保育総合推進事業 .....	82
114 地域子ども・子育て支援事業 .....	84
115 安心子ども基金事業 .....	86
116 魅力ある私立学校づくり推進事業（子育て支援推進事業） .....	88
117 放課後児童健全育成事業 .....	89
201 少子化実態調査事業 .....	90
203 子ども・若者育成事業 .....	92
204 青少年健全育成推進事業 .....	94
205 児童虐待防止対策事業 .....	96

206 子育て総合支援モデル事業.....	99
207 被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業.....	101
209 母子家庭等自立促進事業.....	103
211 ひとり親家庭技能習得支援事業.....	104
213 女性相談所運営費.....	106
214 女性相談所運営費・DV対策総合支援事業.....	108
301 福祉・介護人材育成促進事業.....	110
303 地域福祉推進事業（福祉活動指導員設置費）.....	112
305 民生委員事業.....	114
307 日常生活自立支援事業.....	115
308 福祉サービス第三者評価事業.....	117
309 生活困窮者自立支援事業.....	119
404 介護サービス事業者指導・支援事業（事業所指導事務）.....	121
407 訪問介護員資質向上推進事業.....	123
409 社会参加活動促進事業.....	125
411 老人クラブ連合会事業（高齢者相互支援事業）.....	126
412 地域支え合い体制づくり事業.....	128

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2 特定の事件（テーマ）

子ども生活福祉部の事業に係る事務の執行及び管理の状況について

#### テーマの選定理由

沖縄県の平均寿命が都道府県別トップでなくなって久しく、最近では、国の重要政策として健康寿命の延伸が挙げられている（平成26年版厚生労働白書）。沖縄県における健康寿命の都道府県別順位は、男性は平均寿命より若干アップするが（29位→14位）、女性はダウンする（2位→4位）。

厚生労働白書によれば、健康寿命とは、『人の寿命において「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間』とされており、健康寿命と平均寿命の差である「日常生活に制限のある期間」は、日常的・継続的な医療・介護に依存せざるを得ない期間となる。

我が国では、高齢者人口の増加と少子化により急速に高齢化が進展している。沖縄県でも、全国より緩やかながら確実に高齢化が進んでおり、いわゆる「団塊の世代」が、75歳以上の高齢者になる平成37年（2025年）には、県民のおよそ4人に1人が高齢者という社会が到来すると見込まれている。

また、沖縄県における保育所の待機児童数は、厚生労働省の報道発表によれば平成27年4月1日現在、都道府県別で東京都（7,814人）に次ぐ2,591人となっており、人口比で約10倍であることを考慮すると、その深刻さは危機的な状況にあると言える。

さらに、このような介護・保育サービスは県内市町村及び社会福祉法人等が担っているが、現場でサービスを提供する人材確保が厳しい状況にある。

このような状況の中、沖縄県は、平成22年3月に「沖縄21世紀ビジョン」を策定した。これは、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想となっている。県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る県民一体となった取組や、これからの県政運営の基本的な指針として位置づけられている。

そして、21世紀ビジョンの個別・具体的な施策として、「沖縄県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）」を平成27年3月に、「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を平成27年3月に策定し、取組を進めているところである。また、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）に基づき、平成28年3月「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、同時期に公表された「沖縄県子どもの貧困実態調査」で判明した深刻な子どもの貧困実態も踏まえ、取組を始めている。高齢者及び児童福祉分野には、今後も一定規模の県財政支出が見込まれることから、関連する事業の効率的・効果的な執行が求められると考える。よって、高齢者及び児童福祉事業に係る財務事務の執行及び

管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

具体的には以下の点で監査上の意義が認められると考える。

- 高齢者・児童福祉に対するニーズは高まる一方であるが、サービスを提供する現場の人材の雇用状況は、改善や豊かさの実感に乏しい。県が実施する各種事業が、長期的な視点で県民の福祉に資するものとして目的と手段が整合しているのかどうか、有効性の観点から監査する意義が認められる。
- 高齢者・児童福祉の重要な一翼を担う社会福祉法人は、公益性・非営利性を徹底し、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、制度改革が行われているところである。県は、社会福祉法人のほか、社会福祉施設や保育所に対する社会福祉法に基づく指導監査等の権限を有しており、当該指導監査等が PDCA サイクルとして機能しているのかどうか、有効性の観点から監査する意義が認められる。
- 「子どもの貧困問題」に対しては全庁的な「沖縄県子どもの貧困対策推進会議」を設置して取り組んでいる。また、高齢者介護に係る事業がなし崩し的に増加することの無いよう、介護を要しない健康寿命を延伸させるための取組が重要と考えられ、保健医療部等との連携が必要と考えられる。このような政策・事業目的実現のために他部局との有効かつ効率的な連携を可能とする組織運営の合理化が図られているのかどうかの観点から監査する意義が認められる。
- 平成 17 年度包括外部監査のテーマが「高齢者福祉対策事業及び障害者福祉対策事業の事業評価について」であった。高齢者福祉事業を取り巻く環境変化を考慮し、当該監査結果に対する措置の状況が環境変化に適合する形で実施されているか、すなわち PDCA サイクルが機能しているのかどうかの観点から監査する意義が認められる。

### 3 包括外部監査の手法

#### (1) 監査の視点

計画等の趣旨及び目的に沿った事務の執行が行われているかという視点から、以下の問題意識をもって監査を実施した。

- 事業趣旨を踏まえた事業スキームが有効に構築されているか
- 事業を効率よく遂行しているか
- 補助金交付団体の当該補助金に係る事業の執行状況
- 社会福祉施設、保育所等の運営団体（社会福祉法人等）に対する指導監査の実施状況
- 事業目的実現のために他部局との連携を意識した取組を行っているか
- 目標数値と実績値に乖離があるなど、事業目的が実現していないと考えられる場合、問題点はどこにあったのか
- 問題点の分析は行われているか
- 問題点の分析結果を踏まえてフィードバックされて次年度以降の事業スキームに反映されているか
- 関係法令に基づき適正に行われているか
- 法第 2 条第 14 項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最

大の効果を求めて行われているか

○ 法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ┆ 収支計算書等財務書類についての分析的手続
- ┆ 関連書類、証憑の閲覧
- ┆ 関係部局等へのヒアリング
- ┆ 事業現場の視察
- ┆ その他、監査人が必要と認めて実施する手続

4 監査実施期間

平成28年9月5日から平成29年3月24日まで

なお、平成28年4月から8月までは、特定の事件の選定、監査人補助者の選任及び予備調査等を実施した。

5 監査の対象年度

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

6 監査対象部局

(1) 子ども生活福祉部

「沖縄21世紀ビジョン実施計画」に係る子ども生活福祉部所管の主な取組として実施された事業のうち、補助・委託事業、社会福祉法人等における人材確保を目的に含む事業等について、予算の規模等を考慮して選定した事業ならびに関連する財務事務の執行。

(2) 企画部、保健医療部、商工労働部など

事業目的実現のために他部局との連携を意識した効率的な取組を行っているかという視点から、上記(1)に関連すると考えられる企画部、保健医療部、商工労働部などが行う事業ならびに財務事務の執行。

(3) 総務部人事課、行政管理課

非常勤職員が担う行政サービスのあり方、当該サービスの内容に対応した人事政策に関して、ヒアリングを実施した。

7 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士 友利 健太

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大坪 秀憲
公認会計士・税理士	荻堂 聡久
公認会計士・税理士	古荘 貴朗
弁護士	高塚 千恵子

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 表示数値

報告書の表の合計（または差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（または差額）とが一致しない場合がある。

10 語句の説明

「指摘」： 一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」： 一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提案する事項を記載している。



## 第2 監査対象の事業概要

### 1 沖縄県における福祉・保育の現状

#### (1) 本県の高齢社会の現状

平成27年3月策定の「沖縄県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）」から要約して抜粋する。

##### ① 本県の高齢者を取り巻く現状

##### (ア) 高齢者人口及び世帯の状況

○本県の高齢化は今後も進み、平成37年(2025年)には約4人に1人が65歳以上高齢者になると予想され、高齢化率が25%を超える超高齢社会になると予想される。

○高齢者世帯の増加に伴い高齢者単独世帯も増加し続ける一方、平均世帯人員は減少し続ける見込みであり、家庭内の介護力は弱まっていくことが予想される。

【図表1－(1) 高齢者人口と高齢化率の推移】

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口総数	1,389,629	1,396,898	1,406,332	1,413,733	1,420,002
高齢者人口(65歳以上人口)	239,678	239,040	242,125	253,078	262,070
65歳以上75歳未満	122,301	116,530	114,564	120,546	125,066
75歳以上	117,377	122,510	127,561	132,532	137,004
高齢化率	17.2%	17.1%	17.2%	17.9%	18.5%

資料：人口総数については、沖縄県企画部統計課「県推計人口」（各年度3月値）より作成。

高齢者人口については、沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課「介護保険事業状況報告」

(平成25年度は介護保険事業状況報告年報速報値、その他の年度は介護保険事業状況報告年報確定値)

【図表1－(2) 高齢者人口及び年齢区分別人口の長期的な推移】

(単位:人)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
総人口	1,410,269	1,416,876	1,414,154	1,404,887	1,390,796	1,369,408
年少人口	238,404	226,435	212,502	200,718	194,790	190,563
生産年齢人口	892,609	866,415	848,273	831,211	804,888	763,398
高齢者人口	279,256	324,026	353,379	372,958	391,118	415,447
65歳以上75歳未満	134,380	166,666	172,002	161,051	160,448	175,151
75歳以上	144,876	157,360	181,377	211,907	230,670	240,296
高齢化率(沖縄県)	19.8%	22.9%	25.0%	26.5%	28.1%	30.3%
高齢化率(全国)	26.8%	29.1%	30.3%	31.6%	33.4%	36.1%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計値）、「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計値）より作成。

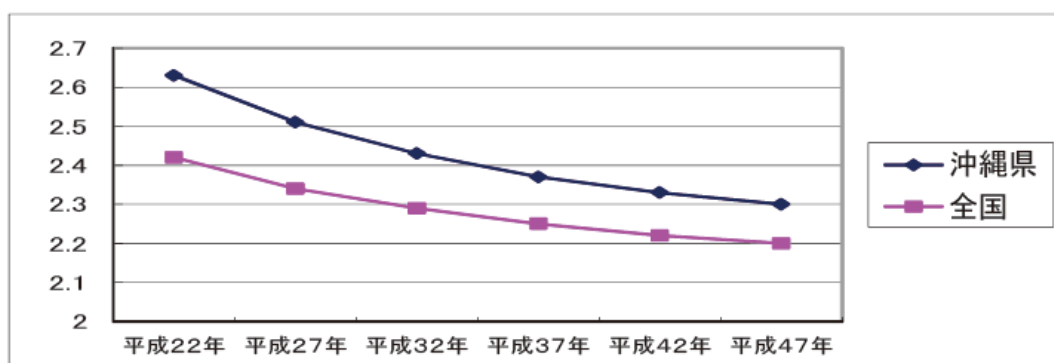
【図表1－(4)－1 高齢者世帯数等の推移】

(単位:世帯数)

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
総世帯数	519,188	549,468	569,151	580,781	586,872	587,318
総世帯数に占める高齢者世帯数割合	26.7%	29.8%	33.5%	35.5%	36.9%	38.2%
高齢者世帯数に占める単独世帯数割合	30.4%	31.3%	32.4%	33.4%	34.6%	36.2%
高齢者世帯数に占める夫婦のみ世帯数割合	25.3%	25.3%	25.1%	25.3%	25.4%	25.2%
高齢者世帯数に占めるその他世帯数割合	44.2%	43.4%	42.5%	41.3%	39.9%	38.6%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」平成26年4月推計値より作成。

〔図表1－（4）－2 平均世帯人員の推移〕



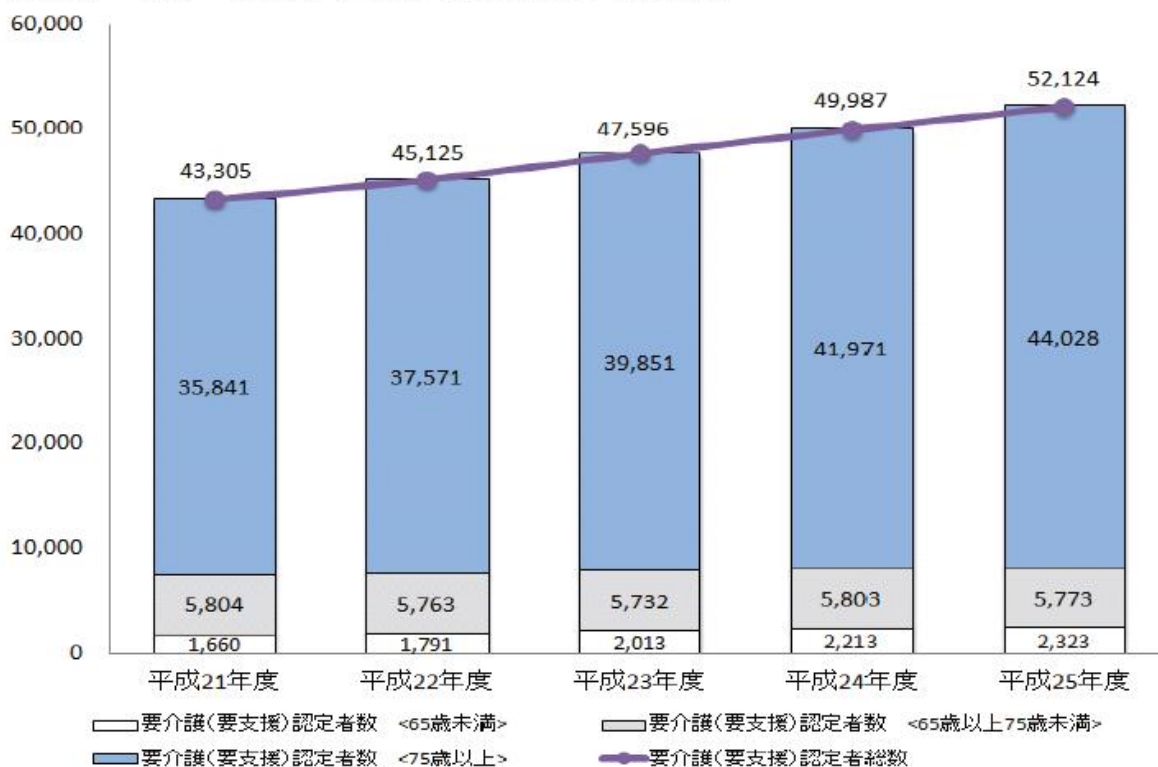
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯の将来推計（都道府県別推計）」（平成26年4月推計値）より作成。

（イ）要介護（要支援）高齢者の状況

○要介護（要支援）認定者数は、平成21年度と平成25年度を比較すると約20.4%の伸びとなっている。高齢者人口の伸び（約9.3%）と比較すると倍以上と高く、当初の想定より要介護度の重度化の傾向が続いている状況にある。

※要介護認定とは  
介護保険の給付を受けることができるかを認定すること。訪問調査のあと、コンピュータによる1次判定を経て専門家による2次判定で決定される。要介護度には1から5まであり、要介護より軽い認定が「要支援」、介護保険が適用されない場合が「自立」とされる。

〔図表2－（1） 要介護（要支援）認定者数の年代別推移〕



資料：介護保険事業状況報告から作成。  
（平成21～24年度は年報確定値、25年度は平成26年3月分の月報速報値）

(ウ) 高齢者の権利擁護関連の状況

○平成 25 年度の要介護（要支援）認定者のうち約 87.4%が認知症日常生活自立度ランク I 以上となっている。平成 26 年 3 月の高齢者人口が 262,070 人であることから、高齢者の約 17.6%（約 5.7 人に 1 人）に何らかの認知症の症状が見られることになる。  
○平成 25 年度の高齢者の被虐待者 174 人のうち、94 人に何らかの認知症の症状が見られる。

〔図表 3 - (1) 要介護（要支援）を受けている高齢者の「日常生活自立度」〕

	要介護 (要支援) 認定者数 A	Aの「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」における判定ランク別人数 B (人)								
		自立	ランク I	ランク IIa	ランク IIb	ランク IIIa	ランク IIIb	ランク IV	ランク M	
平成21年度	人数(人)	43,563	5,672	8,746	4,958	8,613	8,743	2,302	3,888	641
	割合(%)	100%	13.0%	20.1%	11.4%	19.8%	20.1%	5.3%	8.9%	1.5%
平成22年度	人数(人)	45,979	5,880	9,206	5,325	9,266	9,557	2,116	4,047	582
	割合(%)	100%	12.8%	20.0%	11.6%	20.2%	20.8%	4.6%	8.8%	1.3%
平成23年度	人数(人)	47,467	6,077	9,577	5,563	10,198	9,461	2,049	4,017	525
	割合(%)	100%	12.8%	20.2%	11.7%	21.5%	19.9%	4.3%	8.5%	1.1%
平成24年度	人数(人)	49,936	6,307	10,095	6,308	10,973	9,805	1,991	3,967	490
	割合(%)	100%	12.6%	20.2%	12.6%	22.0%	19.6%	4.0%	7.9%	1.0%
平成25年度	人数(人)	52,652	6,637	10,492	6,628	11,956	10,600	1,906	4,043	390
	割合(%)	100%	12.6%	19.9%	12.6%	22.7%	20.1%	3.6%	7.7%	0.7%

〔図表 2 - (2) - ア 認定者の内訳及び計画値と実績値の対比〕

(単位:人)

要介護(要支援)認定者数 (下段:構成比)	平成24年度		平成25年度		平成27年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
要支援1	5,467	5,281	5,721	5,587	8,080
	11.2%	10.6%	11.3%	10.7%	10.5%
要支援2	6,967	7,402	7,260	7,684	10,750
	14.3%	14.8%	14.3%	14.7%	14.0%
要介護1	7,064	7,417	7,343	7,947	12,830
	14.5%	14.8%	14.4%	15.2%	16.7%
要介護2	7,258	7,609	7,556	8,128	12,561
	14.9%	15.2%	14.9%	15.6%	16.4%
要介護3	7,551	7,709	7,879	7,917	10,740
	15.5%	15.4%	15.5%	15.2%	14.0%
要介護4	7,910	8,498	8,238	8,858	14,681
	16.2%	17.0%	16.2%	17.0%	19.2%
要介護5	6,554	6,071	6,824	6,003	7,012
	13.4%	12.1%	13.4%	11.5%	9.1%
総計	48,771	49,987	50,821	52,124	76,654
認定率	-	19.8%	-	19.9%	21.2%

資料：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課「要介護（要支援）認定を受けている高齢者の『認知症高齢者の日常生活自立度』調査結果」（各年度 3 月 31 日時点）より作成。

※各市町村からの報告の積み上げであり、図表 2 - (1) 等の数値との調整は行っていない。

〔図表3－(2)－1 高齢者虐待件数の推移〕

虐待者	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養介護施設従事者	1	1	3	0	2
養護者	115	178	135	176	148
合計	116	179	138	176	150

資料：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

認知症高齢者の日常生活自立度判断基準

ランク	I	II		III		IV	M
判断基準	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
		IIa	IIb	IIIa	IIIb		
		家庭外で上記IIの状態が見られる。	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。		

〔図表3－(2)－2 高齢者虐待の状況(平成25年度)〕〔速報値〕

1 虐待者の別

虐待者	養介護施設従事者等	養護者	合計
件数	2	148	150

2 被虐待者の性別

性別	件数	割合
女	129	74.1%
男	45	25.9%
	174	100%

※1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数と被虐待高齢者人数は一致しない。

3 被虐待者の年齢階級

年齢階級	件数	割合
65～69歳	23	13.2%
70～79歳	64	36.8%
80～89歳	65	37.4%
90歳以上	22	12.6%
不明	0	0.0%
合計	174	100%

6 介護保険認定済み者の要支援・要介護状態区分

区分	件数	割合
要支援1	10	9.7%
要支援2	13	12.6%
要介護1	13	12.6%
要介護2	15	14.6%
要介護3	25	24.3%
要介護4	13	12.6%
要介護5	14	13.6%
不明	0	0.0%
計	103	100.0%

介護保険認定済み者103人

※割合は、件数／介護保険認定済み者数

#### 4 虐待の種類（複数回答）

虐待種類	件数	割合
身体的虐待	98	56.3%
放棄・放任	39	22.4%
心理的虐待	94	54.0%
性的虐待	6	3.4%
経済的虐待	52	29.8%

被虐待者数 174人

※割合は、件数／被虐待者数

#### 5 虐待者と被虐待者との関係（複数回答） （養護者による虐待（152件）のケース）

世帯構成	件数	割合
配偶者	38	25.0%
息子	72	47.4%
娘	31	20.4%
息子の配偶者（嫁）	1	0.7%
兄弟姉妹	6	3.9%
孫	5	3.3%
その他	5	3.3%
不明	0	0.0%

被虐待者数：152人

※割合は、件数／被虐待者数

#### 7 介護保険認定済み者の認知症 日常生活自立度

区分	件数	割合
自立又は認知症なし	9	8.7%
自立度Ⅰ	22	21.4%
自立度Ⅱ	24	23.3%
自立度Ⅲ	32	31.1%
自立度Ⅳ	12	11.7%
自立度M	4	3.9%
認知症あるが自立度不明	0	0.0%
認知症の有無が不明	0	0.0%
計	103	100.0%

介護保険認定済み者103人

※割合は、件数／介護保険認定済み者数

資料：養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待の状況（厚生労働省H25.7調べ沖縄県分）より作成。

#### （エ）生きがいくくり・健康づくり関連の状況

- 平成26年4月～6月期の労働力調査によると、高齢者の就業率は13.5%となっている。
- 高齢者の生きがいくくりの核と位置づけられる老人クラブは、クラブ数・会員数とも近年減少傾向となっている。
- 特定健診受診率については、平成24年から平成25年にかけてはほぼ横ばい、特定保健指導実施率は、年々増加している。
- 高齢者の医療費は、全国と比べ高くなっている。

〔図表4－（1） 就業者の割合（年齢階級別、沖縄県）〕

	総数 (万人)	就業者 (万人)	労働力人口 比率
15歳以上人口	117	64	57.6%
65歳以上	27	4	13.5%

※労働力人口比率は万単位で四捨五入する集計の関係上整合性が取れていません。

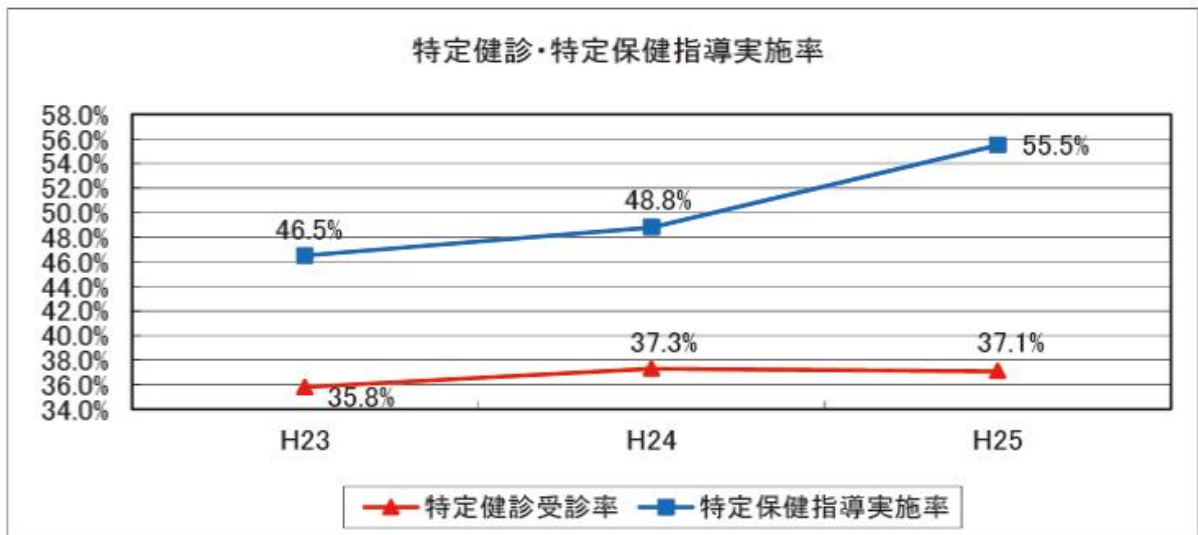
資料：労働力調査基本集計地域別2014年4月～6月期より（総務省）

〔図表４－（２） 単位老人クラブ数の推移〕

区分	本県							
	60歳以上人口(人)	適正クラブ		その他クラブ		計		クラブ加入率
		クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	
平成20年度	303,470	601	61,859	173	4,692	774	66,551	21.9%
平成21年度	316,222	669	64,011	103	2,052	772	66,063	20.9%
平成22年度	329,142	665	62,604	101	2,026	766	64,630	19.6%
平成23年度	340,940	659	60,547	101	1,913	760	62,460	18.3%
平成24年度	347,312	654	59,735	106	1,980	760	61,715	17.8%
平成25年度	363,472	651	59,086	101	1,889	752	60,975	16.8%

資料：福祉行政報告例（厚生労働省）

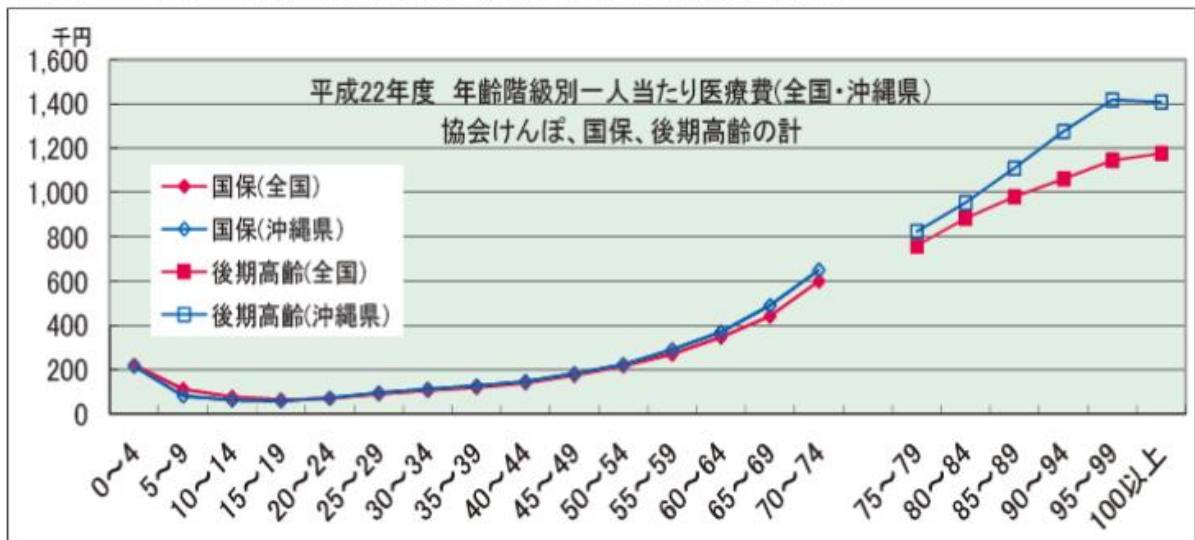
〔図表４－（３） 特定健診・特定保健指導実施率〕



注1市町村国保のみの数値

資料：沖縄県保健医療部国民健康保険課(平成23.24年度は法定報告値、平成25年度は速報値)

〔図表４－（４） 国保・後期高齢者医療制度、年齢構成別の医療費〕



資料：沖縄県 2010沖縄県の医療費（平成22年度医療給付実態調査）

(オ) 高齢者の住まいの状況

○本県の住宅は、全国に比較して、バリアフリー化が遅れている。  
○高齢者の住まいとなる有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が増加している。

〔図表5－(1) 住宅の状況（共有部分のバリアフリー化の状況）〕

共有部分		全国	道路から玄関までの車いす		沖縄	道路から玄関までの車いす	
		総数:B	通行可能:A	比率:A/B	総数:B	通行可能:A	比率:A/B
	住宅総数	52,103,800	6,438,500	12.4%	537,300	36,200	6.7%
	共同住宅	22,094,300	3,798,900	17.2%	300,100	16,800	5.6%

資料：総務省「住宅・土地統計調査」（平成25年）

〔図表5－(2) 高齢者向け住まい・施設の定員数〕

		各年度末時点													
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	施設数	54	54	54	54	54	54	54	54	54	55	55	56	61	61
	定員	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	4,094	4,094	4,194	4,366	4,366
介護老人保健施設	施設数	41	41	41	41	41	41	41	41	41	44	44	44	45	45
	定員	3,732	3,732	3,732	3,732	3,732	3,732	3,732	3,732	3,732	3,929	3,929	3,929	3,988	3,988
介護療養型医療施設	施設数	68	65	58	48	44	33	28	26	22	22	19	17	16	16
	定員	2,122	2,002	1,857	1,567	1,491	1,013	884	830	719	719	622	552	528	528
認知症高齢者 グループホーム	施設数	-	-	-	-	-	-	35	54	56	60	64	80	84	94
	定員	-	-	-	-	-	-	324	495	513	546	582	735	771	870
養護老人ホーム	施設数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	定員	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
軽費老人ホーム	施設数	4	4	5	5	5	5	6	8	9	9	9	9	9	9
	定員	200	200	250	250	250	250	300	400	450	450	450	450	450	450
有料老人ホーム	施設数	2	2	5	7	8	13	16	35	50	63	123	215	258	298
	定員	94	94	221	315	426	557	767	1,118	1,380	1,596	2,793	4,000	4,896	5,912
サービス付き 高齢者向け住宅	施設数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	7	45	64
	戸数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	271	1,534	2,099

※ 遡って廃止等の手続きを行う場合があるため、作成時点によって定員数が異なる場合がある。

※ 休止している施設も含む。

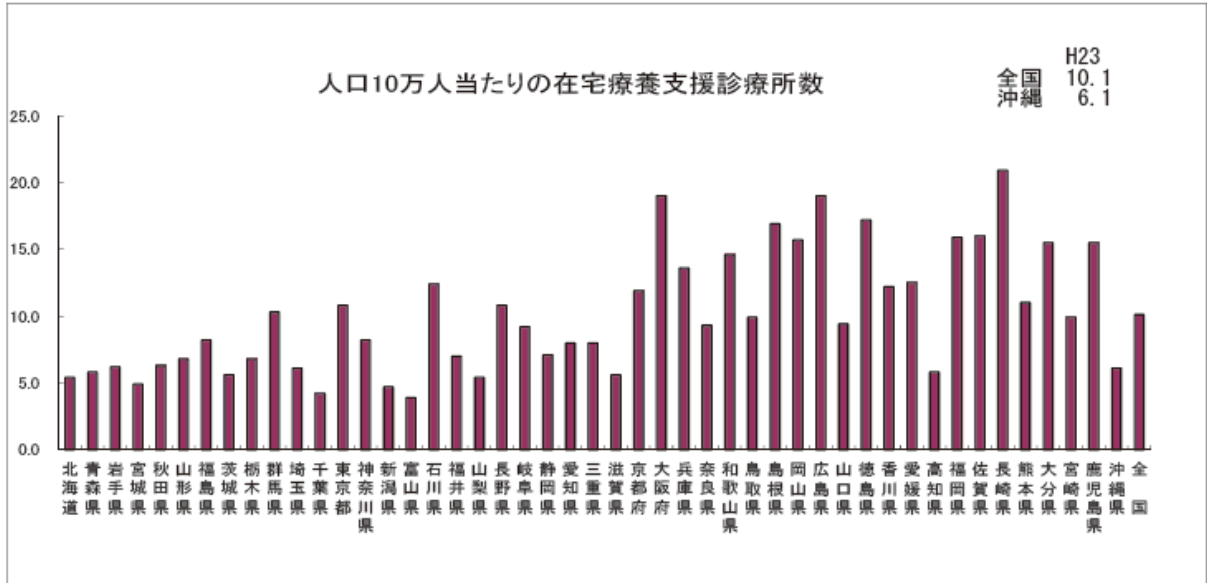
※ 平成18年の老人福祉法改正により、有料老人ホームは、入居者9名以下も届出が必要となるなど対象が拡大した。

資料：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課





【図表6－（3）－1 在宅療養支援診療所の数】



資料：厚生労働省保険局医療課平成23年7月

(キ) 離島町村の状況

- 本県全体の高齢化率（17.9%）と比較し、離島町村における高齢化率（25.0%）は高い状況にある。
- 介護サービス事業所数は、居宅サービスについては離島特例を活用するなど提供事業所が無いという状況は脱しつつあるものの、地域密着型サービスについては事業所数が少ない状況にある。

【図表7－（1） 沖縄県内離島町村の高齢化の状況】

平成25年10月1日現在

圏域	市町村名	総人口	人口比率			
			65歳以上人口	75歳以上人口	高齢化率 (B/A)	65歳以上人口のうち、75歳以上人口の割合 (C/B)
単位	人	人	人	%	%	
北部	伊江村	4,763	1,317	809	27.7%	61.4%
	伊平屋村	1,319	337	216	25.5%	64.1%
	伊是名村	1,563	446	291	28.5%	65.2%
南部	渡嘉敷村	715	160	108	22.4%	67.5%
	座間味村	905	213	141	23.5%	66.2%
	粟国村	762	267	189	35.0%	70.8%
	渡名喜村	403	157	98	39.0%	62.4%
	南大東村	1,285	278	152	21.6%	54.7%
	北大東村	554	102	51	18.4%	50.0%
	久米島町	8,407	2,117	1,327	25.2%	62.7%
宮古	多良間村	1,269	349	193	27.5%	55.3%
八重山	竹富町	4,107	845	542	20.6%	64.1%
	与那国町	1,557	327	184	21.0%	56.3%
離島計		27,609	6,915	4,301	25.0%	62.2%
沖縄県分		1,445,760	258,301	134,971	17.9%	52.3%

資料：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

高齢者福祉関係基礎資料(各町村住民基本台帳(平成25年10月1日値))より作成。

〔図表7－(2)－1 離島町村毎の介護サービス事業所数〕

圏域	市町村名	居宅サービス											計
		訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	
北部	伊江村	—				55		10					65
		1				2		1					4
	伊平屋村	—				40		20					60
		1				1		1					3
	伊是名村	—				30		4					34
1					2		1					4	
小計	—	—	—	—	125	—	34	—	—	—	—	159	
	3	—	—	—	5	—	3	—	—	—	—	14	
南部	渡嘉敷村	—				15						15	
		1				1						2	
	座間味村	—				10		3				13	
		1				1		2				4	
	粟国村	—				10		4				14	
		1				1		1				3	
	渡名喜村	—				30						30	
		1				1						2	
	南大東村	—						3				3	
		1						1				2	
北大東村	—										—		
	1										1		
久米島町	—				108		13			—	—	121	
	2				5		2			2	1	12	
小計	—	—	—	—	173	—	23	—	—	—	—	196	
	8	—	—	—	9	—	6	—	—	2	1	26	
宮古	多良間村	—				30		9				39	
		1				1		1				3	
小計	—	—	—	—	30	—	9	—	—	—	—	39	
	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	2	
八重山	竹富町					50		4				54	
						4		1				5	
	与那国町	—				10		4				14	
		1				1		1				3	
小計	—	—	—	—	60	—	8	—	—	—	—	68	
	1	—	—	—	5	—	2	—	—	—	—	8	
合計	—	—	—	—	418	—	74	—	—	—	—	462	
	13	—	—	—	22	—	12	—	—	2	1	48	

※上段は定員 下段は事務所数

※平成26年3月31日現在

※訪問看護及び訪問リハビリテーションはみなし指定を除く

資料：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

※〔図表7－(2)の事業所数の取扱いについて〕

本表に用いている事業所数は基準該当サービス及び離島相当サービスの事業所数を加えたものであります。図表6－(2)－1で圏域毎に示した事業所数については基準該当サービス及び離島相当サービスは加えていないため、基礎となる事業所数について違いがあります。

〔図表7-(2)-2 離島町村毎の地域密着型・介護保険施設サービスの事業所数及び定員数〕

圏域	市町村名	地域密着型サービス								施設サービス				居宅介護支援
		夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	複合型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
北部	伊江村				9				9	30			30	—
					1				1	1			1	3
	伊平屋村								—				—	—
									—				—	1
	伊是名村								—	30			30	—
									—	1			1	1
	小計	—	—	—	9	—	—	—	9	60	—	—	60	—
		—	—	—	1	—	—	—	1	2	—	—	2	5
南部	渡嘉敷村								—				—	—
									—				—	—
	座間味村			5					5				—	—
				1					1				—	1
	栗国村								—	30			30	—
									—	1			1	—
	渡名喜村								—				—	—
									—				—	1
	南大東村								—				—	—
									—				—	—
	北大東村								—				—	—
									—				—	—
	久米島町		13	25	9		25		72	30			30	—
			2	1	1		1		5	1			1	4
	小計	—	13	30	9	—	25	—	77	60	—	—	60	—
		—	2	2	1	—	1	—	6	2	—	—	2	6
宮古	多良間村								—				—	—
									—				—	1
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
八重山	竹富町			15					15	30			30	—
				1					1	1			1	—
	与那国町								—	30			30	—
									—	1			1	1
	小計	—	—	15	—	—	—	—	15	60	—	—	60	—
		—	—	1	—	—	—	—	1	2	—	—	2	—
合計		—	13	45	18	—	25	—	101	180	—	—	180	—
		—	2	3	2	—	1	—	8	6	—	—	6	13

※上段は定員 下段は事務所数

※平成26年3月31日現在

資料：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

## ② 高齢者関係の施策の方針

上述した本県の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、以下の施策方針を掲げている。

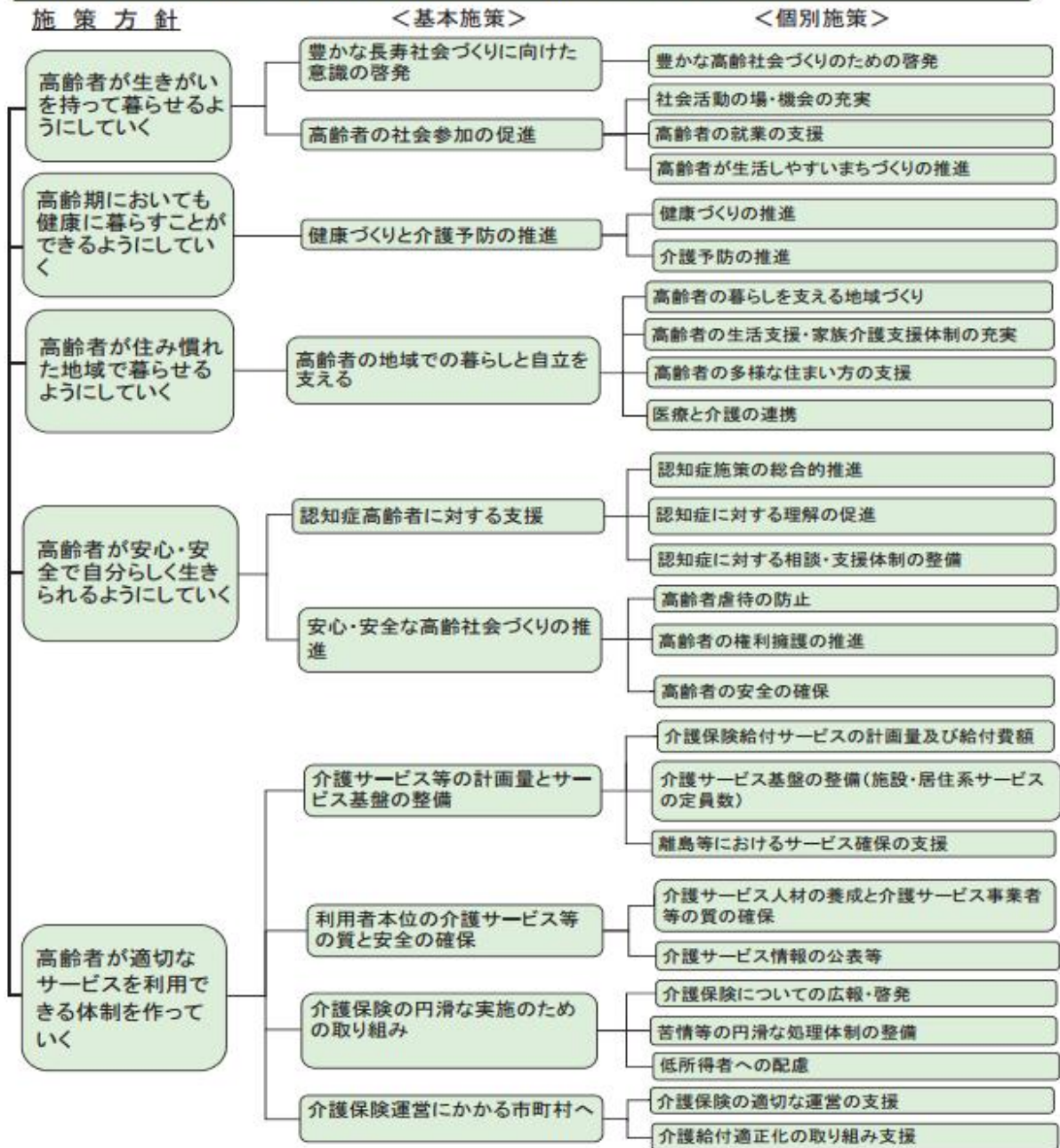
### 基本理念

『県民が生涯にわたり心身共に健やかで、尊厳を保ちながら充実した生活を営むことができる社会』  
 『県民が生涯にわたり社会を構成する一員として尊重され、自立と支え合いの精神に立った地域が形成される社会』  
 『県民が生涯にわたり就業その他の多様な社会活動に参加する機会が確保される、公正で活力ある社会』

### 視点

施策・事業を展開するに当たっては『地域包括ケアシステム』の構築を見据えた視点で取組む。

### 施策方針



(2) 本県の子ども・子育ての現状

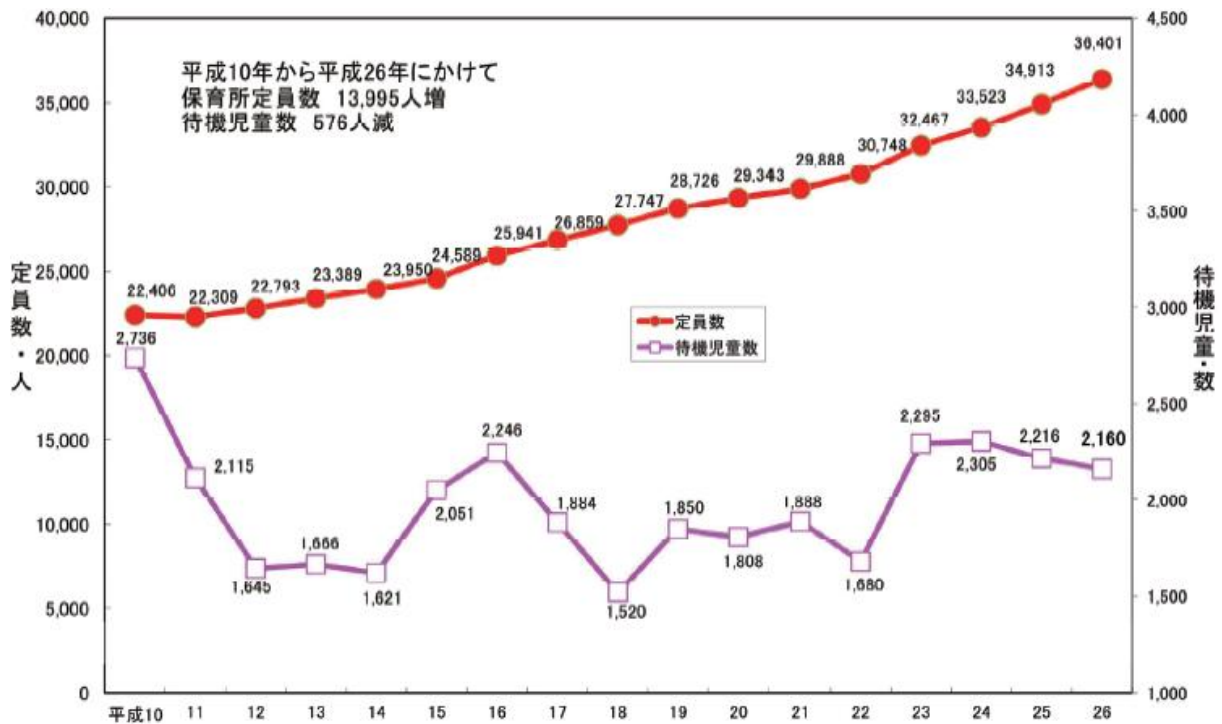
平成 27 年 3 月策定の「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」から要約して抜粋する。

①本県における子ども・子育て支援を巡る現状と課題

(ア) 待機児童の状況

○県が平成 24 年度に実施した県民意識調査によると、子ども・子育てに関し県民の多くが「非常に重要である」として項目は、「子どもの育成環境が整っている」「健全育成・教育環境がつくられる」「学童保育所等が利用しやすい」「公平な教育機会が確保されている」「仕事と子育ての両立しやすい環境」「夫婦で家事や育児に取り組む」などとなっている。  
 ○保育サービスについては、本県の待機児童数は平成 25 年度現在、2,216 人と東京に次いで多く、人口当たりの待機率（待機児童数/入所児童数）で見ると、5.9%で全国 1 位となっている。  
 ○核家族のうち 6 歳未満児のいる世帯の割合は 19.1%と全国 1 位で、ひとり親家庭等の割合も高いことなど、保育サービスのニーズは非常に高い状況にある。

保育所定員数、待機児童数の推移（平成10～26年度）



(イ) 児童虐待の状況

○本県の児童相談所における平成 25 年度の虐待相談対応件数は 348 件で、平成 11 年度の約 1.5 倍、また、市町村への相談は平成 25 年度に 918 件となるなど増加している。  
 ○その発生要因としては、経済的な問題や少子化・核家族化の影響による子育て家庭の孤立化、地域の子育て機能の低下を背景とした養育力の低下等、様々な要因が複雑に絡みあっていると考えられる。

(ウ) ひとり親家庭等の状況

○県全体約 55 万世帯のうち、母子世帯が約 3 万世帯、父子世帯が約 5 千世帯と推計され、全国的にも高い出現率となっている。

○こうした家庭では、仕事、育児、収入等の問題が複雑に重なり合い、多くの困難を抱えている。

(エ) 障がい児支援の状況

○障がい児の支援については、地域における社会資源の偏在、支援の隙間にある障がい児の対応など、相談支援から療育支援、施設入所支援及び通所サービスによる支援の提供までには多くの支援が必要な状況にある。

○発達障がい児の支援については、沖縄県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児に対して、早期発見、早期の支援及びその後の一貫した支援ができるよう、当事者やその家族、市町村や関係機関への専門的・広域的な支援や発達障がいについての適切な情報の周知に取り組んできた。

○しかしながら、発達障がいを診療できる医療機関及び専門的な支援を行う人材の不足、健診段階からの発達の気になる子への対応、発達障がいに対する正しい知識と理解が不十分であることなど、一貫した支援を実施するために必要な各関係機関へのつなぎ支援等について課題がある。

(エ) 雇用の状況

○育児休業取得率は平成 25 年度現在、男性では 2.8%、女性が 91.4%となっており、近年女性の取得率は高まっているものの、男性においては伸び悩んでいる。

○就業形態の比率では平成 24 年度現在、正規雇用労働者は 55.5%、パートタイム労働者 28.4%、契約社員 10.0%となっている。

○県内の雇用情勢は完全失業率や有効求人倍率については近年着実に改善しているものの、子育て世帯になりうる若年者の非正規雇用者の割合は 50.4%（男性 39.0%、女性 57.8%）と高く、雇用の質の向上、労働者の労働条件及び福祉の向上が求められている。

②沖縄県における乳幼児期の教育・保育の現状と課題

(ア) 幼稚園及び保育所等の利用状況

**幼稚園及び保育所等の利用率**

(単位：%)

	全 体	0 歳	1～2 歳	3 歳	4～5 歳
沖 縄 (認可外利用含む)	56.2 (73.2)	19.0 (23.0)	45.2 (68.0)	59.6 (86.0)	85.0 (98.1)
全 国 (認可外利用含む)	58.0 (60.8)	9.5 (11.2)	30.3 (34.0)	82.9 (86.0)	96.9 (99.3)

○本県における、平成 24 年度の乳幼児の幼稚園及び保育所の利用児童数を基に平成 22 年国勢調査人口で利用率を求めると利用率は 56.2%となっており、全国平均の 58.0%と比較し 1.8%下回っている。

○年齢ごとに見ると、0 歳児で 19.0%（全国 9.5%）、1 歳児から 2 歳児で 45.2%（全国 30.3%）、3 歳児で 59.6%（全国 82.9%）、4 歳児から 5 歳児で 85.0%（全国 96.9%）となっている。

#### （イ）幼稚園の状況

○公立幼稚園については、戦後米軍の統治時代、小学校に併設された歴史的背景や、昭和 42 年の幼稚園教育推進法制定後に 5 歳児の就園を目標とし全小学校に設置されたこと等から、5 歳児の幼稚園就園率は、平成 25 年度まで全国 1 位と高い状況にある。

○他方、幼児期の発達の連続性を確保する観点からは複数年保育が求められている。公立幼稚園の複数年保育については、3 年保育はほとんど実施されておらず、2 年保育については 102 園となり年々増えてきている。

○預かり保育については平成 25 年度現在、71.1%だが、土日は実施していないなど実施方法には違いがある。

○私立幼稚園については平成 25 年度現在、34 園あり、それぞれの園において幼稚園教育要領を基としながら、建学の精神のもと特色ある教育が実践されている。

○また、全ての私立幼稚園が預かり保育を実施し、3 年保育も 97%の園が実施するなど、幼児教育及び子育て支援の充実に積極的に取り組んでいる。

○全国的には私立幼稚園の数は全体の 6 割を占めているが、沖縄においては 1 割に留まり、私立幼稚園の数が少ないことから市町村の支援が手薄になっているところがある。

#### （ウ）保育園の状況

○保育所については、本県の課題としては、保育所整備が十分でないことを受け、全国と比べて待機児童が多く、保育所における 5 歳児保育のニーズ等への対応が求められている。

○認可外保育施設の施設数及び入所児童数は全国上位に位置しており、県では早期の認可化移行に向けた取組を行ってきた。

○認定こども園については、平成 25 年度現在 2 施設となっており、多様化する教育・保育ニーズや地域の実情を踏まえた取組が必要である。

## 2 沖縄 21 世紀ビジョンにおける福祉・保育施策の位置づけ

(出典：「沖縄 21 世紀ビジョン」、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」、沖縄県 HP より引用・要約)

### (1) 沖縄 21 世紀ビジョン

本県は、平成 22 年 3 月、沖縄県の「あるべき姿」「ありたい姿」を示した長期的ビジョンである「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定し、国においては、改正沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興の意義及び方向を明らかにした「沖縄振興基本方針」を平成 24 年 5 月に決定した。

沖縄 21 世紀ビジョンは、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想である。沖縄県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る取り組みや、県政運営の基本的な指針となるものとされている。

#### ① 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画

沖縄 21 世紀ビジョンで示した県民が望む将来像を実現するため、平成 24 年 5 月 15 日に沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画〈平成 24 年度～平成 33 年度〉）を策定している。この基本計画では、沖縄 21 世紀ビジョンで掲げた 5 つの将来像の実現及び 4 つの固有課題の解決を図り、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現することを目標としている。

#### ② 沖縄 21 世紀ビジョン実施計画

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の着実な推進のため、平成 24 年 9 月 13 日に沖縄 21 世紀ビジョン実施計画を策定している。実施計画では、基本施策の目的や目標となる姿を示し、県民をはじめとした多様な主体の参画と協働を促すほか、主な課題や成果指標を掲げ、課題の解決に向けた具体的な取組や活動量を設定することにより、成果指標を用いた施策効果の検証や各施策に係る取組の進捗状況の確認などの PDCA サイクルを確立し、基本計画の着実な推進を図るとしている。なお、PDCA サイクルについては、第 3 監査の結果 1 全般的意見（意見Ⅲ）を参照されたい。

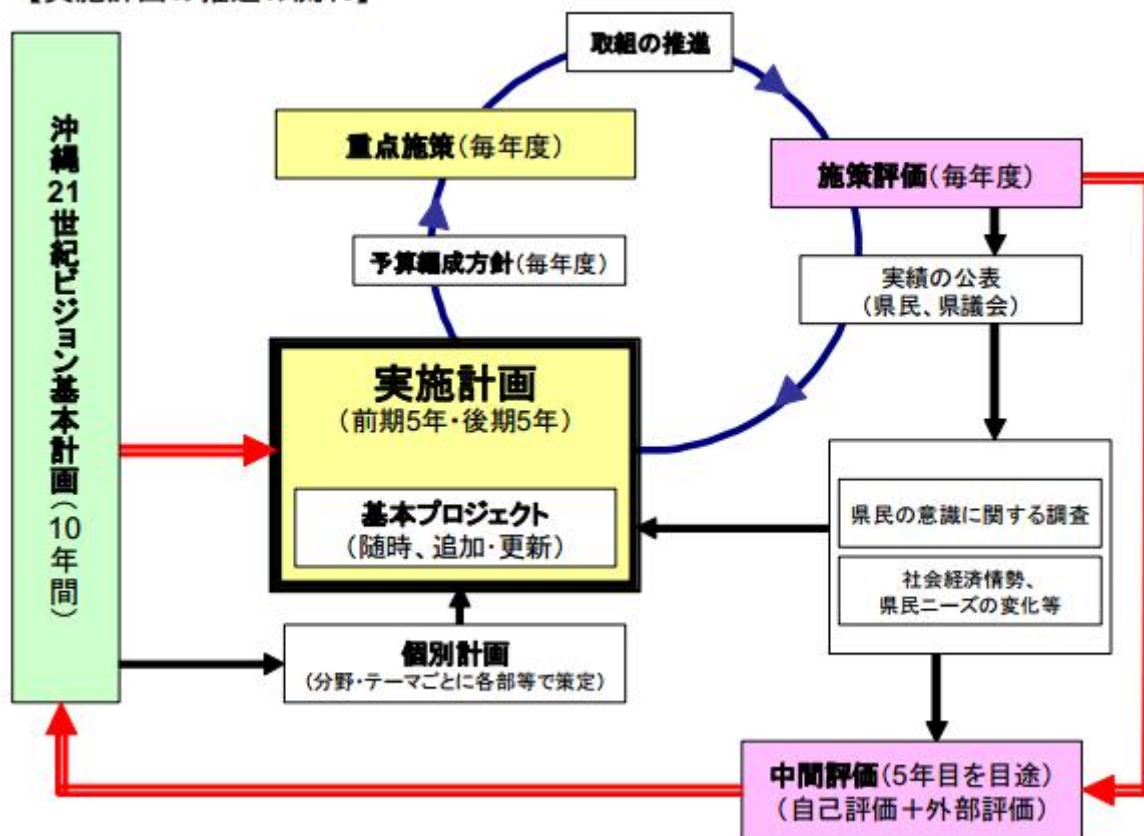
実施計画の推進に当たっては、本計画で示した課題に着実に対応することが重要であり、沖縄県等の取組が課題の解決に向けた有効な手段となるよう常に見直し・改善を行うことが求められる。具体的には以下の 3 つの取組を挙げている。

- イ) 実施計画で示した各年度の取組の進捗状況の確認や成果指標の達成状況の検証等を踏まえ、新たな取組を追加するなど、毎年度、実施計画の見直しを行う。
- ロ) 特定の分野やテーマについては、複数の事業・取組で構成する基本プロジェクトをとりまとめ、全庁的な取組や各施策の連携を促すほか、予算編成へ反映することで、実施計画の効果的な推進を図る。



ハ) 前期の実施計画の最終年である5年目を目途に、毎年度の実績、県民の意識に関する調査、社会経済情勢や県民ニーズの変化等を踏まえて、施策効果や施策の展開方向等について評価・点検を行い、必要に応じて基本計画を見直すとともに、後期の実施計画の策定に反映する。

【実施計画の推進の流れ】



(2) 沖縄21世紀ビジョンにおける福祉・保育施策の位置づけ

沖縄21世紀ビジョン実施計画は、沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現に向け、推進する36の基本施策及び118の施策展開を体系化している。

子ども生活福祉部所管の主な取組として実施される事業も、5つの将来像のいずれかに関連付けられ、施策展開されている。以下は、子ども生活福祉部が策定した主要な個別計画のうち、監査対象事業に関連するものについて、概要と沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画との関係性である。

「沖縄県高齢者保健福祉計画」(平成27年度～平成29年度)

本計画は、平成24年3月に策定した「沖縄県高齢者保健福祉計画(平成24～26年度)」で掲げた「沖縄の目指すべき高齢社会」の基本理念を継続するとともに、引き続き、高齢者の生きがいづくりや健康・尊厳の保持及び適切な支援サービスの供給を推進し、高齢者の生活支援等も含め、地域全体で高齢者の生活を支えていく地域包括ケアシステムの体制づくりに向けた計画としている。また、この計画は、次の法律に基づく2つの計画を一体的に作成するものである。

①老人福祉法(第20条の9)に基づく「沖縄県老人福祉計画」

②介護保険法（第 118 条）に基づく「沖縄県介護保険事業支援計画」

さらに、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画・実施計画」の個別計画として位置づけられ、同計画で掲げる以下の施策展開との整合性を図っている。

将来像Ⅱ：心豊かで、安全・安心に暮らせる島 基本施策：(3) 健康福祉セーフティネットの充実 施策展開：ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境作り
---

「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」

平成 24 年に国は、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）を制定した。本計画は、支援法第 62 条に基づき策定する計画であり、沖縄県の子ども・子育て支援の基本方針となるものである。

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画においては、子ども・子育て支援に関して、沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち豊かな可能性を發揮できる社会を実現するため「子育てセーフティネットの充実」を推進するとともに、子どもたちの「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけられるよう、「自ら学ぶ意欲を育む教育の充実」を推進することとしている。

将来像Ⅱ：心豊かで、安全・安心に暮らせる島 基本施策：(2) 子育てセーフティネットの充実
--

将来像Ⅴ：多様な能力を發揮し、未来を拓く島 基本施策：(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実
--

本計画においては、子ども・子育て支援の理念や沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を踏まえて 6 項目の基本的視点を設定している。

### 3 わが国の福祉・保育政策の方向性 ～社会福祉法の改正～

#### (1) 社会福祉法人制度開始の経緯

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法に基づき設立される法人である。

社会福祉法人制度が創設された昭和 20 年代、わが国は、終戦による海外からの引揚者、身体障がい者、戦災孤児、失業者などの生活困難者の激増という困難に直面していた。その対応が急務となる中、戦後の荒廃で行政資源が不十分であるため民間資源の活用が求められた。

このため、社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を行政としつつも、事業の実施を民間に委ね、かつ、事業の公益性を担保する方策として、行政機関（所轄庁等）がサービスの内容と対象者を決定し、それに従い事業を実施する仕組み（以下「措置制度」という。）が設けられた。そして、措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人格が活用されたのである。

社会福祉法人は、以下のような旧民法第 34 条に基づく公益法人としての性質を有する。

- ①社会福祉事業を行うことを目的とする（**公益性**）
- ②法人設立時の寄附者の持分は認められず、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者または国庫に帰属する（**非営利性**）
- ③所轄庁による設立認可により設立される

なお、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」への公的助成は、憲法第 89 条により制限されている。しかし、社会福祉法人は、イ)同条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や税制優遇を受け一方、ロ)社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監督を受けてきた。

このような沿革があつて、社会福祉法人については、規制・監督と支援・助成を一体的に行い、安定的な事業の実施を確保するための仕組みが制度化されている。以下、厚生労働省ホームページから引用する。

#### **規制・監督**

- | 社会福祉法人の設立の際には、必要な資産の保有や法人の組織運営等に関して一定の要件を課しています。
- | 適正な施設運営を確保するため、運営費の支出対象経費、繰入れ等に関する規制を行っています。
- | 事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充てられ、配当や収益事業に支弁できません。
- | 法人の適正な運営を担保するため、役員了解職勧告や法人の解散命令等の強力な公的関与の手段が法律上与えられています。
- | 事業を実施するために寄付された財産はその法人の所有となり、財産分与（持分）は認められません。また、解散した場合の残余財産は、定款の定めにより他の社会福祉法人または国庫に帰属します。

### 支援・助成

- Ⅰ 施設入所者（利用者）の福祉の向上を図るため、社会福祉法人による施設整備に対し、一定額を補助しています。
- Ⅰ 社会福祉事業の公益性にかんがみ、また、その健全な発達を図るため、法人税、固定資産税、寄付等について税制上の優遇措置が講じられています。
  - （例）法人税
    - 社会福祉法人は収益事業以外からの所得は非課税
      - ※ 株式会社は所得の約 30%が課税
  - Ⅰ 社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度を設けています。
    - 給付水準は国家公務員に準拠
    - 国及び都道府県による補助（各 1/3）

### （2）社会福祉法改正に至る経緯

社会福祉法改正には様々な経緯があるが、参考文献「改正社会福祉法で社会福祉法人の法務財務はこう変わる」から簡潔なまとめを引用する。

- i. 社会福祉法人は元々、高い公益性と非営利性を備えた「公の支配」に属する法人として、旧民法第 34 条の公益法人の特別類型として設立された。
- ii. その後、福祉ニーズが多様化・複雑化し、社会福祉法人の役割がますます重要になった。
- iii. 他方、介護や福祉の分野に株式会社などの供給主体が参入するようになり、イコールフットィング(※)の議論が生ずることになった。
- iv. さらに、一部の特別養護老人ホームにおいて過大な内部留保が積み上がっている、一部の社会福祉法人で不適切な運営が行われている、社会福祉法人は税制優遇を受けていながら財務諸表の公表がなされていない、などの問題点が指摘された。
- v. 一方で、旧民法第 34 条に基づく公益法人については、平成 18 年に制度改革が行われ、その組織等について法律で明確に規定されるようになり、一定の要件を満たしたもののみが新制度の下の「公益法人」として税制優遇を受けるとともに、高いレベルの情報公開が義務付けられた。
- vi. 社会福祉法人について、上記の問題点を解消するとともに、公益財団法人以上の公益性・透明性を担保するため、社会福祉法人のあり方が検討され、法人運営におけるガバナンスの強化、透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投資等を内容とする法改正がなされた。

#### (※)イコールフットィング

事業者間における事業を実施するための条件を公平なものとする。イメージとしては、介護や保育と言った事業には補助金や税制上の優遇措置を受けない株式会社などの経営主体も参画しているのだから、社会福祉法人が株式会社などと同様の事業を行うのであれば、補助金や税制上の優遇措置、参入規制は不要ないし不適切ではないかという考え方。

社会福祉法人制度の大幅な見直しは、今回の社会福祉法改正につながっている。制度見直しの基本的な視点は①公益性・非営利性の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献である。

社会福祉法人をとりまく環境は近年大きく変化している。平成 12 年の介護保険制度導入による「措置」から「契約」への大転換の結果、利用者が直接、施設を選択し契約をするようになった。つまり利用者に施設・法人が選ばれる時代になったということである。

次に平成 24 年に社会福祉法会計基準が適用開始となった。従来、実施するサービスにより異なる会計処理がなされていた社会福祉法人の会計処理基準が一つになり、会計処理の内容

も株式会社により近いものとなった。その結果、社会福祉分野に参入している営利法人との比較も容易になった。

そして、今回の社会福祉法改正により、新たな情報開示が求められる。財務諸表・現況報告書・役員報酬基準・役員報酬総額・親族等関係者との取引内容を一般に開示することが必要となった。加えて、社会福祉充実計画の作成が必要となる。

### (3) 社会福祉充実計画

社会福祉法人は公費等を原資とした報酬や措置費・委託費により運営されていること、介護保険、措置制度等の公的制度により安定収入を得られるという事業の特性を踏まえ、社会福祉法人の内部留保は、必要最低限の財産を除き、社会福祉事業または公益事業に再投下されることが適当である。すなわち内部留保の算定を経て、現在の事業以外に活用できる財産を保有している場合には、社会福祉法人の趣旨・目的に従い、これを計画的に社会福祉事業または公益事業により供給されるサービス、いわゆる福祉サービスに再投下し、地域に還元することが求められる。その仕組みとして、社会福祉法人は、毎会計年度において、再投下可能額(社会福祉充実残額)がある場合には、社会福祉充実計画を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならないこととされた。

## 4 子ども生活福祉部の概要

### (1) 組織構成

8課12出先機関から構成される(次ページ参照)。なお、「子ども未来政策課」は、深刻な子どもの貧困対策を強化するため、同年4月1日に始動して間もない「子ども未来政策室」から昇格する形で平成28年11月1日付で新設されたものである。

所属名	主な業務内容
福祉政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>福祉行政の企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>社会福祉事業に関すること。</li> <li>生活保護に関すること。</li> </ol>
北部福祉事務所	<p>【管轄地域】</p> <p>【北部】名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村</p>
中部福祉事務所	<p>【中部】宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村</p>
南部福祉事務所	<p>【南部】浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町</p>
宮古福祉事務所	<p>【宮古】宮古島市、多良間村</p>
八重山福祉事務所	<p>【八重山】石垣市、竹富町、与那国町</p>
高齢者福祉介護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>老人福祉に関すること。</li> <li>老人福祉施設及び老人保健施設に関すること。</li> <li>老人福祉団体の指導育成に関すること。</li> </ol>
青少年・子ども家庭課	<ol style="list-style-type: none"> <li>児童福祉に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>母（父）子及び寡婦の福祉に関すること。</li> <li>次世代育成支援の総合的企画推進に関すること。</li> </ol>
女性相談所	<ol style="list-style-type: none"> <li>要保護女子及びその家庭に必要な調査並びに医学的、心理的及び職能的判定に関すること</li> <li>要保護女子の必要な措置に関すること</li> <li>要保護女子の各般の問題につき相談に関すること</li> <li>要保護女子の一時保護に関すること</li> <li>配偶者暴力相談支援センターに関すること</li> </ol>
若夏学院	<ol style="list-style-type: none"> <li>入所児の学科指導計画及び実施に関すること</li> <li>入所児の生活指導及び職業指導に関すること</li> <li>入所児の心理的判定に関すること</li> </ol>
中央児童相談所	<p>【管轄地域】</p> <p>【中央】那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、宮古島市、石垣市、西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、多良間村、竹富町、与那国町</p>
コザ児童相談所	<p>【コザ】名護市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村</p>
子ども未来政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困対策に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。</li> </ol>
子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>児童福祉に関すること（保育施設、児童厚生施設及び子育て支援に限る。）。</li> <li>認定こども園に関すること。</li> <li>保育士に関すること。</li> </ol>
障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。</li> <li>障害児福祉に関すること。</li> <li>障害者の自立支援に関すること。</li> <li>障害者の社会参加促進に関すること。</li> </ol>
身体障害者更生相談所	<ol style="list-style-type: none"> <li>身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所等に係る市町村間の連絡調整に関すること</li> <li>市町村、県福祉事務所に対する専門的な技術的援助及び助言に関すること</li> <li>身体障害者更生援護施設等に対する専門的な技術的援助及び助言に関すること</li> </ol>
消費・暮らし安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>県民生活及び交通安全対策に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。</li> <li>消費者行政及び物価行政に関すること。</li> </ol>
計量検定所	<ol style="list-style-type: none"> <li>計量関係事業の登録及び届出に関すること。</li> <li>計量思想の普及に関すること。</li> <li>特定計量器の検定に関すること。</li> </ol>
平和援護・男女参画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>平和行政に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>平和祈念資料館に関すること。</li> <li>平和の礎に関すること。</li> </ol>
平和祈念資料館	<ol style="list-style-type: none"> <li>沖縄戦及び平和に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。</li> <li>沖縄戦に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>沖縄戦における戦争体験の継承に関すること。</li> </ol>

(2) 予算概要

平成28年度当初予算は、教育委員会、総務部、土木建築部に次ぐ733億円であり、前年度比10億円の増加(+1.5%)となっている。

(出典：「平成28年度当初予算(案)説明資料」)

### 部局別総括表(一般会計)

(単位：千円、%)

部局名	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	対前年度 増△減額	伸率
知事公室	4,387,800	4,275,056	112,744	2.6
総務部	140,384,721	133,641,337	6,743,384	5.0
企画部	51,779,902	53,523,178	△1,743,276	△3.3
環境部	3,201,648	3,485,786	△284,138	△8.2
<b>子ども生活福祉部</b>	<b>73,355,808</b>	<b>72,268,370</b>	<b>1,087,438</b>	<b>1.5</b>
保健医療部	64,715,840	68,460,936	△3,745,096	△5.5
農林水産部	61,165,056	58,766,107	2,398,949	4.1
商工労働部	30,893,489	37,652,100	△6,758,611	△18.0
文化観光スポーツ部	21,038,045	13,181,570	7,856,475	59.6
土木建築部	107,833,654	106,547,899	1,285,755	1.2
出納事務局	699,470	604,362	95,108	15.7
教育委員会	159,692,171	159,374,735	317,436	0.2
公安委員会	33,067,707	32,873,729	193,978	0.6
県議会事務局	1,450,874	1,355,240	95,634	7.1
人事委員会	177,697	174,232	3,465	2.0
監査委員	180,602	178,949	1,653	0.9
労働委員会	131,516	133,414	△1,898	△1.4
合計	754,156,000	746,497,000	7,659,000	1.0

### 第3 監査の結果

#### 1 全般的意見

全般的な観点から、以下の意見（3つ）及び提言（1つ）としたい。

意見Ⅰ	社会福祉法改正を契機とした社会福祉法人に対する効果的な関与の必要性について
意見Ⅱ	「子どもの貧困問題は経済・労働問題でもある」という認識に基づく他部局との連携を意識した事業計画の必要性について
意見Ⅲ	PDCAの効率化と実効性を高めることの必要性について
提言	（意見Ⅲに添えて） 効果的な政策評価手法導入の必要性について

#### (意見Ⅰ)社会福祉法改正を契機とした社会福祉法人に対する効果的な関与の必要性について

##### 【現状】

本年度包括外部監査では、介護・保育職員の処遇改善に向けた県の取組に着目した。

特に、保育施設における給付費（委託費）の積算根拠となる公定価格のうち人件費相当額に対して、その実績額がどのような状況なのか、また、その状況に対して県はどうか対応しているのか、について確認した。

##### 公定価格

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（施設運営費）であり、地域区分(7区分)、利用定員別(17区分)、認定区分別、年齢別、保育必要料別等に応じた「基本額」と「各種加算額」の金額を具体的に定めており、各施設の収入総額（施設型給付費・地域型保育給付費と利用者負担額の合計）となる。

なお、私立保育所における保育の費用については、児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、市町村が施設に対して保育に要する費用を委託費として支払うものとされる。地域型保育給付も共通の整理である。但し積算根拠は施設型給付・地域型保育給付と同様に公定価格である。

#### 1. 保育士給与における公定価格による積算結果と実績

内閣府と厚生労働省の連名で各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部長宛での通知「私立保育所の運営に要する費用について」（府子本第257号 雇児保発0903第3号 平成27年9月3日）に以下のとおり明記されている。なお、(注)2にある国家公務員給与法は「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）を指す。

##### 公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費）+ 事業費



人件費関係  
平成 27 年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費（年額）	
			調整数	基本額	平成26年度 当初	平成27年度 当初
所 長	(福) 2-33	251,500 円	—	—	約 459 万円	約 466 万円 (+1.5%)
主任保育士	(福) 2-17	231,744 円	1	9,200 円	約 423 万円	約 430 万円 (+1.7%)
保 育 士	(福) 1-29	197,268 円	1	7,800 円	約 356 万円	約 363 万円 (+2.0%)
調 理 員 等	(行二) 1-37	168,100 円	—	—	約 292 万円	約 299 万円 (+2.3%)

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。  
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。  
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。  
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。  
 5 地域区分について別途加味する必要がある。  
 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

出典：「私立保育所の運営に要する費用について」府子本第 257 号 雇児保発 0903 第 3 号 平成 27 年 9 月 3 日

上記のとおり公定価格に基づく積算上は保育士の年額 363 万円である。これに対し、沖縄県の保育士(男女計)に対する支給実績は、厚生労働省の平成 27 年「賃金構造基本統計調査」によると、「きまって支給する現金給与額」(月額)は 181.7 千円、「年間賞与その他特別給与額」は 493.1 千円であり、年額ベースに換算すると 2,673 千円(=181.7 千円×12 か月+493.1 千円)である。

このような積算と著しく異なる状況(特に、公定価格>実際の給与額 のケース)について、公定価格積算上の保育士の配置数は最低限必要なものであり、実際の保育施設では保育士の処遇改善や保育の質を高めるため保育士を多く配置していること、非正規職員の雇用が多いことのほか、統計の母集団となる保育士の経験年数が異なること等から、結果をそのまま比較することはできない。しかし、平成 27 年の賃金構造基本統計調査において、本県は全国で 44 位と下位に位置していることから、保育士の賃金改善は課題と認識している。

それに対して、県は保育施設へ給付される額のうち、確実に保育士の処遇改善に充てることが要件となっている額について、保育施設が作成する計画書及び実績報告書で保育士の処遇改善状況を確認するほか、保育士の正規雇用化や年休所得及び産休取得を支援する事業等を実施し更なる処遇改善を図っているところである。

## 2. 県による指導監査の状況

事前に各施設に作成を指示する指導監査調書の中に「収支計算分析表」と「給与支給状況」がある。「収支計算分析表」は、収入項目である委託費収入の内訳として人件費総額(公定価格に基づく人件費相当額)と、支出項目である人件費支出(種別ごと)が対比できる。「給与

支給状況」は、職員ごとの給与実績を把握できる。

私立保育所の運営に要する費用については、児童福祉法第 24 条第 1 項に由来する委託費について、その性格上一定の用途制限が定められており、関連する内閣府・厚生労働省連名通知(※)では、保育所委託費の弾力運用の要件として「適正な給与水準(施設長及び職員の給与が地域の賃金水準と均衡がとれていること、定期昇給について職員間の均衡がとれていること等)が維持されていること」とされている。指導監査では、当該要件を満たしているかどうか確認を行っている。

しかし、適正な給与水準かどうかの比較対象である地域の賃金水準がそもそも低水準であるため、限定的な指導にならざるを得ないという状況であった。

なお、指導監査担当のリソース(人員、時間、情報など)は非常に限られている。その中で私立保育所 258 か所(平成 28 年度の当初実施計画時点)すべてを児童福祉法施行令第 38 条に基づき年 1 回実地により監査をするというスケジュールを設定し、監査人は実際に指導監査に同行したが、非常に効率的に業務を行っている印象を受けた。それゆえ、仮に処遇改善に向けた指導監査を充実させようとしても現状のままでは困難を伴うと考えられる。

(※)「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて(府子本第 255 号 雇児保発 0903 第 1 号 平成 27 年 9 月 3 日)

3 経理等通知の 1 の(2)の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。

- (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
- (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
- (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

#### 【課題・問題点】

- イ) 介護・保育職員の処遇改善に対する県の関与の限界を、社会福祉法の改正を契機として解消する必要がある。
- ロ) 指導監査担当のリソースを確保する必要がある。

#### 【意見】

##### 1. 社会福祉法改正を契機とした効果的な関与体制の構築

“第 2 監査対象の事業概要 3 わが国の福祉・保育政策の方向性”で前述したとおり、社会福祉法人制度の大幅な見直し、今回の社会福祉法改正につながっている。そして、新たな情報開示として、財務諸表・現況報告書・役員報酬基準・役員報酬総額・親族等関係者との取引内容を一般に開示することに加えて、「社会福祉充実計画の作成」が必要となったことを活用すべきである。

県は、利用者保護及び適正な法令等順守の観点から従前実施してきた指導・監査項目に加えて、社会福祉充実計画の内容により地域社会への還元に対する姿勢を検討することが期待される。国からも、厚生労働省が平成 28 年 11 月 28 日に開催した「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」において示しているように、「社会福祉充実計画」を活用して職員処遇の改善を行うことが期待されている。

県は、「社会福祉充実計画」が絵に描いた餅にならないように、とりわけ処遇改善の取組推進のエンジンとなる仕組づくりを支援すべきであろう。具体的には、①効果的な労務管理体制（人事評価方法）の導入と、②事業所のマネジメントの向上（経営者の意識改革）である。

#### ① 効果的な労務管理体制（人事評価方法）の導入

労務管理体制を整備して処遇改善を図る理由は、「社会福祉充実計画」の実行性を高めるためであることは勿論であるが、最も重要なのは、施設利用者（高齢者、幼児、児童など）の命を預かる現場職員のモチベーションを維持し、もって介護・保育サービスの質の向上のためである。職員の善意（使命感）が搾取されるような労働環境は、施設利用者の命に関わるリスクを放置することに他ならない。介護・保育施設の経営者は、介護・保育サービスは「職員の質を提供している」ということを強く自覚する必要がある。

県は、すでに平成 28 年度補正予算で「経営労務管理改善補助事業」として社会福祉法人を対象に実施している。本事業は、「職員のキャリアアップと雇用管理に着目した人事・給与制度の改善」、「他法人との連携による人材育成等の推進」、「労働環境の整備」などが期待されているものであったが、申請が少なかった。各法人が平成 29 年度から本格的に実施される社会福祉法人制度改革への対応に追われていたことが理由である。制度改正の趣旨に鑑みれば、本事業が目的とする労務管理体制の整備も重要と思われるが、法人経営者の関心が低いことの証左と言えよう。

人事評価については、誰もが納得する方法を確立するのは容易ではないが、一つの方向性として ICT(Information and Communication Technology：情報通信技術)を活用した「見える化」がある。県内のある福祉・介護施設の取組事例として、福祉・介護の現場における入所者の様子などの「気付き」情報を、各職員が携帯するスマートフォンに入力し、当該情報を集計・分析することで「見える化」というものがある。「見える化」された「気付き」の情報は、職員間で共有されることで、OJT(on-the-job training：日常業務を通じた職員教育)への活用や、シフト勤務で担当者が代わってもサービスの均一化を図りやすくなるなど業務の効率化に資することが期待される。そして、それぞれの職員による「気付き」の質や量は客観性のある評価指標となり、人事評価に役立てられる可能性が高い。

県は、福祉・介護分野におけるキャリアパス構築の取組が、より実効性のある成果を生み出せるようにするため、このような好事例となる可能性のある取組を紹介・導入支援する施策が必要と考える。

#### ② 事業所のマネジメントの向上（経営者の意識改革）

経営者の意識改革を促す施策が必要である。経営者が人件費を増加できないのは、横並びの意識もあるが、将来に対する漠然とした不安も大きく影響していると考えられる。後述の（意見Ⅱ）で引用する樋口耕太郎准教授(沖縄大学)の見解に即して言えば、経営者は、合理的な中長期の経営計画を策定し、その収益を積極的に職員に還元するからこそ、逆に施設運営が好転するという意識改革により、経営者自身が抱く不安を解消することが必要である。県はそのための支援を行うのである。

経営者の意識改革に関連して、松山幸弘氏（キヤノングローバル戦略研究所）が「都道府県別に見た社会福祉法人の財務データ分析結果」の中で、興味深いデータを示している。な

お、平成 28 年 6 月 30 日に公開されたコラムであることをお断りしておく。

政府が保育士の給与 2%アップを公約(監査人：注)しているものの、消費税率引き上げを先送りしたことから、その財源確保が政策課題になっている。しかし、保育専門社福 760 法人の平均経常利益率が 4.9%であることから、財源不足の保育専門社福の存在を認めるにしても、マクロ的には保育士給与アップ財源は社福自身にあると判定される。ちなみに、平均経常利益率が全国平均と同じ 4.9%である東京都の保育専門社福の平均人件費比率は 74%である。したがって、追加補助金なしで保育士給与を 2%引き上げたとしても、利益率は 1.5 ポイントダウンして 3.4%になるにすぎない。さらに最近、保育所経営株式会社が補助金なしでも保育士給与を引き上げると発表した。つまり、保育士給与アップ問題は財源のみでなく経営判断の要素が強いことに留意すべきである。

(注)一億総活躍国民会議(第 7 回平成 28 年 4 月 26 日)における安倍首相の発言。

松山氏が示したデータについて、沖縄県内の保育事業を行っている法人の状況を確認するため、下記の要領で平成 27 年度決算データを入手できた法人 (35 件) を対象に監査人が独自に集計した。

- 松山氏が引用している「全国社会福祉法人経営者協議会」の WEB サイトの会員法人情報公開ページに記載のある沖縄県内の法人から各法人の WEB サイトにアクセスして入手した財務諸表
- 県から入手した財務諸表

沖縄県内の法人の平成 27 年度決算データに基づく集計結果

集計対象法人数：35 件

平均経常利益率：7.5%

平均人件費比率：66.9%

※追加補助金なしで保育士給与を 2%引き上げた場合

平均人件費比率  $66.9\% \times 2\% = 1.3\%$

利益率は 1.3 ポイントダウンして 6.2%

対象数が限定された集計結果ではあるが、全国平均のデータと比較した場合、沖縄県内の法人は自力で給与アップを図ることができるだけの収益力を有している可能性がある。

経営者は、「社会福祉充実計画」を策定する中で、合理的な中長期の経営計画に基づいて最低限維持すべき経常利益水準を把握することが必要である。そのうえで、職員処遇の改善に最大限取り組むことが求められよう。

県は、介護・保育サービスの質の向上、ならびに将来を担う子育て家庭の支援に資するため、社会福祉法人の公益性と非営利性を念頭に置き、合理的な経営計画の策定と、現場スタッフの健全なやる気を向上させる労務管理体制の構築を含む事業所のマネジメント能力の向上を、各法人の強みと課題を考慮した形で支援すべきである。

その結果、各法人の「社会福祉充実計画」は、内容が横並びではなく、施設の利用者はもとより、介護・保育現場の職員や潜在的資格保有者など多くの利害関係者が社会福祉法人を“選択”するための有意義な判断材料となることが期待される。

## 2. 社会福祉法の改正を契機とした対応強化のため従前の指導・監査の効率化を図る

上記 1. の役割をどのように果たすかは今後の課題だが、当初担うのは指導監査担当者と

考えられる。今般、社会福祉法改正という大きな環境変化にある中で、財務や組織の面で体力に違いのある大小さまざまな社会福祉法人等が、改正の趣旨をしっかりと実践できるようにするためには、県が指導監査の形で果たす役割は非常に重要である。しかし、【課題・問題点】で前述したとおり、現状の指導監査のリソース不足では到底対応できない。そのため、人員増加の取組は勿論必要であるが、有効性と効率性を向上させるうえで、指導監査結果に係る蓄積された情報を活用すべきである。

子育て支援課では、①監査項目ごとの指摘・指導件数を集計しているほか、②保育所運営法人に対する文書指摘/口頭指導の事例を、県、市及び広域連合の指導監査担当者の連絡会議で共有し、対応レベルの摺り合わせを実施している。これらの取組内容は文書で残っている。しかし、毎年度作成される指導監査計画上の重点事項を決定した経緯については文書等で確認できない。①、②のような指導監査結果に係る蓄積された情報を活用すべきである。具体的には以下の対応が考えられる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>2 過去数年にわたり指摘・指導の無い監査項目を省略する。但し、施設側の自己チェックには残す。</li><li>2 指摘・指導が増加傾向ないし減少しない監査項目について、重点項目とする。</li><li>2 以上の判断経緯は、その妥当性を担保し、かつ担当者引継ぎ時の利便性を図るため、毎年度の指導監査計画策定資料として明確に残す。</li></ul> |
|--|

(意見Ⅱ)「子どもの貧困問題は、経済・労働問題でもある」という認識に基づく他部局との連携を意識した事業計画の必要性について

【現状】

県が平成 28 年 3 月に公表した「沖縄県子どもの貧困対策計画」(以下、「貧困対策計画」という。)の中で以下の記述がある。

2 基本理念 (3) 子どもの貧困対策ビジョン

働く親の雇用環境が改善し、所得が増え、貧困状態でなくなり、経済的に困窮するひとり親世帯や経済的な理由により親と一緒に住めない子どもが減っています。

3 基本方向

(4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組みます。

これらは、「子どもの貧困問題」がすなわち「経済・労働問題」でもあることを認識したうえで設定した目標であると言えよう。

子ども生活福祉部は、ひとり親家庭の親に対する職業訓練や生活支援、子に対する学習支援や居場所づくりなどの事業に取り組んでおり、その事業目的は理解できるものである。今まさに目の前で困窮する子どもたちに向き合い、ライフステージに沿った切れ目のない総合的な支援として重要な事業であり、合理的な行政コスト負担に基づいて継続されることに異論はない。しかし、これだけでは「子どもの貧困問題」は解消できない。根本の「経済・労働問題」が解消されなければ、貧困も解消されず更なる依存体質を招く可能性がある。

この点、県は貧困対策計画に基づく施策の推進を図るため、「沖縄県子どもの貧困対策推進会議」(以下、「貧困対策推進会議」という。)を設置し、企業局及び病院事業局を除く、知事部局及び教育庁、警察本部を構成員として取組を始めている。

貧困対策計画の中で、34 の“子どもの貧困に関する指標及び目標値”を設定している。次ページを参照されたい。

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No.	区分	指標名		沖縄県		全国
				基準年度 又は年	目標値 (H33年度)	
1	乳幼児期	乳幼児健康診査の受診率	乳児	89.2% (H25)	95.0% (H31)	95.3% (H25)
2			1歳6か月児	86.9% (H25)	94.0% (H31)	94.9% (H25)
3			3歳児	84.0% (H25)	91.0% (H31)	92.9% (H25)
4		乳児全戸訪問事業における訪問率		83.0% (H25)	92.0%	90.6% (H25)
5		養育支援訪問事業の実施市町村数		17市町村 (H25)	22市町村	—
6		里親等委託率		34.6% (H26)	現行水準 を維持	16.5% (H26)
7		ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所、幼稚園)		71.3% (H25)	全国平均並	72.3% (H23)
8		保育所等利用待機児童数		2,591人 (H27)	0人 (H29年度末達成)	23,167人 (H27)
9	小・中学生期	放課後児童クラブ平均月額利用料		10,115円 (H26)	低減	—
10		小学校児童の不登校(児童千人当たり)		4.6人 (H26)	2.0人	3.9人 (H26)
11		中学校生徒の不登校(生徒千人当たり)		32.0人 (H26)	20.0人	27.6人 (H26)
12		全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校	63.6% (H27)	全国水準維持	63.2% (H27)
13			中学校	53.5% (H27)	全国水準へ到達	60.1% (H27)
14		高等学校等進学率		96.4% (H27)	98.5%	98.5% (H27)
15		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		83.5% (H25)	全国平均並	90.8% (H25)
16		児童養護施設の子どもの高等学校等進学率		100.0% (H26)	現行水準を維持	97.2% (H26)

No.	区分	指標名		沖縄県		全国	
				基準年度 又は年	目標値 (H33年度)		
17	小・中学生期	スクールソーシャルワーカーの配置人数		20人 (H27)	配置人数や区域を順次拡大	1,008人 (H25)	
18		スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合	小学校	65.0% (H26)	100%	37.6% (H25)	
19			中学校	100.0% (H26)	100%	82.4% (H25)	
20		就学援助制度に関する周知状況	毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配付している市町村の割合		46.3% (H25)	100%	61.9% (H25)
21			入学時に学校で就学援助の書類を配付している市町村の割合		36.6% (H25)	100%	61.0% (H25)
22		就学援助を申請しなかった理由として「就学援助を知らなかった」とする貧困世帯の割合(小学5年生保護者)		20% (H27)	0%	—	
23		地域等における子どもの学習支援(無料塾等)		33市町村 (H27)	41市町村	—	
24		中学校卒業後の進路未決定率		2.5% (H26)	全国平均並	0.7% (H26)	
25		高等学校中途退学率		2.2% (H26)	全国平均並	1.5% (H26)	
26		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		3.7% (H24)	県平均並	5.3% (H24)	
27	高等学校生徒の不登校(生徒千人当たり)		28.2人 (H26)	16.0人	15.9人 (H26)		
28	高校生期	大学等進学率		39.8% (H26)	45.0%	54.5% (H26)	
29		生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		30.8% (H25)	全国平均並	32.9% (H25)	
30		児童養護施設の子どもの大学等進学率		26.1% (H26)	県平均並	22.7% (H26)	
31		高校卒業後の進路未決定率		12.1% (H26)	全国平均並	4.4% (H26)	

No.	区分	指標名		沖縄県		全国
				基準年度 又は年	目標値 (H33年度)	
32	大学生期	県外進学大学生支援事業(給付型奨学金)による支援人数		—	100人	—
33	支援を要する若者	若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)		4.6% (H26)	全国平均並	2.1% (H26)
34	保護者	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)		399世帯 (H26)	800世帯	25,821世帯 (H26)



【問題点】

イ) 「子どもの貧困問題」が「経済・労働問題」でもあることを念頭に置いた指標が限定的である

上記の指標が、貧困でないことの指標であることに異論はない。しかし、「子どもの貧困問題」が「経済・労働問題」でもあることを念頭に置いたとき、関連する指標は№33 及び 34 にとどまる。

ロ) 就職していても貧困ラインを下回る世帯の底上げを図るための指標として「生産性」の向上を設定した事業が少ない。

№33 及び 34 のような指標に対する無業者を引き上げる施策も重要であるが、県が平成 28 年 3 月に公表した「沖縄子ども調査 調査結果」によると、貧困ラインである 122 万円未満の世帯割合は以下のとおり 30%程度である。

【世帯類型・所得階層】

保護者票を基に算出	世帯類型				所得階層		
	二親世帯	母子世帯	父子世帯	その他+不明世帯	貧困層	非貧困層	
小学1年生	1207	1058	113	14	22	320	748
%		87.7%	9.4%	1.2%	1.8%	30.0%	70.0%
小学5年生	1177	921	169	30	57	322	713
%		78.2%	14.4%	2.5%	4.8%	31.1%	68.9%
中学2年生	1168	948	163	30	27	296	736
%		81.2%	14.0%	2.6%	2.3%	28.7%	71.3%
合計	3552	2927	445	74	106	938	2197
%	100.0%	82.4%	12.5%	2.0%	3.0%	29.9%	70.1%

※貧困ライン 122 万円

※貧困・非貧困の計算について

本調査では、大阪子ども調査同様に、児童手当など社会保障給付金を含んだ世帯全体の年間の可処分所得（いわゆる「手取り額」）を聞いている。その額を基に世帯人数で調整した額（等価可処分所得）を算出し、122 万円未満の世帯を貧困層とした。

（122 万円は、厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準（いわゆる「貧困ライン」））

このデータから、就職していても貧困ラインを下回る世帯が相当数いることが推察される。

ここで、「貧困」は、「貧＝貧しい」＋「困＝QoL(Quality of Life、生活の質)が極度に低い」と表現される例がある。「貧困」の対義としての「豊かさ」も、「財産的なもの」と「生活の質そのもの」の2つの側面があると考えられる。すべての部局にヒアリングできていないが、商工労働部において事業を策定・執行するに際して、「豊かさ」の定義や、活動指標・成果指標で直接的に「豊かさ」を設定しているものはない。「豊かさ」は個人的な価値観に基づくものであり、行政が一律に設定するものではないだろう。

しかし、例えば「子どもの居場所づくり」は重要な施策であるが、根本的な課題は、子どもが親と一緒に過ごせる時間をいかに作るか、だと考えられる。親が一定の収入を確保したうえで過度な残業をすることなく、安心して子どもと一緒に過ごす時間が確保できること。これは雇用の面から言えば「生産性」を向上させるということに他ならない。生産性は労働者の立場からは、給与／勤務時間が最大化することを意味する。したがって、分子の給与を大

大きくするか、分母の勤務時間を小さくするか、いずれかである。企業(経営者)に対し、いずれかの対応を図るインセンティブとなる施策が求められよう。

商工労働部が、県内事業者へのアンケート調査に基づいて平成 27 年 3 月に公表した『平成 26 年度沖縄県労働環境実態調査報告書』によると、「離職防止、定着促進のために実施した方策及び最も効果のあった方策」として順位が高いものは以下となっている。

- |   |
|---|
| 1. 「賃金・労働時間等の労働条件を改善している」(42.5%)        |
| 2. 「休暇をとりやすくする環境を整備している」(41.1%)         |
| 3. 「職場での仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている」(40.5%) |
| 4. 「能力や仕事を適正に評価し、配置や処遇に反映している」(30.9%)   |

一方、順位が低いものは以下である。

- |   |
|---|
| n 「新人の指導担当・アドバイザーを配置している」(10.4%)                |
| n 「管理者・リーダー層の部下育成や動機付け能力向上に向けた教育に注力している」(14.5%) |
| n 「悩み、不満、不安などの相談窓口を設けている」(14.2%)                |

この調査結果から読み取れるのは、順位の高い 1、2 位は生産性が高いからこそ可能であり、推測を交えて言えば、生産性を意識しているからこそ適正な人事評価が可能になり、生産性が良いからこそ職場環境が良くなり、コミュニケーションの円滑化が図られると考えられる。順位が低いものは社内制度として実施せずとも、コミュニケーションの円滑化が図られていればその目的が達せられると言えなくもない。

### 【意見】

生産性を意識した成果指標を設定することが、子どもの貧困対策の根本原因を解消する効果的な取組の第一歩と考えられる。

貧困問題に関して示唆に富む意見を発信する樋口耕太郎准教授(沖縄大学)によれば、労働の賃金が持続的に増加するためには、次の要素がすべてそろわなければならないとしている。

- |   |
|---|
| 第 1 に、労働者一人当たり、時間当たりの生産性が飛躍的に向上すること。  |
| 第 2 に、それによって企業収益が増えること。企業が儲からなければ、従業員に支払うことは不可能であり、企業が儲かるためには、労働者の生産性が現在よりも高まらなければならない。   |
| 第 3 に、その収益を労働者に分配する意思を持つ経営者がいることだ。企業がどれだけ儲けても、その収益を積極的に従業員に還元する意思が存在しなければならない。そのためには、経営者が、「従業員に多く還元するからこそ、逆に企業収益が伸びる」という経営バランスを実現しなければならないのだ。 |

つまり、経営者はもとより、労働者も意識改革が必要であり、そのような意識改革を促す施策が必要である。

貧困対策推進会議では、根本原因の解消のため「子どもの貧困問題」が「経済・労働問題」でもあることを全庁的に共有し、部局間で連携を強化することが最も重要である。貧困対策推進会議が単なるスローガンとならないように部局間連携を効果的に推進するには、各部局・担当者が、貧困対策計画における使命と責任を明確に自覚する必要がある。その結果、担当する個別事業をより効果的に遂行し、目に見える成果を生み、各個別事業の成果が積み上げられることによって「経済・労働問題」の解消を図る。そのためには以下の点に留

意する必要があると考える。

- ①「経済・労働問題」を解消するための課題（生産性に関連する指標など）を、あらためて現状把握を実施して得られる証拠に基づいて設定すること。
- ②上記①で設定した課題を、各部局の強みに応じた具体的な目的として設定すること。
- ③上記②で設定した目的を、各部局はさらに、各個別事業に直接的かつ具体的な目的としてブレークダウンし、分担された目的（課題）に対する直接的な活動・成果指標を設定すること。
- ④貧困対策計画全体の中で、各部局の個別事業の目的（課題）と、活動・成果指標の関連付けを明確にしたうえで、②③を繰り返しながら個別事業の選択と集中を図ること。

なお、生産性に係る指標の設定は、貧困対策計画（期間：平成 28 年 4 月から平成 34 年 3 月までの 6 年間）の中間見直し時に検討されることも考えられるが、計画への指標設定にかかわらず、より効果を上げるため早い段階で設定され具体的な取組が開始されるに越したことはない。貧困対策推進会議の今後の運営の際、また、これから開始する平成 30 年度予算要求時においてできるかぎり留意されたい。

### (意見Ⅲ) PDCA の効率化と実効性を高めることの必要性について

#### 【現状】

県では、事業評価方法として沖縄県 PDCA(注 1)と一括交付金事業に係る評価(注 2)の 2 つを並行して実施し、公表している。

(注 1) 沖縄県 PDCA の概要は以下のとおり。

<p>県は、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆる PDCA サイクルを導入し、平成 24 年度以降毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ることとしている。</p>	
<p><b>1. 沖縄県 PDCA の対象</b></p> <p>PDCA は、毎年度、「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」で示した「主な取組」(＝個別事業)と、これを課題ごとにまとめた「施策」(＝118 の施策展開)を対象に行っている。</p> <p>「主な取組」⇒『「主な取組」検証票』 「施策」⇒『「施策」総括表』</p>	
<p><b>2. 沖縄県 PDCA の視点</b></p> <p>(1) 主な取組を着実に推進しているか</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※推進状況とは：「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」で示した「主な取組」の年度別計画における活動指標に対する活動実績の状況</p> </div> <p>(2) 成果指標の達成や主な課題の解決に向かっているか</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※成果指標とは：「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」で示した課題に対する成果、県民生活の向上への効果等、沖縄県等が実施する活動の成果を表す。施策効果を検証する際の基準や物差しとしての役割を持つ指標として設定している。</p> </div> <p>(3) 推進上の留意事項や環境変化を把握し、対応を図っているか</p>	
<p><b>3. 成果指標の達成状況の判定方法</b></p> <p>① 基準値と現状値の比較</p> <p>「前進」：基準値と比較して良くなっている 「横ばい」：基準値と比較して変わらない 「後退」：基準値と比較して悪くなっている 「その他」：統計年度未到来などの理由により成果指標の状況が確認できない等</p> <p>② 5 年後の目標値 (H28 目標値) に対する現状値の割合</p> <p>「達成率」：5 年後の目標値を 100 として、基準値 (0) との間における、現状値の進捗状況を示した割合</p>	
<p><b>4. 沖縄県 PDCA の活用</b></p> <p>PDCA 実施結果は県 HP 等で公表される。これに対して寄せられた県民意見等を踏まえながら、取組の改善案を次年度以降の予算要求等に活用し、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の効果的な施策展開を図るものとしている。</p>	

(注 2) いわゆる一括交付金事業に係る評価の概要は以下のとおり。

<p>沖縄振興特別推進交付金 (ソフト交付金)の事後評価</p>	<p>「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」第 7 条第 1 項に基づき、沖縄振興特別推進交付金の県事業における成果目標の達成状況について評価を行い公表するとともに内閣総理大臣に報告する。</p> <p>『平成●年度沖縄振興特別推進交付金 事業検証シート』</p>
<p>沖縄振興公共投資交付金 (ハード交付金)の事業評価</p>	<p>「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」第 14-1-3)に基づき、成果目標の達成状況についての評価を行った場合は公表するとともに内閣総理大臣に報告する。</p> <p>『平成●年度沖縄振興公共投資交付金 事業評価結果』</p>

## 【問題点】

### イ) 二度手間で不効率

沖縄県 PDCA における成果指標は、沖縄 21 世紀ビジョン実施計画に掲げる施策・取組をまとめた施策展開ごとに 5 年後、10 年後の中長期的な目標値として設定している。一方、一括交付金の事後評価は、内閣府からの指示に基づき、交付金事業ごとに毎年の成果指標を設定することになっている。

つまり、沖縄県 PDCA と一括交付金の事後評価における成果指標は、施策展開単位か個別事業単位か、5 年・10 年の中長期的目標に向かっているか毎年の目標を達成できているかという点で異なるものの、「施策展開単位の中長期的目標」と「個別事業単位の単年度目標」は密接に関連づけて取り組むべきものである。事業評価という同じ目的のために、一部重複項目はあるものの評価フォームも異なる 2 つの方法を関連付けることなく並行して実施し、それぞれ評価結果（資料）を作成しているのは不効率である。

### ロ) 同一事業であるにもかかわらず、2 つの評価方法で成果目標（指標）が整合しておらず PDCA の実効性に疑義がある

県は、沖縄振興特別推進交付金交付要綱第 7 条第 1 項に基づき、沖縄振興特別推進交付金事業（県分）について成果目標を設定し公表している。例えば、子ども生活福祉部所管の「事業所内保育総合推進事業」は、活動目標（指標）を施設整備 11 園、成果目標（指標）を施設整備補助による待機児童減少数 370 名としている。しかし、PDCA に用いる『「主な取組」検証票』上は、実績（施設整備 9 園、定員増加数 217 名）が記載されているものの、活動指標は記載が無く、成果指標は全县ベースの待機児童数が記載されており、前述の一括交付金事業に係る評価の活動・成果目標と一致しておらず、その関連性も明記されていない。同一事業について『沖縄振興特別推進交付金事業（県分）成果目標一覧』の成果目標と、PDCA の『「主な取組」検証票』の活動・成果指標が整合しない状態で公表している。庁内においてその取扱いも明確にされておらず曖昧なまま PDCA が運用されている。

### ハ) 実質的な PDCA の経緯と結果をいずれの評価結果（資料）も反映しておらず形骸化している

PDCA の実質的な A（Action）の場として例年 10 月頃から開始される次年度予算要求・折衝がある。予算要求を行う各部局においては、部局内で実施する実質的な PDCA に基づき各事業の優先順位等を検討のうえ予算要求を行っている。しかし、この部内で実施する実質的な PDCA の経緯と結果が、明確に確認できる資料は無い。また、現状の評価結果（資料）は実質的な PDCA の経緯と結果を反映しておらず形骸化している。

そもそも行政における予算制度においては、当年度の予算執行段階で、次年度予算編成を行う必要がある。したがって、次年度予算要求段階では、当年度の事業等は実施中または実施前であることから、PDCA の「評価結果」が出ていない事業が大半を占める状況にある。そのため沖縄県 PDCA も、前年度の取組・施策が評価対象となるが、検証（check）・改善（action）の評価においては、課題の解決にあたって問題となっている事項や懸念される事項を取組の改善に向け幅広く検証しており、改善案についても事業化につながる具体的手法に

限らず、取組の継続的改善に活用できるアイデアを含めて評価していることとしているため、その評価結果については、当該年度ではなく翌年度の予算要求に反映できるような仕組みとなっている。

対象年度 3 月	: 検証票の作成
次年度 6 月	: ヒアリング、総合調整、知事説明
次年度 9 月	: 公表
※なお、平成 29 年 2 月 3 日時点においても公表していない部署が散見された。	

対象年度の事業に係る PDCA の結果を翌々年度の事業策定に反映させることは悪いことではない。しかし、PDCA のあり方として、まずは次年度予算編成段階で行われる実質的な PDCA の経緯と結果が不明確なのは合理性に欠ける。勿論、当年度の事業等は実施中または実施前であることから、厳密な PDCA を要求するものではないが、前年度の評価結果と次年度予算編成をリンクさせることに合理性を持たせるためには、進行中の当年度事業の状況を考慮する姿勢が求められると考える。

### 【意見】

PDCA を効率的かつ実効性あるものとするため、PDCA 資料を統一したうえで、実質的な PDCA に活用するとともに、その結果の公表方法は県民の関心をより促すものに改善すべきである。

#### 1. PDCA 資料の統一と全庁的共有

前述のとおり、沖縄県 PDCA と一括交付金の事後評価における成果指標は、「施策展開単位の中長期的目標」と「個別事業単位の単年度目標」として密接に関連づけて取り組むべきものである。一括交付金事業に係る評価資料の項目は、国(内閣総理大臣)が要求する以上、所与のものとして、県独自の検討項目を追加することにより、国と県双方の要求する PDCA 資料の体裁を整備することが必要である。なお、県独自の検討項目は後述 3. にあるような事業策定時の「気付き」を促すようなものにする必要がある。

また、統一された PDCA 資料は、後述の 2. ～4. の作業の際、全庁的に共有されるようにすべきである。子ども生活福祉部をはじめとする各部局の各担当者は今後、統一された PDCA 資料が予算折衝にも使用され、全庁的に共有されるものであるという意識改革が必要である。

#### 2. 実質的な PDCA

前述のとおり、予算要求を行う各部局内で実施する実質的な PDCA の経緯と結果が、明確に確認できる資料は無い。また、現状の評価結果(資料)は実質的な PDCA の経緯と結果を反映しておらず形骸化している。但し、所管部局の担当者は現状の評価結果(資料)に限らず、前年以前の事業に係る評価関係資料及び口頭にて、当年度の事業の進捗を踏まえて、次年度予算獲得に向けて折衝している。つまり、実質的には PDCA 的な作業を行っていると言える。その際、後述 3. の PDCA 資料が利用されるようにすべきである。

#### 3. 実質的な PDCA の経緯・結果が公表されるような資料の作成

PDCA は所管部局の事業策定時の「気付き」に利用できなければ無用の長物である。PDCA

の経緯と結果が適切に引き継がれ、異動による次の担当者の「気付き」に資する形で実施すべきである。作業内容と手順のイメージは以下のとおりである。

1. 各部局の各レベル（担当者、班、課、部）で実施した PDCA の結果を書面で残す。  
 その際、班長以上は、管轄する事業全体を俯瞰できることから、（提言）として後述する効果的な政策評価手法も活用しながら管轄する全事業の戦略的見直しを図ることが重要である。
2. 当該 PDCA 資料を総務部財政課との予算折衝に使用する。
3. 上記の経緯と結果が反映された当該 PDCA 資料を公表する。対象事業の当年度決算数値を参考情報として掲載するかどうかは公表のタイミングを考慮し検討されたい。

#### 4. PDCA の公表方法の改善

県のホームページには「PDCA の公表結果に対して寄せられた県民意見等を踏まえながら、取組の改善案を次年度以降の予算要求等に活用し、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の効果的な施策展開を図りたいと考えております。」とあるが、平成 24 年度以降寄せられた意見の数は以下のとおりである。県民意見の数は決して多いとは言えず、PDCA の公表結果に対する関心が必ずしも高くないことを示しているとも考えられよう。

	施策	主な取組	県民意見
平成 24 年度	245 件	1,591 件	66 件
平成 25 年度	246 件	1,683 件	11 件
平成 26 年度	247 件	1,725 件	1 件
平成 27 年度	246 件	1,757 件	集計中(注)

(注)平成 29 年 3 月 6 日現在。意見募集期間は平成 28 年 11 月 29 日から平成 29 年 1 月 13 日まで

今後は、県民の関心をより一層促すために、県が毎年公表する「重要施策」に関連付ける、予算規模の大きさや、県民の関心が高いと考えられる分野に関する施策や取組を容易に選別できるような工夫が求められる。

## (提言)効果的な政策評価手法導入の必要性について

上述の（意見Ⅲ）を補完するため、効果的な政策評価手法を提言として述べる。

### 【現状】

前年度の包括外部監査報告書で、個別事業における成果目標設定の必要性として全般的意見を述べた。以下に引用する。

#### ア 個別事業における成果目標設定の必要性

監査対象である 103 の事業の『「主な取組」検証票』において、活動指標の計画値、成果指標の現状値及び H28 目標値が、当初、企画部との調整の結果も踏まえ設定し難いことから記載されていないものが相当数存在する。

活動指標の計画値が無い・・・24 事業（23%）
成果指標の現状値が無い・・・30 事業（29%）
成果指標の H28 目標値が無い・・・28 事業（27%）

振興計画の目標である「持続的農林水産業の振興」を実現するためには、基本的には農林水産業が事業として成り立つことが必要である。しかし、振興計画 14 頁以降の目標数値は事象の数値となっており、所得や収益の向上といった生産性に係る具体的な指標となっていない。また、収益性は低い政策的に補助金を投入する事業についても、具体的手法の合理性や適正性を確認するためには具体的な指標が必要である。

振興計画における中長期的な成果目標を、事業ごとに個別具体的な成果目標に落とし込むことにより、農林水産部担当者や関連当事者に対して、個別事業の振興計画における位置付けや事業の目的と工程を腹に落とす形で理解を促すことにつながる。また、個別事業ごとに成果目標を設定することにより、短期的な進捗・効率性・成果を測ることが容易になり、次年度以降の事業に資するためにいかにフィードバックするかという PDCA サイクルの真価も発揮される。

現状は、振興計画の実現のための課題は認識しているが、**課題と成果・活動指標との結びつきが不明確なため、事業の有効性を計ることが困難な状況にあると考える。**なお、必ずしも、数値にこだわることなく、事業目的・手段に適した具体的な指標になりうるのであれば、定性的な事項を用いても良いと考える。

前年度意見の要点は**太字下線部分**である。本年度監査対象とした事業についても依然として同様の状況が散見された。

### 【問題点】

各個別事業について、課題は認識しているものの、具体的な現状把握のための根拠(エビデンス)が不十分であるため課題と成果・活動指標との結びつきが不明確となり、事業の有効性を検証することが困難な状況にある。

### 【提言】

効果的な政策・事業評価の一つの方策として、政策目的を達成するための効果的な施策を科学的根拠に基づいて意思決定する「エビデンスに基づく政策(Evidence-Based Policy)」(以下、「EBP」と言う。)について、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングのレポートを引用して紹介したい。四角枠内がレポートからの引用であり(一部、監査人が加筆修正している)、枠外に県の現状との関連性について述べている。



### 1. レポートにおける現状認識

多くの政策の現場では、課題の把握はある程度進んでいるものの、効果的な施策の特定にまでは至っておらず、手探りで対策を講じたり、諸外国や他自治体の取組を参考にしながら施策を検討したりしているケースが大半である。

県が実施する沖縄県 PDCA は前述の（意見Ⅲ）の【問題点】で挙げたとおり、「施策展開単位の中長期的目標」と「個別事業単位の単年度目標」の関連付けが不明確な状態でありレポートの認識に当てはまる。

### 2. レポートにおける課題認識

何が望ましい政策なのかは、最終的には個々人の価値観に依拠せざるを得ない。しかし、それらを政策として実行していくためには、社会的な合意を形成する必要がある、ある政策目的を達成するためにより効果的な施策は何か、その政策の社会的インパクトはどの程度なのかといったエビデンス(根拠)を把握し、科学的で客観的な判断材料を持つておくことが、非常に重要な課題となってきた。

県が実施する沖縄県 PDCA は前述の（意見Ⅲ）の【問題点】で挙げたとおり、「施策展開単位の中長期的目標」と「個別事業単位の単年度目標」の関連付けが不明確な状態でありレポートの認識に当てはまる。

### 3. エビデンスとは何か

概要を整理したものが図表 1 である。エビデンスを「現状把握のためのエビデンス」と「政策効果把握のためのエビデンス」に大別したうえで、各項目の詳細と具体例を示している。具体例としては貧困状態にある子どもに対する就学前教育プログラムと、無業者に対する就労支援プログラムを挙げている。

図表 1 エビデンスの全体像と具体例

具体例	現状把握のためのエビデンス	政策効果把握のためのエビデンス				
		インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
		施策に投じられたリソース	施策の具体的な活動	活動に基づく産出物	活動に基づく成果	最終的に生じた変化
就学前教育プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貧困状態にある子ども数</li> <li>■ 子どもの学力</li> <li>■ 現状の予算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就学前教育プログラムに要する予算・人員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 放課後に教育プログラムを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育プログラムへの参加者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学力の向上</li> <li>■ 進学率の上昇</li> <li>■ 就業状況の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所得の増加</li> <li>■ 社会保障給付の削減</li> <li>■ 貧困の連鎖の抑制</li> </ul>
就労支援プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無業者数</li> <li>■ 失業給付費</li> <li>■ 現状のプログラムに要している費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就労支援のコンサルタント数</li> <li>■ プログラム予算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就労支援のカウンセリング・マッチング</li> <li>■ スキルアップのセミナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プログラムへの参加者数・参加企業数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スキルの向上</li> <li>■ 就職者数</li> <li>■ 満足度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所得の増加</li> <li>■ 労働力の増加</li> <li>■ 社会保障給付の削減</li> </ul>

因果関係分析 → ランダム化比較試験、前後比較など

インパクト分析 → 費用便益分析、SROIなど

「現状把握のためのエビデンス」

社会的課題の規模や現状の施策の状況などが該当する。就学前プログラムの場合、貧困状態にある子ども数や学力、現在の施策に投じている予算額などが該当する。就労支援プログラムの場合は、無業者数や失業給付費などが該当する。

現状把握のためのエビデンスは、その課題の量的な影響度や社会的な重要性を把握するために重要である。

沖縄県 PDCA においては、成果指標の基準値や各施策における予算額が該当する。

「政策効果把握のためのエビデンス」

社会課題を解決するためには政策的な対応を図ることになるが、そうした政策効果の一連の流れをとらえたものであり、インプット→アクティビティ→アウトプット→アウトカム→インパクトという形で整理される。

インプットとアクティビティは施策の投入要素

インプット：	施策に投じられたリソースであり、具体的には当該施策に要した予算や人員などである。
アクティビティ：	リソースの投入によって行われた具体的な活動を指しており、就学前教育プログラムで提供される放課後教育支援や、就労支援プログラムで提供されるカウンセリングやマッチング、セミナーなどが該当する。

アウトプット、アウトカム、インパクトは結果要素

アウトプット：	アクティビティによってもたらされる直接的な産出物であり、就学前教育プログラムや就労支援プログラムへの参加者数などを指す。
アウトカム：	活動に基づく成果であり、施策によって直接的に改善することが企図された目標の変化として測定できる。就学前教育プログラムであれば、学力や進学率の向上、就学後の就業状況の改善などである。
インパクト：	施策によって生じた最終的な変化であり、同じ政策目的を有する他の施策からの代替効果や、全体としての金銭価値なども含まれる。就学前教育プログラムの場合、プログラムの実施によって同様の目的を有する他の施策の参加者が減っているのであれば、その分はインパクトから差し引かなければならない。また、就学前プログラムを受けたことによって得られる将来の所得上昇やそれに伴う税金の増加などは金銭価値として考慮されることになる。

インプット・アクティビティからアウトプット・アウトカムまでの効果を「因果関係分析」と呼び、インパクトまでの効果分析を「インパクト分析」と呼ぶ。

沖縄県 PDCA においては、アクティビティやアウトプットは活動指標、アウトカムは成果指標の現状値が該当する。インパクトについては具体的に把握されていない。

4. 「政策効果把握のためのエビデンス」の質

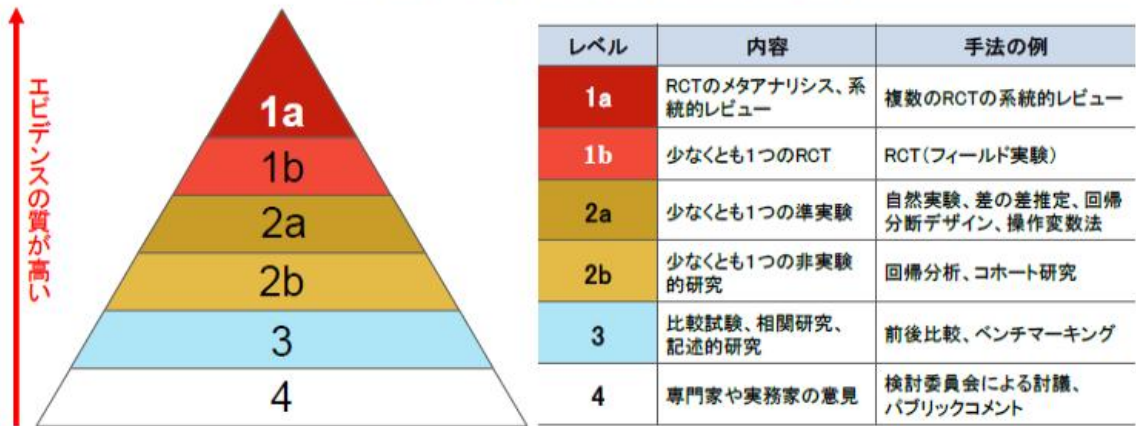
政策効果を正確に把握するためには、施策によってアウトプットやアウトカムがどの程度変化するかという、因果関係の特定が欠かせない。しかしながら、因果関係分析にはさまざまなバイアス(※)が入り込みやすく、因果関係を特定したうえで施策効果を抽出することは簡単ではない。例えば、上述の就労支援プログラムで、無業者の中で希望する者に対してプログラムを提供し、就業を促進するケースを考える。その際、希望する者だけに対してプログラムを提供すると、就業意欲が高く就業できる確率もともと高い個人に対してプログラムが適用される可能性が高い。こうした場合、プログラムの前後でのスキルや就業状況を比較しても、正確な因果関係の分析はできない。

(※)社会調査などで、回答に偏りを生じさせる要因となるもの。

因果関係分析におけるエビデンスの質の高さと具体例

整理したものが図表 2 である。エビデンスレベルは、レベルが上がるほどより正確に因果関係を推定できるとみなされる。

図表 2 各種手法のエビデンスレベルと具体例



(出所) 惣脇(2010)等を参考に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

**レベル 4：専門家や実務家の意見**

これらは因果関係を考えるうえで重要な示唆を与えるものではあるが、客観的なエビデンスに裏付けされたものではないため、エビデンスの質としては低い。

**レベル 3：比較試験や記述研究**

これらは定量的な分析や比較分析を伴うものであるため、一定の客観性をもったエビデンスではあるが、上述したような因果関係にまつわるバイアスを回避できないため、質の高いエビデンスとはされていない。

**レベル 2b：回帰分析、コホート研究等の非実験的手法**

レベル 3 と同じ。

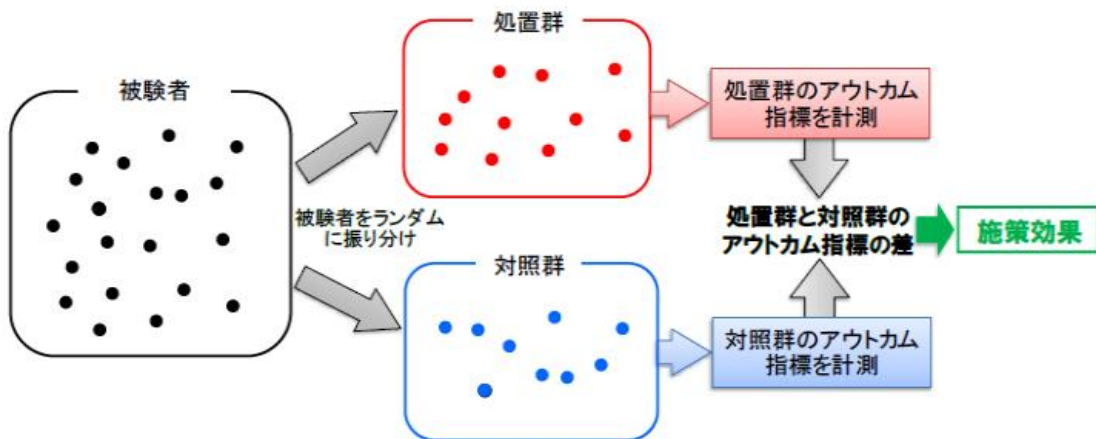
**レベル 2a：準実験的な手法**

これは完全な実験ではないが、「あたかも実験が行われたような状況(自然実験)」を利用した分析や、操作変数法と呼ばれる分析方法が含まれる。質の高い準実験的な手法を用いた分析は、因果関係を特定することが可能であるため、エビデンスとしての質が高いと言える。

**レベル 1b：RCT「ランダム化比較試験(Randomized Controlled Trial)」**

RCT のイメージを示したものが図表 3 である。RCT はもともと自然科学でよく用いられてきた分析手法である。例えば新薬の効果を測定する場合、新薬を投与する処置群(Treatment Group)とプラシーボ(効果のない偽薬)を投与する対照群(Control Group)に被験者をランダム(無作為)に振り分け、両グループのアウトカム指標を比較することで新薬の効果を測定する方法が RCT である。被験者をランダムにグループ分けすれば、効果が高い人ほど新薬を使うといったバイアスの問題を回避することが可能となり、正確な因果関係を推定できる。

図表 3 RCT のイメージ



(出所) 小林(2014)

但し、RCT や準実験的な手法は、因果関係を特定するために非常に有用な手法であるが、

その結果はあくまでもその研究が行われた地域や個人での効果であり、個別の特殊要因が影響している他には当てはまらなかったり、都合の良い研究だけが選択的に利用されたりする危険性もある。

レベル 1a : RCT のメタアナリシスや系統的レビュー

個別の研究の成果を整理・統合し、エビデンスの全体像を明らかにする手法であり、そこから得られる知見はエビデンスとして最も質が高い。

### 5. RCT に適した施策と適さない施策

RCT に適した施策なのか否かは、必要性和実行可能性の観点から整理することができる。

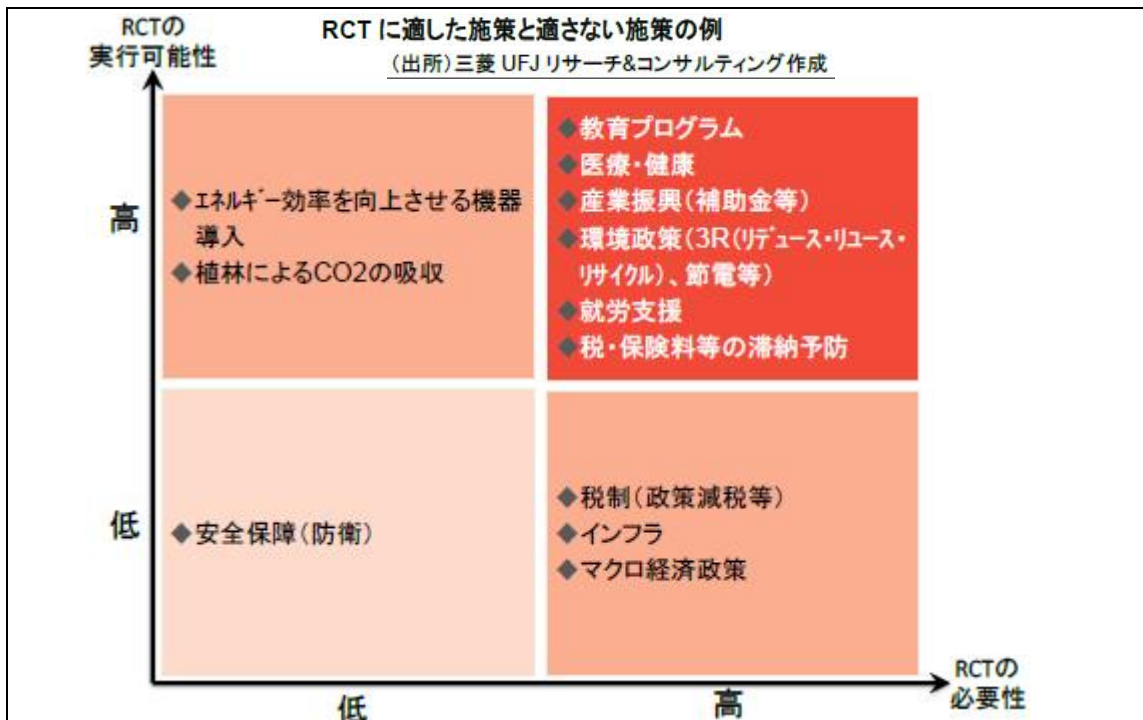
#### 必要性

施策の因果関係が不明な場合に RCT で因果関係を明らかにする必要があるか否かのことである。図表 1 に即して述べると、インプット・アクティビティからアウトプット・アウトカムへの因果関係が不明な場合、RCT を行う必要性が高いと言える。逆に、例えばある機器を導入することによって、得られるアウトカムが機械的に計算できるような場合は、RCT を行う必要性は低い。

#### 実行可能性

RCT を現実に行うことができるかどうかである。RCT によって因果関係を明らかにするためには処置群と対照群を一定規模確保することが必要となる、それが難しい政策分野もあるし、倫理面や公平性の観点から RCT に適さない政策分野もある。また、施策が各主体に相互に影響を与えてしまうことが想定される場合や、政策効果の波及経路が複雑すぎる場合も、処置群と対照群を明確に区別できないため、RCT の利用は難しくなる。

#### RCT に適した施策と適さない施策の例



横軸は RCT の必要性を示しているが、必要性が低い施策は少ないことがわかる。

図表の右上に示されている施策は、必要性和実行可能性がいずれも高いものだが、教育プログラムの場合、施策がアウトカムに及ぼす効果は複雑であり RCT を行う必要性が高く倫理面や公平性をクリアできれば、RCT を活用しやすい施策であると言える。医療・健康については、RCT の必要性が高く、現実にも活用が進んでいる分野である。産業振興(企業向け補助金)は RCT の活用があまり進んでいない分野だが効果測定の必要性が高く、今後の活用が期待さ

れる。その他にも、環境政策や就労支援、税・保険料の滞納予防など、自治体レベルの施策の多くは RCT に適しているといえる。

図表の右上に示される施策は、県が 21 世紀ビジョン基本計画の中で取組んでいるものの多くがあてはまると言えよう。

## 6. 日本において EBP や RCT が進んでいない理由

### 第 1：政策評価システムの弱さとエビデンスの必要性の低さ

この背景には、政策形成における PDCA が定着していないことも指摘できる。

### 第 2：RCT の認知度の低さ

単純な before/after 分析や他地域等での事例をそのまま転用すれば成果が挙げられると誤解されているケースも少なくなく、実証やランダム化の必要性についても十分な理解が進んでいるとは言い難い。

### 第 3：実験に対する心理的抵抗感

RCT を用いて政策効果を測定する場合、施策の対象となる措置群と、施策を受けない対照群に振り分ける必要がある。しかし、行政では政策の公平性が求められることが多く、一部の層のみが施策の効果を楽しむことに対する反発が生まれやすい。また、「実験」という言葉そのものに対する抵抗感も強い。

### 第 4：「行政(官僚)の無謬性」

日本では、伝統的に、行政は決して間違ふことがない、間違ってもそれを認めない、という「行政(官僚)の無謬性」と呼ばれる慣習があるといわれる。行政が予算をあげるものは間違ひのない、確実なものでなければならない、という暗黙の前提があるため、事前に効果の有無が明確でない RCT のような実証的手法には難色を示しやすい。特に、時間や費用といったコストが発生する場合は、納税者に対する説明責任も生じるため、新たな一歩を踏み出しにくい。

第 1 の点は、県が実施する沖縄県 PDCA は前述の（意見Ⅲ）の【問題点】で挙げた状態にあり、レポートの認識に当てはまる。第 2～4 の点は、これまでとは異なる手法を導入するには必ず何らかの抵抗感が生ずることがつきものであり、より効果的な政策評価という新たな仕組みを構築するため、県が勇気を持って対処すべき事項と言えよう。

## 7. 日本への 5 つの提言（＝沖縄県への提言）

レポートは国に対して提言しているが、日本を沖縄県に置き換えることが可能である。

### 提言 1：政策形成を高度化する EBP の導入促進

イギリスにおいて EBP が大きく進展したきっかけの一つが緊縮財政だが、日本でも、少子高齢化・人口減少とあいまって、財政制約は年々厳しくなっている。そうした状況下では、施策のスクラップ&ビルド(効果が相対的に低い施策の廃止と効果が期待される施策の立案)、換言すれば政策における選択と集中が不可欠となる。人口制約・財政制約を奇貨として EBP の導入を促進し、政策におけるアウトカム志向を強めた結果として、政策形成において「何が有効か」(what works)をより重視するようになれば、選択と集中のような高度な政策形成も自ずと実現できるであろう。

### 提言 2：小規模プロジェクトからの着手 —日本版 BIT の創設—

EBP、とりわけ RCT を広げるためには、その効果を広く認識してもらうことが不可欠である。イギリスの BIT(※1)は、行動経済学の知見を活用することで、小規模で、安価で、政治的な対立がなく、効果の大きなプログラム(small, cheap, non-political, and huge pay-back)から RCT に着手し、その効果を目に見える形にした。その後、就労支援など実施や効果検証がより難しい分野へとその範囲を広げる戦略をとっている。日本で EBP の有用性を広めていく場合も、小規模で実施しやすいプロジェクトから着手することが重要であり、スプリングテスト・オータムレビュー(STAR)(※2)方式のような短期間サイクルでの検証方法の普及が望まれる。但し、そこには経験やノウハウの効果的な蓄積が鍵となるため、例えばイギリスの成功例にならって「日本版 BIT」を創設することも有効だと考えられる。

(※1)労働党政権における内閣府内の戦略ユニット(Strategic Unit)に所属していた心理学

者・行動経済学者が率いる The Behavioural Insights Team(BIT)は、近年のイギリスの EBP の進展において最も重要な役割を果たしてきたと評される。  
(※2)春に実証計画を作って迅速に実践し、秋口に検証するという短期サイクルの手法。短期サイクルで実績を蓄積できれば、より広い範囲で EBP の実践につながる事が期待できる。

沖縄版 BIT は、沖縄県 PDCA を取りまとめている企画部がその役割を担うことが期待される。

**提言 3：自治体やソーシャルセクターに向けたガイドライン・マニュアルの作成と現場に対する支援**

自治体やソーシャルセクターにおける EBP・RCT の導入を進めるためには、現場の実務者・実践者が活用しやすい手頃なガイドライン・マニュアルを作成することが有益な方法である。このマニュアルには、ランダム化にまつわるさまざまな工夫や EBP 及び RCT の技術的な側面だけではなく、それを進める際に求められる現場の巻き込み方やコミュニケーション方法などの実践的知見も盛り込むことが必要である。

県は、国からの方針提示を待つことなく、県が主体となって沖縄県の固有事情を考慮し、試行錯誤しながら効果的な政策評価システムを構築していくことが期待される。

**提言 4：エビデンスの蓄積、収集・整理、アドバイス —日本版 WWC の創設—**

エビデンスを政策に活かすためには、それを蓄積・収集・整理することが不可欠となる。イギリスの WWC(※1)は、①RCT による一次研究を支援し(蓄積)、②系統的レビュー(※2)によってエビデンスを収集・整理し、③ガイダンスの形で望ましい方向性を提示するといった、いわば「エビデンスセンターの役割を担っている。エビデンスを政策に活かすためには WWC のような受け皿を日本でも創設することが必要になるだろう。その際、独立性・中立性を確保するために、政府内部ではなく、一定の独立性を確保した官民協働組織の形態を選択することが望ましい。日本版 WWC の創設は、EBP に関するエコシステム(各主体間の有機的な結びつき)の形成にも大きく寄与することが期待される。

(※1)What Works Centre。イギリスにおいて EBP を実践する中核組織となっている。政策決定者や実務者ら(例えば医師、教師、NGO スタッフ等)が「最も有効な施策・取組は何か」について科学的なエビデンスをもとに政策や事業を決定し、効果のある施策・取組が効率的に展開されることを促進するための組織。

(※2)特定の課題に関する既存研究を系統的(システムティック)に整理・統合し、どのような政策が機能し、また機能しないのかを明らかにするためのものであり、政策立案者や実務者に対して有益な情報を提供することを目的とする。

沖縄版 WWC は、初期段階においては企画部が主導してその役割を担うことが期待される。将来的には、独立性・中立性を確保するために、県庁内部ではなく、県内の大学やシンクタンクなどと連携した組織形態を目指すべきである。大学など研究機関が参画することで、彼らにとって実践の場となり、教育・研究の質の向上といった副次的な効果も期待されよう。

**提言 5：モデル事業に対して可能なものから RCT を義務付け**

(上述のとおり) RCT に適さない政策もあるが、国が補助するモデル事業については可能なものから RCT の実施を順次義務付けていくことによって、質の高いエビデンスの蓄積を進展させられることは国全体にとって大きなメリットがある。RCT のような厳密な方法により政策効果が測定できれば、それを他地域等に展開した場合の効果も、いままで以上に高い精度で予測することができるようになる。

県も、モデル事業を多く実施している。上述した⑥日本において EBP や RCT が進んでいない理由で列挙された事項も、あくまでモデル事業であることを理由に RCT 実施を推進することも可能であろう。

以上、効果的な政策・事業評価の一つの方策である EBP について、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングのレポートを引用して紹介し、県の現状と関連付けて述べてきた。

県の平成 29 年度一般会計予算案(当初)は、国庫支出金(一括交付金含む)の減などに伴い前年度比△187 億円(△2.5%)減の 7,354 億円となったものの、平成 26 年度以降 4 年連続で 7,000 億円台を計上している。沖縄県が先進的な PDCA の仕組みを構築するため、一括交付金が手当てされる今のうちに、本提言で述べたような政策・事業評価を、沖縄の振興に資する、沖縄の特殊性に基因する一つの事業として実施することが期待される。

なお、事業と改善すべき現状値及び実績値を明確に関連付けた評価資料として、保健医療部健康長寿課が作成・公表している「健康おきなわ 2 1 行動計画中間評価報告書 (平成 25 年 3 月)」がある。主にコホート分析の手法でまとめられており、上述レポートの「因果関係分析におけるエビデンスの質の高さと具体例」に当てはめるとレベル 2b にとどまるものの、事業自体に効果があったかどうかの判断に活用するためにこのような取組が全庁的に実施されることが望まれる。

【参考文献】

「社会福祉法人制度改革について」	厚生労働省 WEB サイト
「第 1 回社会保障審議会福祉部会 資料」 H26.8.27	厚生労働省 WEB サイト
「改正社会福祉法で社会福祉法人の法務財務はこう変わる」	鳥飼総合法律事務所、OAG 監査法人・税理士法人 編著/清文社
「沖縄から貧困がなくなる本当の理由」	樋口耕太郎/沖縄タイムス WEB サイト
「エビデンスで変わる政策形成～イギリスにおける「エビデンスに基づく政策」の動向、ランダム化比較試験による実証、及び日本への示唆～」	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
「都道府県別に見た社会福祉法人の財務データ分析結果」	松山幸弘/キヤノングローバル戦略研究所

## 2 過年度の包括外部監査報告に対する措置内容の検討

平成 17 年度包括外部監査のテーマが「高齢者福祉対策事業及び障害者福祉対策事業の事業評価について」であった。その監査結果等に対して県は、当初措置に加え、平成 22 年度包括外部監査のテーマ「過去の包括外部監査の措置状況について」の監査結果に対する措置の内容を公表している。この公表された措置内容のうち、以下の 2 つの要件に該当する 2 項目について検討した結果について、監査結果（指摘・意見）ではなく、「コメント」として述べる。

- 2 平成 22 年度包括外部監査で「措置を講じたとは認めにくい」または「措置の具体的な過程が判然としない」と評価された項目
- 2 本年度包括外部監査の対象事業の所管課に係る項目高齢者福祉事業を取り巻く環境変化に適合する形で実施されているかどうか検討の意義が認められる項目

### 【措置No 1】 沖縄県社会福祉事業団（所管課：福祉・援護課（現 福祉政策課））

①指摘・意見の内容	給与体系の在り方を年功序列式から成果式など今後の時代にマッチする方針へ転換するべきである。
②講じた措置の具体的な内容	平成 18 年度からの自主経営が目前に迫る短期間で、給与水準の引き下げと年功序列式から成果式への変更の双方の結論を出すことは困難との判断で、成果式については平成 18 年度以降検討することとなった。【平成 19 年 5 月 18 日公報（号外第 26 号）】 民営化の際に給料表を職務を基本とした給料表に改正し、民営化後は年功序列とせず能力実績の評価を取り入れた人事を行っている。
③平成 22 年度包括外部監査人による評価	措置がなされたといえる。しかしながら、措置の具体的な過程が判然としない。
④平成 22 年度包括外部監査人による評価に係る措置	沖縄県社会福祉事業団については、平成 18 年度以降は、一社会福法人として県の関与を受けず、独立した運営を行っている。 給与表改定についても、県の関与をうけずに事業団が自ら改定をおこなっており、措置の具体的な過程において、県が意見を述べる立場にはない。

#### 本年度監査コメント

④の県による措置内容のとおりである。しかし、今般の社会福祉法改正に伴い、県としては今後、指導・監査の一環として、福祉充実計画の妥当性の観点から給与規定が適切な人事評価制度とセットで運用されているかどうかについて意見を述べることを期待されていると考えられる。



【措置№2】財団法人老人クラブ連合会（所管課：高齢者福祉介護課）

①指摘・意見の内容	現状では、公共性、財団性という理論的・理念的な問題点のほかに、会員数の低下という現実的・実践的な問題点がある。これらの解消のための一案として、中間法人の新設や、会員制を廃し誰でも研修や行事等に参加できる制度へ移行が必要と考える。会費に代わる収入源は、寄付金を募ること等で賄えるはずである。
②講じた措置の具体的内容	沖縄県老人クラブ連合会においては組織財政検討委員会を立ち上げ、今後の組織のあり方や自主財源の強化にかかる検討を行っているが、なかなか奏功していない。現法人としての存続等については、公益法人制度改革の趣旨や、団体内部での十分な検討を踏まえ、対応を考えていくこととしている。
③平成 22 年度包括外部監査人による評価	具体的な方針が決まっていない以上、「検討を行っている」「対応を考えていくこととしている」段階では、措置を講じたとは認めにくい。
④平成 22 年度包括外部監査人による評価に係る措置	組織・財政検討委員会において会員会費の増額について検討を行い、平成 19 年度から増額を行ったところである。また、賛助会員（寄付会員）も増やしており、自主財源の増加に努めている。なお、公益法人制度改革に関しては、平成 24 年度中の公益財団法人への移行に向けて作業を行っているところである。

本年度監査コメント

財団法人老人クラブ連合会は公益財団法人へ移行している。老人クラブ連合会に対しては、高齢者相互支援事業として、在宅老人福祉事業費補助金が交付されている。④の県による措置内容にあるように自主財源で運営できるに越したことはない。一方で、高齢者人口が増加する中、元気な高齢者を増やし、できる限り介護を要しないような対策が必要であり、高齢者孤独死問題などを防止するには、日常的な人や地域とのつながりが必要でありその形成を支援するという、県の政策は理解できる。したがって、政策実現を図るために活動する団体としてふさわしいかどうかという継続したPDCAに基づいて補助金交付することは許容されると考える。

しかし、現状、老人クラブ連合会は公益財団法人に要求される収支相償を充たしていない状況にあり運営改善を必要とする。詳細は個別事業（411 老人クラブ連合会事業（高齢者相互支援事業））を参照されたい。

### 3 個別事業に係る指摘・意見の類型

監査対象とした個別事業（61 事業）について、「指摘・意見の有無」、「事業種別（補助・委託・その他）と指摘・意見の内容」、「全般的意見との関連」について要約したものが 58～60 ページの表である。指摘・意見に対する措置を図る際の参考にされたい。

なお、「事業種別（補助・委託・その他）と指摘・意見の内容」及び指摘・意見の数は、以下のとおりである。

事業種別	指摘・意見の内容	指摘・意見の数	
		指摘	意見
補助事業	実績報告内容の適正性	2	1
	補助効果向上のための事務手続見直しの必要性	-	9
	補助交付団体への指導・監督の適切性	1	2
	補助効果の観点からの整理・見直しの必要性	-	1
	事業の有効性評価の妥当性	-	7
委託事業	随意契約理由の妥当性	-	2
	契約履行の管理・確認検査の適正性	1	3
	事業効果向上のための事務手続見直しの必要性	-	3
	事業の有効性評価の妥当性	-	4
その他	事業効果向上のための事務手続見直しの必要性	-	5

報告書 No.	事業名	担当課	指摘 or 意見	補助事業				委託事業				その他	全般的意見			
				実績報告内 容の適正性	補助効果向 上のための事 務手続見直 しの必要性	補助交付回 体への指導・ 監督の適切 性	補助効果の 観点からの整 理・見直しの 必要性	事業の有効 性評価の妥 当性	随意契約理 由の妥当性	契約履行の 管理・確認 検査の適正 性	事業効果向 上のための事 務手続見直 しの必要性		事業の有効 性評価の妥 当性	事業効果向 上のための事 務手続見直 しの必要性	意見Ⅰ	意見Ⅱ
101	待機児童対策特別事業 (認可化移行支援事業)	子育て支援課	意見					意見								✓
102	待機児童対策特別事業 (指導監督基準達成・継続支援事業)	子育て支援課	意見		意見									✓		
103	待機児童対策特別事業 (新すこやか保育事業)	子育て支援課	意見					意見								✓
104	待機児童対策特別事業 (認可外保育施設研修事業)	子育て支援課	意見		意見			意見								✓
105	待機児童対策特別事業 (保育士・保育所総合支援センター)	子育て支援課	意見								意見	意見		✓		✓
106	放課後児童クラブ支援事業	子育て支援課	意見		意見						意見			✓		
107	待機児童解消支援基金事業	子育て支援課	意見		意見									✓		
108	保育士産休等代替職員配置支援事業	子育て支援課	指摘	指摘										✓		
109	保育対策総合支援事業費補助金 (保育士修学資金貸付事業)	子育て支援課	意見			意見		意見						✓		✓
110	認可保育所における保育士の正規雇用促進事業	子育て支援課	意見	意見										✓		
111	事業所内保育総合推進事業	子育て支援課	意見					意見			意見					✓
112	保育士確保対策事業	子育て支援課	-													
113	保育士ベースアップ支援事業【28年度追加】	子育て支援課	-													
114	地域子ども・子育て支援事業	子育て支援課	意見		意見									✓		
115	安心こども基金事業（保育所緊急整備事業等）	子育て支援課	意見		意見									✓		
116	魅力ある私立学校づくり推進事業（子育て支援事業）	子育て支援課	意見			意見								✓		
117	地域子ども・子育て支援事業 (放課後児童健全育成事業)	子育て支援課	意見		意見									✓		
201	少子化実態調査事業	青少年・子ども家庭課	意見							意見					✓	
202	沖繩子どもの貧困緊急対策事業【28年度追加】	青少年・子ども家庭課	-												✓	
203	子ども・若者育成支援事業	青少年・子ども家庭課	意見							意見						
204	青少年健全育成推進事業	青少年・子ども家庭課	意見				意見								✓	

報告書 No.	事業名	担当課	指摘 or 意見	補助事業					委託事業				その他	全般的意見			
				実績報告内 容の適正性	補助効果向 上のための事 務手続見直 しの必要性	補助交付回 体への指導・ 監督の適切 性	補助効果の 観点からの整 理・見直しの 必要性	事業の有効 性評価の妥 当性	随意契約理 由の妥当性	契約履行の 管理・確認 検査の適正 性	事業効果向 上のための事 務手続見直 しの必要性	事業の有効 性評価の妥 当性		事業効果向 上のための事 務手続見直 しの必要性	意見Ⅰ	意見Ⅱ	意見Ⅲ
205	児童虐待防止対策事業	青少年・子ども家庭課	意見											意見			
206	子育て総合支援モデル事業	青少年・子ども家庭課	意見									意見				✓	
207	被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業	青少年・子ども家庭課	意見											意見		✓	
208	母子家庭等医療費助成事業	青少年・子ども家庭課	-														
209	母子家庭等自立促進事業	青少年・子ども家庭課	指摘	指摘												✓	
210	母子家庭生活支援モデル事業	青少年・子ども家庭課	-														
211	ひとり親家庭技能習得支援事業	青少年・子ども家庭課	指摘								指摘					✓	
212	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業	青少年・子ども家庭課	-														
213	女性相談所運営費	青少年・子ども家庭課	意見											意見			
214	女性相談所運営費（DV対策総合支援事業）	青少年・子ども家庭課	意見											意見			
215	うるま婦人寮環境整備事業	青少年・子ども家庭課	-														
216	女性相談所運営費（DV被害者自立支援対策）	青少年・子ども家庭課	-														
217	ステップハウス運営事業	青少年・子ども家庭課	-														
301	福祉・介護人材育成促進事業	福祉政策課	意見										意見				✓
302	福祉人材研修センター事業費	福祉政策課	-														
303	地域福祉推進事業費（福祉活動指導員設置費）	福祉政策課	意見					意見									✓
304	災害時要援護者避難支援計画促進事業	福祉政策課	-														
305	民生委員事業費	福祉政策課	意見											意見			
306	地域福祉推進事業費（生涯現役活躍支援事業）	福祉政策課	-														
307	日常生活自立支援事業	福祉政策課	意見		意見												
308	福祉サービス第三者評価事業	福祉政策課	意見		意見												
309	生活困窮者自立支援事業	福祉政策課	意見								意見						



#### 4 個別事業の監査結果

個別事業に対する監査の結果について述べる。なお、各報告の「1. 事業の概要」の表内にある事業の位置づけ(21世紀ビジョン/重点施策)の数字の意味は以下のとおりである。

例)

##### |101 認可化移行支援事業|

##### 1. 事業の概要

番号	101	所管課	子育て支援課
予算事業名	待機児童対策特別事業		
補助金名	認可化移行支援事業		
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)		
補助根拠 (法令名・要綱名等)	待機児童対策特別事業補助金交付要綱		
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2) H27重点施策	3

#### 21世紀ビジョンにおける位置づけ

県は、沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの「将来像」の実現に向け、推進する36の「基本施策」と118の「施策展開」を示している。62ページ参照。

上記例の「2-(2)」は、2は「将来像Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、(2)はその将来像の基本施策「(2) 子育てセーフティネットの充実」の取組の一つであることを示している。

#### H27重点施策における位置づけ

県では、毎年度、県政の運営方針及び重点的に取り組む施策・事業をまとめ、「重点施策」として公表している。その中で「県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプト」として「重点テーマ」5つを掲げている。63ページ参照。

上記例の「3」は、重点テーマ「③地域の活力の源泉となる「持続的人口増加」」の取組の一つであることを示している。

**将来像 1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島**

- (1) 自然環境の保全・再生・適正利用
- (2) 持続可能な循環型社会の構築
- (3) 低炭素島しょ社会の実現
- (4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造
- (5) 文化産業の戦略的な創出・育成
- (6) 価値創造のまちづくり
- (7) 人間優先のまちづくり

**将来像 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島**

- (1) 健康・長寿おきなわの推進
- (2) 子育てセーフティネットの充実
- (3) 健康福祉セーフティネットの充実
- (4) 社会リスクセーフティネットの確立
- (5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決
- (6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化
- (7) 共助・共創型地域づくりの推進

**将来像 3 希望と活力にあふれる豊かな島**

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備</li> <li>(2) 世界水準の慣行リゾート地の形成</li> <li>(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化</li> <li>(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成</li> <li>(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成</li> <li>(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出</li> <li>(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 地域を支える中小企業等の振興</li> <li>(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成</li> <li>(10) 雇用対策と多様な人材の確保</li> <li>(11) 離島における定住条件の整備</li> <li>(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開</li> <li>(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進</li> <li>(14) 政策金融の活用</li> </ul> |
|---|---|

**将来像 4 世界に開かれた交流と共生の島**

- (1) 世界との交流ネットワークの形成
- (2) 国際協力・貢献活動の推進

**将来像 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島**

- (1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進
- (2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備
- (3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実
- (4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築
- (5) 産業振興を担う人材の育成
- (6) 地域社会を支える人材の育成



## (1)重点テーマとは

重点テーマとは「県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプト」です。

沖縄21世紀ビジョン基本計画等に掲げた取組を着実に推進するためには、変化する社会経済情勢や県民ニーズを的確に捉え、これらを各年度の施策取組に反映させる必要があります。

平成27年度においても、変化する社会経済情勢や県民ニーズを踏まえた重点テーマを設定して、予算編成に反映させ、重点的に取り組むこととしています。

## (2)平成27年度 重点テーマ

### ①経済の好循環の拡大に向けた「フロンティア創造」

沖縄の優位性と潜在力を最大限に活かし、成長戦略等、国の経済政策と連動した、将来への投資となる新たな取組を積極的に展開する。

### ②豊かさが実感できる社会へ「新たな状況への対応」

雇用情勢の着実な改善等、経済が力強さを増していく中で、経済成長の果実が行き届いていない分野がある。

このような新たな状況を踏まえ、ますます重要となる社会的課題に対して、きめ細かに対応する。

### ③地域の活力の源泉となる「持続的人口増加」

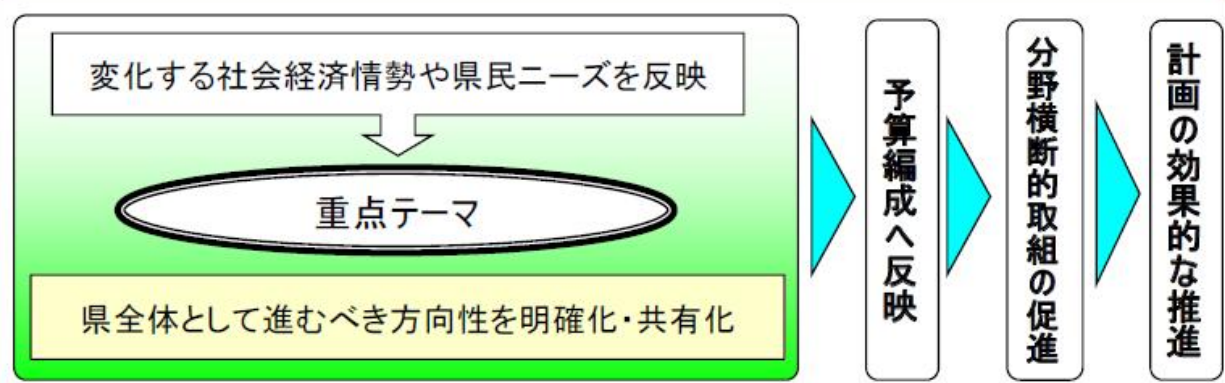
人口増加に資する取組を分野横断的に展開し、離島・過疎地域を含む県全域で、バランスのとれた人口の維持・増加を図る。

### ④県民一人ひとりに豊かな人生を「健康長寿おきなわの復活」

健康づくりに関する取組を総合的に展開し、健康長寿おきなわのブランドイメージの維持・継承と健康長寿日本一の復活を図る。

### ⑤県民の生命や暮らしを守る「安全・安心の確保」

大規模災害等、県民の生命や生活を脅かす様々な危機に対して、総合的かつきめ細かな対策を講じ、安全・安心を実感できる社会を構築する。





101 認可化移行支援事業

1. 事業の概要

番号	101	所管課	子育て支援課			
予算事業名	待機児童対策特別事業					
補助金名	認可化移行支援事業					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	待機児童対策特別事業補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	認可外保育施設の認可化移行による待機児童の解消					
補助の目的	認可外保育施設を保育所等に移行することへの支援（運営費支援、施設改善費支援）					
事業の必要性	待機児童の適切な保護及其の解消並びに処遇改善					
期待される効果	認可外保育施設の認可化の促進及び認可外保育施設入所児童の処遇向上					
補助開始年度/新規・継続区分	平成24年度	継続				
交付先	市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体		
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)	<input type="checkbox"/> その他( )				
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	1,272,750	補助額(予算)	1,145,475	補助率(%)	90%
			補助額(決算)	980,570	執行率(%)	86%
積算根拠 (補助額の算定方法)	待機児童対策特別事業補助金交付要綱交付要綱					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	人件費、需用費、備品費、賃借料、工事請負費等					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有(糸満市)			

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業では、認可外保育施設に対し、認可化を目指すために必要な経費の助成を10市4町2村52施設2,450名の児童を対象に運営費支援を実施した。これにより、入所児童の処遇改善を図るとともに、施設の認可化に向けた体制を強化した。

また、施設改善費支援も行って、6施設の認可外保育施設が認可化保育施設に移行した。

「主な取組検証票」(PDCA)の2(1)取組の推進状況では、認可外保育施設の認可化により1,247名の待機児童が解消された」と記載されている。

しかし、(4)成果指標の達成状況では、県全体の取組である保育所入所潜在的待機児童数の目標値と改善幅が記載されており、本事業のみの目標値と改善幅が記載されていない。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

PDCAに用いる成果指標は、企画部指示による全庁的な取扱いでありやむを得ない。しかし、取組の効果として事業成果を把握していることから、成果指標の状況説明欄に説明事項として記載して、有効性評価を明瞭にすべきであると考えます。

102 指導監督基準達成・継続支援事業

1. 事業の概要

番号	102	所管課	子育て支援課			
予算事業名	待機児童対策特別支援事業（指導監督基準達成・継続支援事業）					
補助金名	待機児童対策特別支援事業補助金（指導監督基準達成・継続支援事業補助金）					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄県補助金交付要綱、待機児童対策特別事業実施要綱、 待機児童対策特別事業補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	認可外保育施設指導監督基準を達成・継続するための施設改修					
補助の目的	認可外保育施設指導監督基準に基づく適正な保育環境の整備					
事業の必要性	認可外保育施設の質の向上及び認可外保育施設の認可化のため必要					
期待される効果	認可外保育施設における安全・衛生環境の向上、入所児童の処遇向上					
補助開始年度/新規・継続区分	平成24年度	継続				
交付先	市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	14,984	補助額(予算)	13,485	補助率(%)	90%
			補助額(決算)	8,839	執行率(%)	66%
積算根拠 (補助額の算定方法)	待機児童対策特別事業補助金交付要綱					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	修繕費					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

当初予算と実績のかい離について

当事業は、下記の通り過年度から予算と実績にかい離がみられる。当初県が立入調査に基づく改善指導状況を基に平成25年に実施計画を策定したが、その後、市町村との調整段階において、実施スケジュールの進捗不調および予算確保が困難な施設があったことによる、県と市町村との実施計画の擦り合わせが十分でなかった面が要因として挙げられる。

指導監督基準達成・ 継続支援事業	当初予算		補正(流用)	最終予算額 C=A-B	実績				執行率(%)	
	予算額(A)	事業量			予算額(B)	決算額(D)	事業量	繰越	不用額	対最終予算 D/C
平成24年度	54,000	20施設	0	54,000	6,916	3施設	0	47,084	12.8%	12.8%
平成25年度	67,500	25施設	△ 14,770	52,730	10,409	7施設	0	42,321	19.7%	15.4%
平成26年度	45,900	17施設	△ 31,600	14,300	11,559	6施設	0	2,741	80.8%	25.2%
平成27年度	16,507	11施設	△ 3,021	13,486	8,839	6施設	0	4,647	65.5%	53.5%

平成27年度も実施計画における計画値は20施設であったところ、当初予算で事業執行予定値11施設を見込むが取下げにより実績値は6施設となった。要因は、当該補助による改修で達成できる基準以外の基準を満たせなくなる等の理由（主として保育士確保できない）により、施設の要望取下げが発生したためである。

本事業は、待機児童対策特別事業の細事業として、一括交付金（ソフト）を財源として実施さ

れており、不用額は他の細事業に流用することが可能である。過年度と比較すると不用額は減少しているが、平成 27 年の実施施設数も当初見込みを大きく下回っている。県もこの点について認識しており、市町村の要望額調査を年 2 回実施する過程で、要望額の精度を高めるよう要請している。

問題点は、不用額発生理由として①県の実施計画と市町村の連携が著しく不足していたこと、および②当該補助による改修で達成できる基準以外の基準を満たせなくなる等の理由（主として保育士確保できない）で施設の要望取下げが発生するといった、バランスを欠く形で事業を進めていること、の 2 点が挙げられる。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

問題点に対応した具体的な対応として、予算編成時の協議を実効性のあるものにするため、県は、市町村から予算執行上のネックを聴きだし、その解消の可否を検討したうえで臨むとともに、適宜進捗状況を確認する必要があると考える。

103 新すこやか保育事業

1. 事業の概要

番号	103	所管課	子育て支援課			
予算事業名	待機児童対策特別支援事業（新すこやか保育事業）					
補助金名	待機児童対策特別支援事業補助金（新すこやか保育事業補助金）					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄県補助金交付要綱、待機児童対策特別事業実施要綱、 待機児童対策特別事業補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	認可外保育施設入所児童の給食費、健康診断費等					
補助の目的	認可外保育施設入所児童の健やかな発達・発育を促す					
事業の必要性	認可外保育施設の質の向上及び認可外保育施設の認可化のため必要					
期待される効果	認可外保育施設における安全・衛生環境の向上、入所児童の処遇向上					
補助開始年度/新規・継続区分	平成24年度		継続			
交付先	市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	384,247	補助額(予算)	345,822	補助率(%)	90%
			補助額(決算)	297,215	執行率(%)	86%
積算根拠 (補助額の算定方法)	待機児童対策特別事業補助金交付要綱					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	給食費、健康診断費、歯科検診費、調理員の検便費、損害賠償保険費					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

当年度事業では、350の認可外保育施設に、市町村を通じて健康診断費・給食費当の助成を行っている。しかし、PDCAで活動指標としている助成施設数は、計画値の記載がなく実績値のみを記載している。また、成果指標の達成状況は、参考データも含め記載がない。

予算執行率からみて予定した助成よりも少ないと考えられるが、活動指標計画値の記載がないため、助成実績値350施設の数値が妥当であるか判断できない(計画値が記載されていない理由は回答を得られなかった)。また、成果指標については、「基本施策：地域における子育て支援の充実」において、本事業の成果指標に該当する項目がないため、設定されていないと回答を得たが、成果指標が無ければ有効性が測れない。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

本事業は、認可外保育施設の入所児童の処遇向上が目的となっていることから、予算編成時に、市町村と連携して把握した本事業の対象となる、認可外保育施設入所児童数への助成率を成果目標として設定し、実績比較による有効性評価を行い、次年度以降への必要なフィードバックをすべきである。

104 認可外保育施設研修事業

1. 事業の概要

番号	104	所管課	子育て支援課			
予算事業名	待機児童対策特別支援事業（認可外保育施設研修事業）					
補助金名	待機児童対策特別支援事業補助金（認可外保育施設研修事業補助金）					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄県補助金交付要綱、待機児童対策特別事業実施要綱、 待機児童対策特別事業補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	保育材料等環境整備					
補助の目的	認可外保育施設の質の向上及び保育に必要な用具の充実					
事業の必要性	認可外保育施設の質の向上及び認可外保育施設の認可化のため必要					
期待される効果	認可外保育施設の保育の質の向上、入所児童の処遇向上					
補助開始年度/新規・継続区分	平成24年度		継続			
交付先	市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	44,645	補助額(予算)	40,180	補助率(%)	90%
			補助額(決算)	36,232	執行率(%)	90%
積算根拠 (補助額の算定方法)	待機児童対策特別事業補助金交付要綱					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	保育材料購入費、修繕費					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

395 の認可外保育施設が、県が開催する研修を受講した。しかし、PDCA で活動指標として  
いる研修受講施設数は、計画値の記載がなく実績値のみを記載している。また、成果指標の達成  
状況は、参考データも含め記載がない。

また、本事業は、指導監督基準達成・継続支援事業では要件を満たせない認可外保育施設や、  
対象とならない小規模な修繕も対象としている。加えて、対象施設であれば、研修を受講するこ  
とで申請の要件を満たすが、事務手続を煩雑と考え申請しない小規模認可外保育施設もある。

活動指標の計画値の記載がないため、実際の研修受講施設数が有効であったか否かの判断が  
できず、対象施設の助成率など成果指標もないため事業の有効性判断ができない。

また、小規模認可外保育施設が、事務手続を理由に申請をしない状況では、認可外保育施設の  
質の向上および児童の処遇向上という事業目的を達成できず改善が必要である。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

活動指標は研修受講施設数、成果指標は対象施設の助成率を設定し、実績値と比較して事業  
の有効性を検証し、その結果を次年度以降のフィードバックに生かすべきである。

また、小規模認可外保育施設の申請事務負担軽減につながる運用改善の検討や窓口となる市町村への協力依頼も必要であると考えます。さらに、小規模修繕にも適用可能であることも周知徹底されたい。

105 保育士・保育所総合支援センター委託事業

1. 事業の概要

番号	105	所管課	子育て支援課		
予算事業名	待機児童対策特別事業				
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2	
事業内容	保育士・保育所総合支援センターにおいて、ヒト（保育士の就労斡旋支援）モノ（賃貸物件等マッチング支援）サポート体制の構築（認可化移行支援）を行う。				
委託の理由	保育士資格を有する者、宅地建物取引取扱主任資格を有する者、保育行政又は保育所運営を熟知している者等を配置し、市町村、保育所、保育団体、養成施設と綿密な連携体制を構築し、きめ細やかな支援を継続して行う必要がある。				
事業の必要性	待機児童解消に向けて、保育定員の拡大及び保育士の確保を総合的に支援する必要がある。				
期待される効果	待機児童の解消				
事業期間	平成25～29年度				
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約
委託先	沖縄県保育対策総合支援事業業務受託共同企業体 (NPO法人沖縄県学童・保育支援センター・株式会社琉球新報開発)				
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input checked="" type="checkbox"/> 民間事業会社
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )		
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	58,249	落札価格	58,249	落札率(%) 100%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		
積算根拠 (予定価格の算定方法)	前年度実績を参考に必要額を積算				
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、保育所入所待機児童の解消を目的に、平成25年度から平成29年度末までの5年間で、保育士・保育所総合支援センター（以下センターという）を設置運営し、保育士確保、認可保育所設置及び認可外保育施設の認可化促進等を総合的に実施するための委託事業である。委託業務の主な内容は、①潜在保育士の就労等斡旋（以下事業①という）、②賃貸物件等マッチング支援事業（以下事業②という）、③認可外保育施設の認可化促進サポート事業（以下事業③という）である。

本委託事業に係る事業実績報告書を閲覧した。保育所入所待機児童解消への大きな課題が保育士確保不足である。そこで、上記事業①につきマッチングの現状、就労等支援の成果・課題等について一層の内容把握が必要と判断したことから、センターに往査してヒアリングを実施した。

個別の就労相談や就職支援セミナーを通じて、潜在保育士の求める条件や過去の就労時における処遇など様々な情報が寄せられている。また、センターは保育現場の現状を伝え、不安を払拭して現場に復帰できるよう支援を行っている。

事業実績報告書について、課題の内容が不明確である。すなわち、事業①について、「潜在保育士による求職登録の条件は、個々の生活環境が様々であることから、新卒就職時より多岐にわたっており個別性が極めて強い傾向にある。そのため求人側とどのように折り合いをつけられるかが課題となる」と報告しているが、条件の具体的な内容が不明確であり、課題克服のためにこれからどう改善するかの言及がない。

また、PDCA では、事業実績報告書で報告されている事業①の雇用条件のミスマッチについて言及がなく、事業②や事業③については事業内容自体への言及がなく、不十分な検討結果となっているため、有効性判断ができない。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】(含む改善提案)

PDCA サイクルの C「取組の検証」と A「取組の改善案」を着実に実施すべきである。具体的には、事業①について、事業実績報告書にミスマッチ要因の分析結果を記載するとともに、その課題の検証および改善に取り組む必要がある。

事業②と③について、実績値が当初想定していた成果を達成したか否かについて、検証結果を記載するとともに、事業実績報告書の課題の検証とその改善に取り組む必要があると考える。

最後に、センターに寄せられる職場環境への要望などは、改善すべき問題点を示唆する貴重な情報である。このような情報を保育士の離職防止のために実施する事業策定や保育所の指導監査にあたってフィードバックし、より効果的な事業とするように最大限活用する仕組みを作るべきである。



106 放課後児童クラブ支援事業

1. 事業の概要（補助事業と委託事業がある）

番号	106	所管課	子育て支援課			
予算事業名	放課後児童クラブ支援事業					
補助金名	放課後児童クラブ支援事業					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄振興特別推進交付金交付要綱、沖縄県放課後児童クラブ支援事業費補助金交付要綱、沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	市町村が行う公的施設活用放課後児童クラブの施設整備への補助等					
補助の目的	放課後児童クラブの環境改善、利用者負担の軽減					
事業の必要性	全国と比べ低い放課後児童クラブの公的施設活用率					
期待される効果	公的施設活用放課後児童クラブの増加、これに伴う利用料の減					
補助開始年度/新規・継続区分	平成24年度		継続			
交付先	市町村（那覇市、うるま市、南城市、糸満市、北谷町、南風原町）					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	302,535	補助額(予算)	168,338	補助率(%)	56%
			補助額(決算)	142,115	執行率(%)	84%
積算根拠 (補助額の算定方法)	細事業名、補助基準額、補助率 ①施設整備費、30,000千円、9/10②環境改善、2,000千円、1,000千円、90/95③家賃補助月額80千円、9/10					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	①施設整備費(委託料、工事費、工事請負費)②環境改善(改修・修繕費)③家賃補助(家賃又は借地料) ※いずれも市町村に対し補助					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

番号	106	所管課	子育て支援課			
予算事業名	放課後児童クラブ支援事業					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
事業内容	コーディネーターを配置し、市町村が取組む公的施設活用クラブの設置を支援する。					
委託の理由	公的施設活用クラブの設置については、専門的知識が必要であるため。					
事業の必要性	県内市町村は、公的施設を活用した例が少なく、専門的な支援が必要である。					
期待される効果	コーディネーターを配置することで、市町村の取組みが円滑に進み、設置が促進される。					
事業期間	平成24年度～平成33年度					
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約	
委託先	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター					
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input type="checkbox"/> 民間事業会社	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	14,121	落札価格	14,121	落札率(%)	100.0%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			
積算根拠 (予定価格の算定方法)	コーディネーターの配置に係る期間を積算し、県見積基準表により人件費及び事務費の算定を行った。					
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

## 2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業では、放課後児童クラブの公的施設移行等促進と環境改善を行っているが、まだ施設利用料が全国に比べて高い。その理由は以下の通り、民立民営、民間施設活用が要因である。

沖縄県の利用料月額平均(保育料+おやつ代等) 9,682円(沖縄県平成27年度放課後児童クラブ実態調査)			民間施設を活用しているため、クラブに家賃負担や送迎費用が生じ利用料が高くなる		
全国と比較して高い沖縄の放課後児童クラブ利用料	全国	沖縄	放課後児童クラブの土地・建物の賃借料負担 →月額平均89,389円		
保育料月額平均 8,000円未満のクラブの割合	78.4%	48.2%	放課後児童クラブの送迎に係る費用負担 →燃料費 月額平均89,389円 車両維持管理費 月額平均27,956円		
実費徴収金(おやつ代等) 2,500円未満のクラブの割合 (厚生労働省 平成26年度地域児童福祉事業等調査)	85.3%	49.8%	(沖縄県平成27年度放課後児童クラブ実態調査)		

### 利用料が高い要因

全国と比較して民立民営のクラブが多く民間施設活用の割合が高い  
 (厚生労働省 平成27年度放課後児童健全育成事業実施状況調査)

運営形態	全国	沖縄	施設形態	全国	沖縄
公立公営	38.7%	2.4%	公的施設	86.4%	40.1%
公立民営	44.2%	4.5%	民間施設	13.6%	59.9%
民立民営	17.1%	93.2%			

また、学童の公的施設への移行のための学校の空き教室活用については以下の理由で遅れている。

1. 小学校によっては提供できる空き教室がないこと、また学校側に、学校内において事故等があった場合の責任の所在について懸念があること。
2. 放課後児童クラブの公的施設活用の必要性について、市町村教育委員会等の理解が十分に得られていないこと。

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画第 3 章基本施策(2)子育てセーフティネットの充実において、「沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性を發揮できる社会を実現するため、関係機関との連携を充実」させることを謳っているにもかかわらず、上記 2 点解消のための教育委員会と子ども生活福祉部との情報交換や連携が図られていない。

また、委託先である NPO 法人沖縄県学童・保育支援センターが平成 27 年度補助交付対象児童クラブ(325 クラブ)を対象に実施した「沖縄県放課後児童クラブ実施内容等調査」によると、自由意見として、施設管理者や利用者からも関係部署の連携不足や現場の意見がくみ取られていないとの指摘がなされている。具体的には、児童管理の責任問題など関係者側に不安があり、学校の空き教室の活用が進まない現状が挙げられる。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】(含む改善提案)

放課後の学校など公的施設を活用することで、利用料の低減が図られ利便性が高まることは明白である。

まず、放課後児童クラブ利用者の負担軽減という目的を達成するために障壁となっている要因を明確にする必要がある。次に、関係各機関が取り組むべき課題と解決のための施策を作成し、実施スケジュールに基づき確実に実行することが求められる。

107 待機児童解消支援基金事業

1. 事業の概要

番号	107	所管課	子育て支援課				
予算事業名	待機児童解消支援基金事業						
補助金名	待機児童解消支援交付金						
事業の性質	政策的事業(C経費)						
補助根拠 (法令名・要綱名等)	待機児童解消支援基金条例 待機児童解消支援交付金交付要綱						
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3			
補助の対象となる事業内容	市町村における待機児童対策関連事業に対し交付金を交付し、事業化を支援する。						
補助の目的	市町村における待機児童対策関連事業へ交付金交付による支援を行い、待機児童解消の加速化を図る。						
事業の必要性	待機児童解消に伴い増大する市町村財政負担へ支援を実施する必要がある。						
期待される効果	待機児童解消に係る事業計画（黄金っ子応援プラン）の着実な実施。（平成29年度末までの計画達成）						
補助開始年度/新規・継続区分	平成26年度	継続					
交付先	県内市町村						
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体		
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )				
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	1,057,389	補助額(予算)	1,053,162	補助率(%)	100%	
			補助額(決算)	315,026	執行率(%)	30%	
積算根拠 (補助額の算定方法)	待機児童解消支援交付金交付要綱						
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	委託料、工事請負費、補助金、扶助費、人件費など						
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算				
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )				

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は①知事が認めた市町村の独自事業、②待機児童対策に関連する事業に必要な臨時的職員等にかかる人件費、③国庫補助金事業（安心こども基金）の市町村負担分となる  $1/8 \times 3/4 = 3/32$  の補助を行う。

執行率が30%の理由となっている繰越額については、686百万円と多額であるが、工事進捗など外部環境が主要因である。H29の待機児童解消に向けて施設整備を進めているところであり、順次繰越額の解消を図る。加えて、市町村にも整備事業の進捗促進を求めている。

3つの交付対象事業のうち、最も多くを占めるのが③国庫補助金事業（安心こども基金）の市町村負担分の補助である。このため、問題点および意見については、No. 215 安心こども基金事業を参照のこと。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

同上。

108 保育士産休等代替職員配置支援事業

1. 事業の概要

番号	108	所管課	子育て支援課				
予算事業名	保育士産休等代替職員配置支援事業						
補助金名	保育士産休等代替職員配置支援事業補助金						
事業の性質	政策的事業(C経費)						
補助根拠 (法令名・要綱名等)	保育士産休等代替職員配置支援事業補助金交付要綱						
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3			
補助の対象となる事業内容	認可保育所等に対して、保育士の出産等による長期休暇を取る場合の代替職員を雇用する費用を支援する。						
補助の目的	同上。						
事業の必要性	待機児童の解消						
期待される効果	待機児童の解消						
補助開始年度/新規・継続区分	平成26年度	新規					
交付先	市町村						
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体		
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input checked="" type="checkbox"/> その他(保育園)				
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	18,900	補助額(予算)	18,900	補助率(%)	100%	
			補助額(決算)	17,187	執行率(%)	91%	
積算根拠 (補助額の算定方法)	保育士産休等代替職員配置支援事業補助金交付要綱						
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	代替職員を雇用する費用						
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算				
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )				

2. 監査により判明した事実及び問題点

社会福祉法人 A の事業実績報告書において、要綱上添付が要求されている「保育士産休等代替職員配置支援事業報告書(別紙1)」が添付されていなかった。この書類は、補助事業者が①実施期間、②実施保育所等、③事業の必要性、④その他特記事項を記入するもので、交付要綱第9条で提出が義務付けられている実績報告書(様式第7号)に添付することが要求されている。

沖縄県補助金等の交付に関する規則第12条において、「補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。」と定めている。

また、同13条で「知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し」として事業目的に沿って履行されたことを確認しなければならないが確認もれが生じている。

### 3. 監査の結果

#### 【指摘】

社会福祉法人 A の本事業における補助金受給 4 件のうち、2 件が「保育士産休等代替職員配置支援事業報告書(別紙 1)」の添付もれであり、正確な履行調査事務手続を徹底すべきである。

109 保育士修学資金貸付事業

1. 事業の概要

番号	109	所管課	子育て支援課			
予算事業名	保育対策総合支援事業					
補助金名	保育対策総合支援事業費補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	保育対策総合事業費補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	該当なし		
補助の対象となる事業内容	保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付、卒業後、5年間の実務経験により返還を免除					
補助の目的	保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付					
事業の必要性	保育士修学資金を貸し付けることにより修学を容易にし、質の高い保育士を養成、確保					
期待される効果	保育士の新規確保及び質の高い保育士の養成による待機児童の解消					
補助開始年度/新規・継続区分	平成25年度		継続			
交付先	沖縄県社会福祉協議会					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	90,492	補助額(予算)	209,387	補助率(%)	231%
			補助額(決算)	90,492	執行率(%)	43%
積算根拠 (補助額の算定方法)	月額：5万円以内(貸付期間は2年間を限度)、初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算等。					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	学費、入学準備金、就職準備金					
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

<活動指標の計画値について>

指定保育養成施設に在学する学生 106 名に貸付を行ったことにより、H29 年 4 月 106 名に保育士が県内保育所に就労することが見込まれ、これにより 0 歳児に換算して 318 名分の受入が可能になるとしている。しかし、PDCA で活動指標としている修学資金貸し付け学生数は、計画値の記載がなく実績値のみを記載している。

<成果指標の活用について>

質の高い保育士の養成確保に資するという事業目的の有効性を評価するためには、過年度貸与学生のうち就労した数を記載すべきと考えるが、PDCA「成果指標の達成状況・状況説明」では県全体の取組による確保数 900 名が記載されている。

<債権管理状況の確認>

本事業は、沖縄県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)を間接補助事業者とする補助事業である。貸付事務を担当している県社協に、県を通じて、返還義務が発生した貸付金の債権管理状況を確認した。本事業による修学資金貸付金は、5 年間県内保育所にて保育士としての従事すること等を要件としており、後日要件を満たせないことが判明した場合は返

還義務が発生する（保育士修学貸付金消費貸借契約書第6条）。

国の通知「保育士修学資金貸付制度の運営について（平成25年2月26日付け雇児発0226第6号）」（以下「運営通知」という。（第10(2)））によれば、貸付事業の実施主体が、都道府県等が適当と認める団体である場合は、団体において特別会計を設定し、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等を都道府県知事に報告することとなっている。

県社協は、毎年度4月の事業の実績報告書の提出時に貸付金の返還件数及び返還決定金額を報告しているが当該報告書は、返還件数及び返還決定金額のみの報告となっている。当該報告書のみでは、貸付金の返還状況の把握が難しいことから、返還状況や返還開始理由の分かる資料の報告を求める必要がある。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

##### <活動指標の計画値について>

予算計上の根拠となっている以上、活動指標の計画値として合理性はあり実績値との比較のため記載すべきである。

##### <成果指標の活用について>

本事業から得られる成果対し指標が明記されていなければ事業の有効性を検証できないため成果指標を記載すべきである。

##### <債権管理状況の確認>

貸付事業の実施主体が、都道府県等が適当と認める団体となる場合には、都道府県知事が修学資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行うこととなっている。（運営通知第1(2)①）

貸付金の返還については、県が県社協に対して適正な指導・助言が行えるよう、県社協からの報告書については、返還状況や返還開始理由を記載した報告書の提出が必要であると考え



110 認可保育所における保育士の正規化雇用促進事業

1. 事業の概要

番号	110	所管課	子育て支援課			
予算事業名	認可保育所等における保育士の正規雇用化促進事業					
補助金名	認可保育所等における保育士の正規雇用化促進事業補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）制度要綱 認可保育所等における保育士の正規雇用化促進事業補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2		
補助の対象となる事業内容	保育士正規雇用率の上昇を図る保育所等を支援する。					
補助の目的	非正規雇用保育士の正規雇用への転換、新規での正規雇用					
事業の必要性	正規雇用でないことが保育士の離職要因の一つとなっている。					
期待される効果	保育士の定着（離職防止）					
補助開始年度/新規・継続区分	H27	新規				
交付先	保育所等を設置する社会福祉法人、学校法人、株式会社等					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input checked="" type="checkbox"/> その他(上記のとおり)			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	109,631	補助額(予算)	108,000	補助率(%)	99%
			補助額(決算)	102,120	執行率(%)	95%
積算根拠 (補助額の算定方法)	保育士1人あたり 60,000円×事業年度内における正規雇用月数					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	人件費					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

正規化職員の補助額は月額6万円、年間で72万円である。職員の正規化雇用に伴う認可保育所等の実際支出額を確認するため、実績報告書をサンプル抽出し閲覧した。実際支出額は園もしくは個人によってバラツキがあり、例えば下表のとおりである。

保育所等	職員	A 増加した給与月額	B 増加した手当月額	C=(A+B)× 12 年換算額	D 期末手当	E 社保等その他	F=C+D+E 増加額計	G 年間補助額	H 補助額のうち増加支出に充当された割合
あ	甲	1,000	0	12,000	157,500	0	169,500	720,000	23.5%
い	乙	33,400	7,800	494,400	653,640	0	1,148,040	720,000	159.5%
う	丙	7,100	4	85,248	644,068	187,400	916,716	720,000	127.3%
え	丁	1,800	5,108	82,896	431,200	81,538	595,634	720,000	82.7%
お	戊	1,000	33	12,396	146,117	9,790	168,303	720,000	23.4%
か	己	-6,000	-24,900	-370,800	210,660	12,542	-147,598	720,000	-20.5%
き	庚	4,540	1,800	76,080	341,698	60,346	478,124	720,000	66.4%

園名	受給人数	補助金受給額	年間増加額	補助額のうち増加支出に充当された割合
α園	5名	3,600,000	825,000	22.9%

表中の「補助額のうち増加支出に充当された割合」が低いケースについて担当者に聞き取りを行った。要綱上対象職員へ全額支給する必要はなく、①次年度給与の原資となる②園の他の職

員の処遇改善に充てられる場合もあるとの回答であった。

現在の実績報告書の記載内容では、本事業の補助金の全てが保育士の正規化雇用および定着の促進等職員の処遇改善に充てられたか否かを確認できなかった。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】(含む改善提案)

交付要綱の改定を図り、実績報告書について補助金の使途が確認できるようにすべきである。

111 事業所内保育総合推進事業

1. 事業の概要（補助事業と委託事業がある）

番号	111	所管課	子育て支援課			
予算事業名	事業所内保育総合推進事業					
補助金名	事業所内保育総合推進事業補助金					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	事業所内保育総合推進事業補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	地域型保育事業の認可を受ける施設の整備費を支援することで、事業所内保育施設の設置を総合的に支援する。					
補助の目的	地域型保育事業の認可を受ける施設の整備費を支援する。					
事業の必要性	待機児童の解消					
期待される効果	待機児童の解消					
補助開始年度/新規・継続区分	平成27年度			継続		
交付先	市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	188,953	補助額(予算)	172,357	補助率(%)	91%
			補助額(決算)	152,729	執行率(%)	89%
積算根拠 (補助額の算定方法)	事業所内保育総合推進事業補助金交付要綱					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	本体工事費、仮施設整備費、設計料及び管理料、備品等購入費、工事事務費など					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

番号	111	所管課	福祉政策課			
予算事業名	事業所内保育総合推進事業					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
事業内容	待機児童の解消と働きやすい環境の整備のため、事業所内保育推進コーディネーターを配置する。					
委託の理由	企業等からの相談受付、設置に向けた支援などは幅広い業務を実施する必要があり、相当の経験を有する者をその職に当てるのが適当なため。					
事業の必要性	待機児童の解消					
期待される効果	待機児童の解消					
事業期間	平成26年度～平成29年度					
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約	
委託先	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会					
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input type="checkbox"/> 民間事業会社	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	16,335	落札価格	-	落札率(%)	
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			
積算根拠 (予定価格の算定方法)	沖縄県見積基準額表					
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

## 2. 監査により判明した事実及び問題点

県は、沖縄振興特別推進交付金交付要綱第7条第1項に基づき、沖縄振興特別推進交付金事業（県分）について、成果目標を設定し公表している。本事業については、活動目標（指標）を施設整備11園、成果目標（指標）を施設整備補助による待機児童減少数370名としている。一方で、PDCAに用いる「主な取組」検証票上は、実績（施設整備9園、定員増加数217名）が記載されているものの、活動指標は記載が無く、成果指標は全县ベースの待機児童数が記載されており、前述の活動・成果目標との関連性は明記されていない。

また、本年度は、定員増加数の成果指標達成率58.6%と予算の執行率88.6%との乖離がある。担当者ヒアリングによれば、施設整備補助の金額は一律（改修27,000千円、創設50,000千円）で人数比例ではないところ、当初は改修の計画数が多かったが、その後取り下げが発生し支出予定額が増となる見込みの施設が増加したことが理由である。しかし、この計画取下げ、及び成果指標達成率未達の理由について検証とフィードバックがされていることは確認できなかった。

以上の事実を踏まえた上での問題点は以下のとおりである。

- ① 県は、いわゆる一括交付金事業について成果目標を設定・公表し、一方で沖縄県PDCAの中で活動・成果指標を設定しているが、両者の関連性が不明確である。その結果、本事業の「主な取組」検証票上も、活動指標の記載が無く、成果指標は全县ベースの待機児童数が記載されているため、目標と実績の比較及び未達理由の検証（PDCAのCheck）と、その結果に基づく次年度以降へのフィードバック（Action）が不十分であり、合理的なPDCAに基づく有効性判断がなされているとは言い難い。
- ② 県は、前述の要綱第7条第1項に基づき、沖縄振興特別推進交付金の県事業における成果目標の達成状況に係る評価を事後評価結果として国に提出するとともに、公表している。つまり事業評価という同じ目的のために、一部重複項目はあるものの評価フォームも異なる2つの方法を並行して実施しており、二度手間での不効率である。

## 3. 監査の結果

### 【意見】（含む改善提案）

- ① PDCAに用いる成果指標は、企画部指示による全庁的な取扱いでありやむを得ないが、担当課内では成果指標をブレイクダウンした具体的な指標を設定し、参考データとして検証票に反映すべきである。本事業では、一括交付金事業として設定した成果目標が利用できると思われる。

また、施設整備数と整備に伴う待機児童解消数が、当初見込みから乖離した理由および未達理由についての検証とその結果に基づく次年度以降へのフィードバックを行うべきである。

- ② 全般的意見Ⅲを参照されたい。

114 地域子ども・子育て支援事業

1. 事業の概要

番号	114	所管課	子育て支援課				
予算事業名	地域子ども・子育て支援事業						
補助金名	地域子ども・子育て支援交付金						
事業の性質	政策的事業(C経費)						
補助根拠 (法令名・要綱名等)	子ども・子育て支援法第59条						
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-2-(イ)	H27重点施策	2			
補助の対象となる事業内容	市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育事業、放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業						
補助の目的	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費（人件費等）						
事業の必要性	地域の実情に応じ、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援することにより、子育て支援の充実を図る。						
期待される効果	地域の実情に応じた子育て支援の充実が図られる。						
補助開始年度/新規・継続区分	H27	新規					
交付先	市町村						
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体		
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )				
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	5,790,895	補助額(予算)	1,614,165	補助率(%)	28%	
			補助額(決算)	1,232,401	執行率(%)	76%	
積算根拠 (補助額の算定方法)	「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成27年9月11日付け府子第277号)						
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	人件費、需用費等地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費						
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算				
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ※新規事業のため		<input type="checkbox"/> 有( )				

2. 監査により判明した事実及び問題点

執行可能額 1,614,165 千円に対し執行額 1,323,401 千円、不用額 381,764 千円発生している。

地域子ども・子育て支援事業は、保護者の就労形態等に応じて実施する延長保育事業や保護者の育児疲れ等に対応して乳幼児の預かりを行う一時預り事業等、子育て家庭のニーズに対応して実施する事業であり、市町村においては、当初予算要求時や変更交付申請時に、所要額を正確に把握することが困難であることから、年度末に不用額が生じないように補助の上限(補助基準額)で所要額を見込む傾向にある。しかし、利用量が補助の上限に満たない場合、交付決定額と確定額に乖離が生じ不用額が発生することとなる。

また、事業実施初年度であり、市町村及び事業者において、事業内容の理解に時間を要したことや、国の交付要綱策定、交付決定が遅れたこと等により、円滑な事業の執行が困難であったことも要因の1つである。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

県は、市町村に対し当初申請額の精度を高めるよう指導するとともに、交付申請等の審査強

化や進捗管理の徹底等により不用額の縮減に取り組むことが求められる。

計画と乖離している市町村について、その理由の把握に努め、計画に基づいた事業の実施を促すとともに、ニーズの変化等を踏まえ必要に応じて計画を見直すよう働きかけることにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図るべきである。

115 安心子ども基金事業

1. 事業の概要

番号	115	所管課	子育て支援課			
予算事業名	安心子ども基金事業（子育て支援課）					
補助金名	安心子ども基金事業補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	安心子ども基金事業交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2- (2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	保育所整備					
補助の目的	保育所等を整備することにより、安心して子育てができる環境の整備を行う。					
事業の必要性	待機児童の解消					
期待される効果	待機児童の解消					
補助開始年度/新規・継続区分	平成21年度	継続				
交付先	市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	8,265,183	補助額(予算)	8,258,190	補助率(%)	100%
			補助額(決算)	4,674,619	執行率(%)	57%
積算根拠 (補助額の算定方法)	安心子ども基金事業交付要綱					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	本体工事費、管理料、備品等購入費、工事事務費など					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業による実施施設一覧表を閲覧し、その中から任意の施設をサンプル抽出して、申請から補助金支出に至るプロセスを確認するとともに必要に応じて担当者へヒアリングを行った。また、認可保育施設の定員数と実際の在籍数を確認するため、県を通じて待機児童数の多い那覇市から「定員・在籍一覧表」を入手した。

県は、施設整備に要する経費の圧縮や将来的な保育サービスの供給過剰への対応手法として、賃貸物件を活用した保育所や小規模保育事業所の整備、公立保育所や公立幼稚園の認定こども園化による需給調整を市町村への事業説明会等において提案しているところである。加えて、必要な保育士が確保できないことで現時点において定員割れが生じている保育施設の情報についても、毎年調査を実施している。

全国に比べ出生率が高い本県においても将来的には人口減少が予想される。このことに鑑みると、新規の施設整備に際しては、将来的な保育サービス供給過剰リスクを考慮し、施設の維持管理や遊休化による行政コスト負担増加の可能性を慎重に検討する必要がある。

既存施設の活用の余地としては、以下の2つの状態が考えられる。

- ①必要な保育士が確保できないため定員割れが生じている保育施設
- ②保育方針に基づき児童一人当たり面積を認可基準以上に確保している保育施設

県は、①については上述のとおり当該保育施設の情報把握に努めている。保育士の処遇改善や、

潜在保育士の活用が注目される中、保育士不足による定員割れ解消のための取組は必ずしも十分であるとは言い難いが、今後も、指導や施策として推進すべきである。一方、②については従来から、新たに施設整備を要しない定員増の取組として市町村において園長会を介する形で運営団体（社会福祉法人）に対して要請がなされ、一定数の定員増につながってきたところではある。しかし、現在入所している児童へのサービス低下（設置認可要件となっていない図書室や食堂の保育室化など）につながり、施設の保育方針に反するという考え等もあり、必ずしも法人が進んで取り組めないという実態がある。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

待機児童解消の方策として、新規の施設整備は必ずしも否定するものではない。しかし、将来の行政コスト増加リスクに鑑みると、既存施設の有効活用を最大限図るべきである。

短期的な取組としては、必要な保育士が確保できないため定員割れが生じている保育施設に対しては、引き続き効果的な保育士確保の施策を推進すべきである。

中長期的な取組としては、上述した「保育方針に基づき児童一人当たり面積を認可基準以上に確保している保育施設」についてのアプローチが重要になると考える。利用者の立場からは同じ保育料金を負担しているにもかかわらず、「受け皿」が少ない現状においては入所施設の選択が限定的となることから不公平感も否めない。しかし、逆にこのような施設が保育士の雇用環境も良好な中で運営されているならば、むしろ、今般の社会福祉法改正を契機として、社会福祉法人の間で健全な競争関係が構築されることが望ましい。社会福祉法人はその「非営利性」により、法人設立時の寄附者の持分は認められず、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者または国庫に帰属することになっている。競争の結果、「受け皿」としての同レベルの保育施設の増加が促されることによって、不公平感の解消につながるとも考えられる。

県は、社会福祉法改正を契機として、社会福祉法人の間で健全な競争関係の構築を推進することが求められよう。この点については全般的意見の（意見Ⅰ）を参照されたい。



116 魅力ある私立学校づくり推進事業（子育て支援推進事業）

1. 事業の概要

番号	116	所管課	子育て支援課		
予算事業名	私立学校等教育振興費（子育て支援課）				
補助金名	沖縄県私立学校運営費補助金（特別補助）魅力ある私立学校づくり推進事業（子育て支援推進事業）				
事業の性質	義務事業(B-1経費)				
補助根拠 (法令名・要綱名等)	私立学校振興助成法 私立高等学校等経常費助成費補助金交付要綱				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)-イ	H27重点施策	3	
補助の対象となる事業内容	教育時間の前後や休業日などの預かり保育を実施する園、地域における幼児期の教育の場として子育ての支援の取組を実施する園を支援する				
補助の目的	預かり保育及び子育て支援の取組に係る人件費や教育研究費等の運営費補助				
事業の必要性	園児の就園に係るの経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するとともに、子育て支援の推進に寄与する				
期待される効果	私立幼稚園における預かり保育及び子育て支援の取組実施率向上				
補助開始年度/新規・継続区分	昭和50年	継続			
交付先	各私立幼稚園設置法人				
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		■ その他 ( )		
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	306,010	補助額(予算)	68,878	補助率(%) 23%
			補助額(決算)	68,235	執行率(%) 99%
積算根拠 (補助額の算定方法)	別添参照				
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	人件費、教育研究費				
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付金額確定後		■ 事前に概算交付後、精算		
前年度返還の有無	<input type="checkbox"/> 無		■ 有(額の確定による返還)		

2. 監査により判明した事実及び問題点

補助金確定後の返還3件発生している。概算払いで交付(75%)しているにもかかわらず、確定額で返還命令を発令した幼稚園が3先計751千円発生している。

内容を確認したところ、預かり保育の当初見込額と実績額との差額が大きかったことが要因であると考えられる。

確定額が、概算払額(75%)を下回っている先が複数ある点を考慮すると改善が必要と考える。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

小規模の私立幼稚園にとっては、事務体制の脆弱さから事業費の見込額や経費の按分基準も正確に算定することが難しい面もある。そのような幼稚園には、県がワークシートや一般的な目安となる算定式などを提供することで一定の正確性確保を図ることができると考える。

117 放課後児童健全育成事業

1. 事業の概要

番号	117		所管課	福祉政策課		
予算事業名	地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）					
補助金名	地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	子ども・子育て支援法第67条第2項、平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱、放課後児童健全育成事業実施要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	市町村が実施または助成した放課後児童健全育成事業に対して補助					
補助の目的	放課後児童クラブへの支援					
事業の必要性	児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業への補助					
期待される効果	放課後児童クラブ数の増加					
補助開始年度/新規・継続区分	平成19年度以前		継続			
交付先	25市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	2,495,691	補助額(予算)	831,897	補助率(%)	33%
			補助額(決算)	720,260	執行率(%)	87%
積算根拠 (補助額の算定方法)	沖縄県子ども・子育て支援交付金交付要綱、補助率1/3					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	放課後児童クラブに係る運営費(おやつ代等を除く)					
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

平成27年度子ども・子育て支援交付金精算書、当初予算・事業概要説明書、事業概要市町村が実施した又は助成した放課後児童健全育成事業に対して補助する（補助割合国・県・市町村1/3）事業である。

補助事業所実績が、「平成26年度実績23市町村329事業所であったのに対し、平成27年度実績は25市町村329事業所となっており順調に補助対象の放課後児童クラブは増加している」と「主な取組」検証票で述べているが、放課後児童クラブの施設利用料が全国に比して割高であることは、放課後児童クラブ支援事業で触れている通りである。

補助金を有効に活用するためには、公的施設の活用が不可欠であるが移行が促進できていない。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

206 放課後児童クラブ支援事業参照。

201 少子化実態調査事業

1. 事業の概要

番号	201	所管課	青少年・子ども家庭課			
予算事業名	少子化実態調査事業					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
事業根拠 (法令名・要綱名等)	子どもの貧困対策の推進に関する法律					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2		
事業の必要性	沖縄県において、子どもの貧困対策を適切に実施することが、中長期的な少子化対策となるとの観点から、若者世代の不安定な就業及び低所得の状況が少子化（未婚化等）に与える影響を把握するとともに、子どもの貧困対策を効果的に実施する上で必要となる子どもの貧困の現状等を把握する必要がある。					
期待される効果	調査を実施するだけでなく、その実態に基づき施策を実施することで、将来の大人期の貧困を子ども期から予防し、少子化に歯止めをかけることができる。					
事業開始年度/新規・継続区分	平成27年度		新規			
予算・執行額（千円）/執行状況	予算額	8,798	執行済額	8,753	執行率（%）	99%
次年度繰越の有無	<input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有（ ）			
積算根拠	沖縄県見積基準等による。					
対象経費の内容 (具体的に記入)	委託料（人件費、旅費、需用費、通信運搬費、印刷製本費）					

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業の名称は「貧困が少子化に与える影響調査事業」であり、調査事業を外部へ委託する際の「業務委託仕様書」5(2)には「経済的困窮等が少子化に与える影響調査事業」として「沖縄県内において、若者の不安定な就業状況や低所得の状況が、未婚化等に与えている影響について調査・分析する。」の記載がある。しかし、成果物（調査結果）を見ると、上記5(2)については、平成25年度版厚生労働白書の調査結果を添付し、それをもとにした事業者の分析・考察は記載してあるが、県内における調査は行われていない。

この点、ヒアリングにより、本事業の委託後、受託事業者からの提案により当該調査を有効に実施するためには、調査企画のための期間、統計上の信頼性を確保するためのサンプル数などの設定が必要であり、同時期に2つの調査を実施するためには、時間と予算が不足することから、県と受託事業者が協議の上、「5(1)子どもの貧困実態調査」を主として実施することを決定したことが判明した。

また、担当者によると、上記5(2)については、「沖縄県内において、若者の不安定な就業状況や低所得の状況（いわゆる「貧困」）が、未婚化に影響を与えているかについては、内閣府の全国データ（沖縄も含まれている。）と今回実施する上記5(1)の調査結果からその関連性について有識者の分析と意見を踏まえることで調査の目的が達成できると担当課は判断した。

なお、「業務委託仕様書」には上記5(1)及び(2)の調査・分析等に当たっては、「県と十分な協議の上、進める」との記載があり、協議により上記5(1)に重きを置くことは可能である。

上記事実を踏まえた上で、問題点は、上記5(1)に特化した経緯が客観的には不明確というこ

とである。本事業は全国初の子ども貧困実態調査を行うものであり、本事業の委託時点では、'当該事業の時間や予算で同時期に2つの調査実施が困難である'と分からなかったことはやむを得ない。また、本監査のヒアリングを経て判明した内容、すなわち、上記5(1)に特化した経緯についても不合理な点はない。しかし、事後的に、当初積算の妥当性を検証するにあたり、途中で委託内容の実施方法を協議し決定された記録が残っていなければ、仕様書（委託契約）通りに事務が執行されたかどうかを検証できず、その有効性評価もできない。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

本事業において、県は協議を重ね、専門家である事業者のアドバイスに従い調査が合理的となるよう具体的な調査・分析に関する方法等を決定していったとのことであるが、事後検証のため、成果物が上記5(1)に特化することになった経緯等について、文書化すべきである。

203 子ども・若者育成事業

1. 事業の概要

番号	203	所管課	青少年・子ども家庭課		
予算事業名	子ども・若者育成支援事業				
事業の性質	政策的事業(C経費)				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2	
事業内容	ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者への支援のため、子ども・若者総合相談センターを設置する。				
委託の理由	専門的知識や専門的なノウハウを有するため。				
事業の必要性	<p>子ども・若者を巡る環境は深刻な状況にあり、その課題は不登校、ひきこもり、非行など複合化及び複雑化している。特に、沖縄県におけるニートは全国平均の約2倍、不登校は小中高とも全国平均を上回るなど、全国と比較して非常に厳しい状況にあり、子ども・若者の一次的な相談窓口の設置、教育・福祉・雇用・医療等各分野の総合的な施策の展開が求められている。</p> <p>・不登校 小学校児童千人当たり4.6人(H26、全国3.9人)、中学校生徒千人当たり32.0人(H26、全国27.6人)、高校生徒千人当たり28.2人(H26、全国15.9人)</p> <p>・高校中途退学率 2.2%(H26、全国1.5%)</p> <p>・進路未決定率 中卒後2.5%(H27、全国0.7%)、高卒後12.1%(H27、全国4.4%)</p> <p>・若年無業者率(ニート) 4.6%(H26、全国2.1%)</p>				
期待される効果	幅広い分野にまたがる子ども・若者の相談に対応する「子ども・若者総合相談センター」が一次的な受け皿となり、教育・福祉・雇用・医療等各分野の適切な支援機関につながること、たらい回しを防ぎ、若年無業者(ニート)、不登校、高校中途退学等の改善につながる。				
事業期間	平成26年度～				
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約
委託先	NPO法人サポートセンターゆめさき他				
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input type="checkbox"/> 民間事業会社
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )		
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	67,740	落札価格	60,359	落札率(%) 89%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		
積算根拠 (予定価格の算定方法)	前年度実績および沖縄県見積基準等による。				
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		

2. 監査により判明した事実及び問題点

県は本事業のうち相談センター事業を NPO 法人サポートセンターゆめさき（以下「ゆめさき」という。）に委託している。本事業全体の事業費は 67,740 千円であり、そのうちゆめさきへの委託料は 49,438 千円である。

県とゆめさきとの間の「平成 27 年度業務委託契約書」第 10 条には、委託業務完了後 10 日以内に県が指定する様式による「委託業務完了報告書」、「委託費精算報告書」、「精算明細書（委託事業の収支決算書）」を提出する旨の記載がある。一方、県が指定する「委託業務完了報告書」の様式には、「実績報告書」の添付を求める記載があるが、同契約書第 10 条の文言上は、「実績報告書」

の提出義務が明らかでない。

「業務完了報告書」は、業務完了後に実績把握や精算を行うまでにタイムラグがあることから、業務完了後、直ちに業務の完了を県に報告すべきことを求める趣旨のものである。これに対し、県の現在の契約書上の文言や指定様式では、「業務完了報告書」に実績報告の添付を求める内容となっていることから、「業務完了報告書」の独自意義がなく合理的でない。なお、同様の問題は「生活困窮者自立支援事業」についても生じている。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

「業務完了報告書」は、「実績報告書」と別で提出を求めるよう契約書文言を修正すべきである。また、提出期限についても、「業務完了報告書」は「実績報告書」より先に提出期限を設けることとするべきである。

204 青少年健全育成推進事業

1. 事業の概要

番号	204	所管課	青少年・子ども家庭課			
予算事業名	青少年健全育成推進事業					
補助金名	沖縄県青少年健全育成対策費補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)-ウ	H27重点施策	2		
補助の対象となる事業内容	沖縄県青少年育成県民運動など青少年健全育成に関する事業					
補助の目的	青少年の非行を防止し健全な育成を図るため、関係団体に対し補助金を交付する					
事業の必要性	<p>沖縄県では、「夜型社会」の風潮が大きな影響を及ぼし、青少年の深夜はいかい、未成年者飲酒件数が全国に比べて高く、深刻な青少年問題となっている。県は、青少年を取り巻く環境の変化を的確に把握し、適切な施策を実施していく責務がある。</p> <p>また、県民一斉行動や青少年育成大会等を行うことにより、ボランティア活動等に積極的に取り組む個人・団体等を後押しつつ、県民全体が青少年の健全育成に関心を持ち、それぞれの立場から非行防止活動が自主的に行われ、少年非行が減少するまで、県が主体的に事業を実施する必要がある。</p>					
期待される効果	青少年育成運動の推進と人材・組織の育成、深夜はいかい防止、未成年者飲酒防止への啓発					
補助開始年度/新規・継続区分	昭和50年度～		継続			
交付先	(公社) 沖縄県青少年育成県民会議					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	11878	補助額(予算)	7925	補助率(%)	67%
			補助額(決算)	7925	執行率(%)	100%
積算根拠 (補助額の算定方法)	沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付要綱 (基準額：予算の定めるところによって算出した額)					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	報酬、人件費、賃金、報償費、庁費、旅費					
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

(1) 本事業では、次代を担う子ども・若者、青少年を健全に育成することを目的とし、下記①ないし⑥の活動を行っている。このうち①ないし③は公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議(以下「県民会議」という。)を実施主体とするものであり、県は県民会議に補助金を交付している。

- ① 沖縄県青少年育成活動推進事業(青少年育成県民運動、県民一斉行動、青少年育成大会等の連携活動運営費)
- ② 青少年育成運動推進指導員等設置活動
- ③ 沖縄県「少年の主張大会」事業
- ④ 沖縄県青少年保護育成審議会の開催

⑤ 沖縄県青少年保護育成条例の改正に伴う携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への立入調査

⑥ 非行防止教室・サイバー犯罪防止講演（県警と連携して実施）

(2) 他方、非行の根本原因となりうる不登校やニート等の問題を取り扱うため、子ども・若者支援推進法に基づく相談機関「子ども若者みらい相談プラザ sorae（ソラエ）」を中核として、教育庁、県警察、更生保護施設等を構成機関とする「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」が開催されている。県民会議は同協議会の構成機関となっている。

本事業において現在実施している上記①ないし⑥は、全て、非行への対症療法にとどまっており、非行の根本原因である無就学や貧困等、さらにはその要因である親世代を含む経済・労働問題の改善を目指した取り組みはしていない。

県民会議は、非行の根本原因に関する情報収集やフィードバック等を期待され協議会の構成機関となっている。しかし、県民会議は実質的に事務局長1名で運営しており、財政的・人的にも不足しており、上記の情報収集やフィードバックまでは対応できていない。

県は、県民会議の組織体制強化を図るため、平成28年度に設立した「沖縄子どもの未来県民会議」の事務局機能を県民会議に担当してもらうことで運営財源を確保するという対策を取っている。

県は、非行の根本原因（無就学や貧困等）とその要因である経済・労働問題解消の必要性を認識している。しかし、実際は、組織体制の弱い県民会議を運営主体とした事業内容を策定しており、かつ県民会議の体制強化を図ることに注力しており、本施策の目的を達成するための事業スキーム構築という点から問題である。

本事業は政策的経費（C経費）であるため、事業の実施と規模は、県が主体的に決定できる。したがって、運営主体として県民会議を利用することについても合理的な理由が求められる。現状では、そもそも組織体制の弱い県民会議を利用することに合理的な理由は確認できなかった。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

本事業は、非行の根本原因（無就学や貧困等）とその要因である経済・労働問題解消のため民間企業等への働きかけが重要な取組みになると考えられ、運営にあたっては強いリーダーシップが求められる。したがって運営主体については、県民会議ありきではなく、ゼロベースで再検討することが必要である。



205 児童虐待防止対策事業

1. 事業の概要

番号	205	所管課	青少年・子ども家庭課		
予算事業名	児童虐待防止対策事業費				
事業の性質	政策的事業(C経費)				
事業根拠 (法令名・要綱名等)	「児童福祉法」「児童虐の防止等に関する法律」				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2	
事業の必要性	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るためには、市町村要保護児童対策地域協議会及び児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発に取組み、社会的養護体制の充実を推進する必要がある。				
期待される効果	児童虐待や子どもの貧困等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る（市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進 ※全市町村設置済）				
事業開始年度/新規・継続区分	平成13年度	継続			
予算・執行額（千円）/執行状況	予算額	71,157	執行済額	54,428	執行率（%） 76.5%
次年度繰越の有無	■ 無 □ 有（ ）				
積算根拠	前年度実績及び沖縄県見積基準等による				
対象経費の内容 (具体的に記入)	非常勤職員報酬、報償金、普通旅費、費用弁償、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金				

2. 監査により判明した事実及び問題点

県は本事業により、児童虐待防止対策、児童相談所の運営、職員体制の強化を行っている。

児童相談所は児童虐待対応について最も専門性が高く、情報量も多く、強力な権限を持つ機関である。もっとも、ヒアリングによると、近年の国策や法改正において、児童虐待防止対応は児童相談所だけでなく、市町村や関係機関が緊密に連携しながら、それぞれの役割に応じて重層的に取り組んでいくことが求められている。

沖縄県内において、平成27年7月に宮古島市で3歳児が虐待死する事件が発生した。これを受け、県は、児童相談所に離島担当職員を新たに設置した。上記事件に関する児童虐待死亡事例検証報告書や担当者ヒアリングによると、上記事件の発生原因は、本島にある児童相談所と宮古島市の情報伝達がうまくいかなかったことも一因となっている。

本監査により平成28年12月13日に中央児童相談所へヒアリング訪問し、同相談所所長や職員（正職員、非常勤職員）から、「職場労務環境」「専門的ノウハウの蓄積」「他機関との連携状況」等について下記内容を聴取した。

- ・ 児童相談所の専門性が高いことから、市町村が児童相談所に匹敵する専門性を備えるためにはかなりの時間がかかる。
- ・ 市町村の担当者を1回につき5～6日間の研修生として受け入れるなど人事交流を行っており、市町村職員向けの研修等も行っている。
- ・ 正規職員の人員はかつてに比べて増えてはいるが、国が児童虐待対応に関する児童福祉司

1人あたりの担当件数を40件程度としていることに対し、多くて103件、平均80～90件となっている現状を考慮すると、やはりまだ足りない。スーパーバイザーも足りない。

- ・ 非常勤職員も正規職員と同様、相談業務や対象家庭への訪問等を行っている。現在の県の人事制度上、非常勤職員は超過勤務できず、定時には帰宅させなければならない。業務の性質上、時間外の家庭訪問が必要となることもあるが、非常勤職員の帰宅後、正規職員のみで家庭訪問等を行うこととなる。組織としてのマンパワー不足感は否めない。
- ・ 非常勤職員は原則1年、正規職員は原則3年で人事異動があるが（平成25年度から平成28年度の職員配置図参照確認済み）、正規職員は同系統の福祉部署内を異動することが通常であり、ノウハウの蓄積はそれなりに図られている。他方、非常勤職員に関してはそのような配慮はない。この点、人事課にヒアリングしたところ、非常勤職員は運用で最長3年までは雇用継続できるが、それ以上は更新の期待が発生するおそれがあることから、継続困難とのこと。基本的に非常勤職員は非専門的業務を担当しているはずであり、専門的業務を担当させる必要があるなら、当該枠には正規職員の新採用を検討する。

事実関係を踏まえ、問題点は下記の3点である。

- ① 児童相談所は法に基づき、各関係機関（特に市町村職員）が適切に対応できるような体制の構築を図るため、研修や要保護児童対策地域協議会の活用を促しているが、十分な連携体制を構築できる体制が整えられていない。（関係構築に努めようと助言等を行っているが、法の理解に基づく体制となっていない。）
- ② 非常勤職員に関して、有能な人材が職場に長く残る仕組みがない。
- ③ 正規職員は人員不足であり、他方、非常勤職員は超過勤務できない（正規職員に負担が皺寄せとなる）仕組みである。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

上記①について、児童虐待事案について、児童相談所が情報を持ちながら自ら対応できないケースが存在する。関係諸機関に情報提供し、自ら対応できなくとも、対象児童の直近の関係機関が対応できるような仕組みづくりを行う。現在は児童相談所が先頭に立って関係機関に対し助言、指導等を行い、体制整備を促しているところであるが、今後は一時保護が検討されている事案や、児童相談所が情報を持ちながら自ら対応できないケースについては、より強い立場で関係機関を指揮することが必要である。当該分野について最も精通しているのは今のところ児童相談所である。児童相談所が他機関を主導することが最も合理的であるし、その方が他機関につき児童虐待防止対応能力が早く培われる結果となる。

具体的な改善案としては、一時保護が検討されているような事案や児童相談所が情報を持ちながらも自ら対応できないケースにおいては、児童相談所が適切に情報提供を行い、各関係機関を主導する連携体制を構築すべきである。今後は、児童相談所が主導するかたちでの連携事例についてケースワーク等の研修を行うことや人事交流を積極的に行うことが必要である。

上記②、③について、以前よりは人員が増えているが、やはり、1人あたりの担当件数が多い

者で 103 件、平均 80～90 件というのは多い。人員不足であるため、正規職員の労務環境が悪化し、正職員がメンタルで不調をきたし、私生活にも影響が出る（女性職員は妊娠出産することが憚れる等）ことが危惧される。人員不足は、緊急事案が重なると、それぞれのケースの対応に遅れが生じるなど、適正な業務遂行にも悪影響である。

本事業においては非常勤職員も正規職員同様に専門性が必要とされる業務を担当している。具体的な改善案としては、非常勤職員について継続雇用できる仕組みをつくり、また、超過勤務できる仕組みをつくる。非常勤職員の継続雇用に関し、県は、「沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程」（訓令第 5 号）により、一般職非常勤職員を設置できる部局・職（名）・職務内容を定めている。同規程を踏まえ、所管部局は正規化ないし継続雇用の必要性を説明し、全庁的なコンセンサスを得る必要がある。この点、総務省が『「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書』（H28.12.27）を公表している。子ども生活福祉部は、児童相談所職員が担う役割の重要性と、継続雇用のメリットを精査し、総務省報告書の趣旨を斟酌し、非常勤職員に対する適切な人事評価に基づく再任用の仕組みの構築を視野に入れながら、継続雇用を可能とする運用を提案すべきである。

206 子育て総合支援モデル事業

1. 事業の概要

番号	206	所管課	青少年・子ども家庭課			
予算事業名	子育て総合支援モデル事業					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
事業根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄振興特別措置法 沖縄振興特別推進交付金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	3-2-(2)-I	H27重点施策	2		
事業の必要性	<p>沖縄県は、高校・大学進学率は全国最下位の状況にある。また、1人当たりの所得が全国最下位であり、生活が不安定な非正規就業者の割合、児童扶養手当受給率も全国と比較して高い状況にある。</p> <p>これらのことは、本県では経済的困窮等から、養育環境に恵まれていない世帯が多いことを示しており、子どもの学習の遅れが、その後の貧困に繋がることを防止するためにも、これらの世帯に対して学習支援、養育支援を実施し、子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、健全に育成される環境の整備を図ることが必要である。</p>					
期待される効果	<p>支援を受けた子ども達の高校・大学等進学率の向上</p> <p>1 高校進学率の向上 対象児童の9割</p> <p>2 大学進学率の向上 対象児童の5割</p>					
事業開始年度/新規・継続区分	平成24年度			継続		
予算・執行額(千円)/執行状況	予算額	102,204	執行済額	93,782	執行率(%)	91.80%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有( )		
積算根拠	前年度実績および沖縄県見積基準等による					
対象経費の内容 (具体的に記入)	委託料(人件費、教室使用料、教材費、通信費、印刷製本、消耗品など)					

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は準要保護世帯等の子どもに対する、いわゆる無料塾の開講や、保護者に対する養育支援、進学情報支援等を行うものであり、県はこれらの事業を民間事業者に委託している。小中学生への支援としては、準要保護世帯を対象に、県内8町村(恩納村、読谷町、嘉手納町、北谷町、西原町、南風原町、与那原町、那覇市)に教室を開講している。高校生に対する支援としては、児童扶養手当受給者又は住民税非課税者を対象に、県内2カ所(沖縄市、那覇市)で教室を開講している。

本事業の平成27年度PDCAによると、小学校低学年からの学習支援が必要との意見があるほか、継続的な支援を必要とする児童生徒がいることから新規の生徒受入に定員上の制限があるなど課題がある。また、実績報告書の中で、支援対象者(中学生)の声として、受講人数が多く、小人数での受講を求めるものがあつた。支援対象者は、平成25年度は82人、平成26年度は149人、平成27年度は251人と増加している。

平成27年度PDCAによると、支援児童のうち、中学3年生61名中55名が高校に合格した(合格率90.2%)ほか、高校3年生43人のうち、42名が大学や専門学校等を受験し35名が合格した(合格率83.3%)。

本事業は平成24年度から平成28年度までのモデル事業であり、事業継続のあり方が課題とな

っている。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】(含む改善提案)

本事業は当初、モデル事業が終了した平成 29 年度以降、町村において類似の事業を実施する予定であった。しかし、平成 27 年に生活困窮者自立支援法が制定されたことから、県において任意事業として準要保護世帯の児童を対象に学習支援を行うこととなった。県では、同法施行前から本事業(同様の学習支援を行う事業)を実施していたことから、既存の当該事業を利用するかたちで法に基づく学習支援を行うことが便宜であった。また、平成 27 年度に策定した沖縄県子どもの貧困対策計画や沖縄子ども貧困調査等も踏まえ、本事業は平成 33 年度までは継続する予定となった。

担当者によると、現在の教室規模については、適切な規模で学習支援ができるよう、適宜、見直しをしながら取組を進めている。また、支援対象についても、町村と協議のうえ、支援が必要な者(例 受験生等)を優先的に支援できるように対応している。さらに、一部の学習支援教室では、新規の生徒受入について、定員を超える場合があるため、平成 29 年度は、規模を拡充し支援を実施する見込みである。具体的には、現在、教室設置のため、町村と協議中であり、実施意向が確認できた町村から随時、教室の設置を行っていく予定である(小中学生等の支援は 20 箇所程度、高校生の大学等進学支援は 10 箇所程度設置する方向で調整中。)

現在、県の行っている事業スキームは合理的である。沖縄子どもの貧困調査により支援が必要な児童数が判明しているのであれば、将来的にはそれらの児童数を踏まえた上で合理的な事業規模を維持するべきである。

## 207 被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業

### 1. 事業の概要

番号	207	所管課	青少年・子ども家庭課			
予算事業名	被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
事業根拠 (法令名・要綱名等)	児童福祉法、児童福祉法施行令、沖縄振興特別措置法					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2		
事業の必要性	本県は全国よりも里親委託率が高く、里親委託児には被虐待児が多いことなど、特別なケアを要する児童やその家庭等への支援ニーズは高いものの、その支援体制の構築が追いついていない状況。このため、支援体制や支援内容の充実が喫緊の課題となっている。					
期待される効果	本事業により機能強化した児童養護施設における、特別なケアを実施（支援）した児童の数（H27実績：38名、目標：28名、達成率：136%）					
事業開始年度/新規・継続区分	平成25年度		継続			
予算・執行額（千円）/執行状況	予算額	36,338	執行済額	29,560	執行率（%）	81.30%
次年度繰越の有無	■ 無		□ 有（ ）			
積算根拠	需用費：27年度年契約物品単価表 補助金：措置費単価 等 委託料：県嘱託医報酬額（県規則）					
対象経費の内容 (具体的に記入)	需用費（事務用品、複写料金） 補助金（施設人件費、運営経費） 委託料（医師業務委託）					

### 2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、被虐待児等の支援体制を構築するため、主に下記①ないし③を行うものである。

- ① 県内4つの児童養護施設に対し、医療の専門な支援が必要な児童やその家庭への相談援助・指導を行う専門医派遣委託契約
- ② 児童養護施設における心理療法士及びコーディネーターの配置に係る経費の補助
- ③ 職員の活動費にかかる運営経費の補助

全国的に施設入所や里親委託児童の多くが被虐待児となっていることを踏まえると、特別なケアを必要とする児童やその家庭等へ専門家が対応する必要がある。県においては、里親委託率が全国平均の約2.3倍（全国3位）、ファミリーホーム設置率は全国の約2.5倍（全国3位）であり、上記の専門家が対応する必要性はさらに高い。被虐待児に対する療養支援、里親への心理的支援、地域における社会的養護のサポート体制構築などが喫緊の課題となっている。本事業においては、県内4児童養護施設に対する援助を通じ被虐待児に対する療養支援、里親及びファミリーホームへの心理的支援を行っている。本事業が始まり児童養護施設を中心とする支援体制の構築ができ、支援は順調に進んでいる。

もともと、本事業は平成25年度から平成29年度までのモデル事業であり、平成30年以降の継続は未定である。

なお、現在の「沖縄県被虐待児等地域療養支援体制構築モデル事業実施要綱」には、心理療法担

当職員と療養支援コーディネーターを置くことと、それぞれの資格要件等に関する規定があるのみで、雇用条件に関する規定はない。そのため、施設間で職員採用条件が異なる。施設によって、心理療法担当職員と療養支援コーディネーターの採用条件が同じであったり、勤続年数が短い場合は心理担当職員の方が給与が低額となっているなど採用条件に差がある。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

本事業により児童養護施設を中心とする支援体制が構築できたことは評価できる。もっとも平成30年度以降も事業を継続しなければ、折角築き上げた連携の仕組みが失われる可能性もあり、事業の継続は望まれる。本事業は、当初、平成29年度までは専門的ケアを行う児童心理治療施設（情短施設）が県内に設置されるまでの支援としての位置付けを念頭においていたようである。もっとも、現在のところ担当課としては、事業終了後は児童養護施設が自ら資金を出し連携継続していく形態が理想であると考えているが、今後、ますますの家庭的養護の推進によって児童養護施設等の小規模化が図られるといった現状を踏まえると、やはり事業者（施設側）がこれら費用の負担をしていくことは困難であり、引き続き行政が支援していく必要があると考えている。平成30年度以降も事業を継続実施するためには、全く同じ事業内容ではなく、平成29年度までを「モデル事業」として位置付け、平成30年度以降は「支援体制の定着化」を図ることを目的とした事業内容が求められるという見解であった。したがって、県としては引き続き、行政が費用援助し、児童、家庭－児童養護施設－専門家の連携が失われないよう支援継続を行うべきである。

そして、現在のように、同様の施設で職員の採用条件に違いがあったり、委託金額の人件費積算と実績に差があったり（積算>実績）すると、適正な予算規模になっているとは言えない。そこで、適正な予算規模で事業継続を図るうえで、県は、事業の必要性の根拠を示すことはもとより、行政が負担すべきコストとその使い方を適切に整理・モニタリングする、という姿勢を保持すべきである。また、専門家による適切な業務遂行という観点からも、県は職員の雇用条件については何らかの統一方針を示すべきである。

## 209 母子家庭等自立促進事業

### 1. 事業の概要

番号	209		所管課	青少年・子ども家庭課		
予算事業名	母子家庭等自立促進事業					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
事業根拠 (法令名・要綱名等)	母子及び父子並びに寡婦福祉法 沖縄県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱など					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2		
事業の必要性	ひとり親の自立促進のために、経済的支援、生活支援、就業支援等を展開する必要がある。					
期待される効果	支援を実施することで、生活の安定と児童の福祉の増進が期待される。					
事業開始年度/新規・継続区分	昭和52年度		継続			
予算・執行額(千円)/執行状況	予算額	77,875	執行済額	63,540	執行率(%)	81.50%
次年度繰越の有無	■ 無		□ 有( )			
積算根拠	委託先の見積、過去の実績等から積算					
対象経費の内容 (具体的に記入)	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、補助金、扶助費、償還金					

### 2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業のうち、県母子寡婦福祉連合会運営費補助事業については、児童福祉事業等県費補助金交付規程第7条において、「補助事業者は、補助事業年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月15日までに知事に提出しなければならない」と記載されているにもかかわらず、県は当該報告書の提出を求めている。

上記規程と同様に、補助金支出事業に中間的な報告を求めるものとして、沖縄県社会福祉施設整備費補助金交付規程がある。同規程第9条には、「補助事業者は、毎年度12月末日現在の工事実費状況について翌年1月末日までに社会福祉施設整備費補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない」と記載があるところ、同規程が適用される他事業（うるま婦人単身寮棟改装工事事業）においては、上記補助事業遂行状況報告書の提出がなされている。

本事業において、補助金交付規程どおりの手続が履践されていないことは問題である。補助事業遂行状況報告書の作成、提出が求められる意義は、事業者に対し適時・適切な事業遂行を促すこと、一方で県としては当該報告に基づき、事業内容を検証・分析し次年度以降にフィードバックするための端緒とすべきことである。そうすると、本事業では、規程に基づく手続が履践されておらず、適性・適切な事業遂行を促す担保が欠けた状態である。また、委託者において、同様の報告書をきちんと提出している者もいることを踏まえると不公平となる。

### 3. 監査の結果

#### 【指摘】

県は事業者に対し、補助事業遂行状況報告書の作成・提出を求めるべきである。



211 ひとり親家庭技能習得支援事業

1. 事業の概要

番号	211	所管課	青少年・子ども家庭課			
予算事業名	ひとり親家庭技能習得支援事業					
事業の性質	沖縄振興特別推進交付金事業(D-1経費):一括交付金(ソフト)					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(2)	H27重点施策	2		
事業内容	ひとり親家庭の就労や生活基盤の安定を図るため、ひとり親に対し技能習得の支援を行うとともに、受講中の一時預かり等の子育て支援を行う。平成25年度以降は中国語講座を行っている。					
委託の理由	専門的ノウハウが必要であるため。					
事業の必要性	就労環境の厳しいひとり親家庭の親に対し、就労環境の改善を図る必要がある。					
期待される効果	就労環境の改善及び生活基盤の安定。					
事業期間	平成25年度～					
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約	
委託先	県内在の中国語学校					
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 各種団体		<input checked="" type="checkbox"/> 民間事業会社	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
予算・執行額(千円)/執行状況	予算額	23,000	執行済額	22,658	執行率(%)	98.50%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			
積算根拠 (予定価格の算定方法)	過去実績を元に積算					
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

(1) 随意契約の理由薄弱

本事業において、県は、初年度(平成25年度)より、受託者に事業委託を行っている。

初年度、プロポーザルの段階で5社の応募があった。よって、次年度以降は、2社以上の見積り入手は可能であるが実施していない。主な随契理由は就労支援のフォローアップの必要性となっているが、後述((3)実績報告の根拠薄弱)のとおり当該フォローに係る実績把握は不十分であり、随契理由にならない。

(2) 仕様書・積算内訳の根拠薄弱

積算根拠が極めて希薄である。例えば、以下の点が検討されていない。

① 提供講座内容(時間、講師の人件費など)と既存のカリキュラムとの整合性が検討されていない。

② 県は、検定合格のため必要な講義時間を「実績参考」として1,440時間(人件費単価:時給5,000円)と見積もっているにもかかわらず、先方の見積もり759時間(人件費単価:時給12,000円)を何ら検証なく容認してしまっている。担当者によると、検定の合格者数は一定程度出ていることから対応できているという見解であった。

(3) 実績報告の根拠薄弱

① 水道光熱費は、使用教室分に按分されているかを把握していない。担当者によると、受託

者からは、使用教室毎にメーターを分けて請求しており、当該教室は本事業でのみ利用しているという回答を受けている。しかし、現場確認はしておらず、極めて疑義が残る。

② 委託料の内訳は、使途が明確な人件費、事業費と、使途が定められていない一般管理費（人件費＋事業費の10%）である。本事業では、人件費の一つとして交通費が常勤者にも支払われている。担当者によると、交通費を常勤者にも支払う根拠は受託者の社内規定である。しかし、本事業は受託者の所有施設を利用しており、本事業以外にも通常業務として中国語講座を実施していることから、本事業の委託費用で常勤者の交通費を負担する道理はない。

③ 県は受託者から、受講者の出欠簿の提出を受けてはいるが、それが真実であることの確認はしていない。また、委託仕様書(8)受講者の就労環境の改善の支援の目標値に対して、実績報告上のチェックやフィードバックが具体的にどのようになされているか不明である。このような出欠簿の真実性、及び実績把握及びフィードバックには、県が受講者に対して、直接コンタクトを取ることが考えられるが、これを行っていない。

#### (4) 書類の紛失

「沖縄県ひとり親家庭技能取得支援事業実施要項」第8条によると、事業者は毎月の月報を提出しなければならないとされている。当該月報は提出されてはいるものの、県において紛失しており、確認ができなかった。

### 3. 監査の結果

#### 【指摘】

(1)について、各種単価について他社の見積もりをとるべきである。仮に他社の見積りが低額であっても、現在の受託者の方が総合的に優れているという合理的な理由に基づいて随意契約となるなら構わないと考えられる。

(2)について、①人件費単価が2倍以上になっており、提供講座内容（時間、講師の人件費など）と既存のカリキュラムが整合しているか検討した上で、提供講座内容の組立を決定すべきである。②県の提案した1,440時間に対し、759時間でも対応できる根拠を受託者に確認すべきである。

(3)について、①受託者の所有施設を利用する事業においては、当該事業に係る水道光熱費按分の合理性について特に留意すべきであり、疑義が解消されない場合は現場確認すべきである。②本事業費から委託先常勤者への交通費を支出することは不当である。仮に委託料から支払うとしても受託者の責任で一般管理費から拠出させるべきである。③本事業のように、委託事業に係る最終的なサービス提供者（受講者）が把握可能な場合は、事業の確実な実施（出欠簿の真実性）、及び目標値に対する実績把握及びフィードバックのため、県が受講者に対して、直接コンタクトを取り、受講実績や就労改善状況についてアンケートもしくはヒアリングを行うべきである。

(4)について、県は、委託契約の履行について上述の点を含め適時・適切に確認する必要があるところ、そのための重要な証憑である月報を紛失するのは、委託契約の書類管理体制に著しい不備があると言わざるを得ない。委託契約の履行に係る適時・適切な確認及びフィードバックを可能とする体制構築が必須である。

## 213 女性相談所運営費

### 1. 事業の概要

番号	213	所管課	青少年・子ども家庭課		
予算事業名	女性相談所運営費				
事業の性質	義務的経費(A経費)				
事業根拠 (法令名・要綱名等)	売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助について（厚生事務次官通知）等				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	3-2-(4)-ア	H27重点施策	5	
事業の必要性	沖縄県のDV被害相談件数は増加傾向にあり、また、裁判所が発令する配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数は、人口10万人当たり換算で全国1位（H13～H27の累計）となっている。 本県のDV被害の状況は深刻化していることから、相談・支援体制の拡充と強化を図る必要があるため、本事業を実施する。				
期待される効果	女性相談所及び各配偶者暴力相談支援センターにおいてDV相談2,171件を実施した。 また女性相談所において一時保護135件を行い、個別ケース毎に適正な支援と、DV被害者等の自立に向けた支援を実施した。 これらの取組により、DV被害者への支援の充実が図られた。				
事業開始年度/新規・継続区分	昭和47年度		継続		
予算・執行額（千円）/執行状況	予算額	76,354	執行済額	67,214	執行率（%） 88.0%
次年度繰越の有無	■ 無		□ 有（ ）		
積算根拠	前年度実績および沖縄県見積基準等				
対象経費の内容 (具体的に記入)	人件費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料、扶助費等				

### 2. 監査により判明した事実及び問題点

女性相談所に現地往査し、所長ならびに職員に対するヒアリングの結果、以下の事実を確認した。

#### ①関係機関との連携について

警察等の関係機関は、DV被害者の一時保護を念頭に置いて女性相談所へつなぐことが多い。しかし、当該機関は一時保護について理解が不十分であり、一時保護時の生活制限（子どもを学校に通わせられない、仕事に行けない等）についてDV被害者にきちんと説明しないまま女性相談所につないでしまい、女性相談所の業務が加重負担となる一因となっている。

#### ②相談員の雇用形態について

女性相談所の相談員は、県の非常勤職員である。相談員は、精神的に不安定なDV被害者から事情聴取し、最善の対応策につなげるために重要な初動の相談業務に従事している。この業務は、DV被害者への対応に細心の注意を払いながら、経験により蓄積される専門的ノウハウが必要である。一方、非常勤職員の雇用期間は原則1年（運用で最長3年まで継続雇用可能）であり、安定した雇用が図られているとは言い難い。また、蓄積されたノウハウが無くなり新たに一から蓄積を余儀なくされ、新たな職員が担当するため当該サービスの質の低下が一時的に生じること、任用期間に上限があることによるモチベーションの低下が危惧される。

相談員の人選について、県はしっかりした経歴を有する者を選び、配慮しているが、DV被害者

に接する経験を積んだ者が合理的に雇用継続できる仕組みがない。

なお、現在の相談員の勤続年数別人数、平均勤続年数等の数値は下記のとおりである。

(勤続年数別人数)

2年10か月 1人

1年10か月 2人

10か月 2人

(平均勤続年数)

約1年1.2か月

### 3. 監査の結果

#### 【意見】(含む改善提案)

##### ①関係機関との連携について

県は、DV 被害者支援体制を効率的かつ効果的にするため、女性相談所の一時保護機能はもとより、関係機関の役割分担と具体的な連携方法について、主導して策定し、周知徹底すべきである。

##### ②相談員の雇用形態について

県は、「沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程」(訓令第5号)により、一般職非常勤職員を設置できる部局・職(名)・職務内容を定めている。そのため、所管部局は正規化ないし継続雇用の必要性を説明し、全庁的なコンセンサスを得る必要がある。この点、総務省が『「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書』(H28.12.27)を公表している。子ども生活福祉部は、DV 被害者支援体制において相談員が担う役割の重要性と、継続雇用のメリットを精査し、総務省報告書の趣旨を斟酌し、相談員に対する適切な人事評価に基づく再任用の仕組みの構築を視野に入れながら、継続雇用を可能とする運用を提案すべきである。

214 女性相談所運営費・DV対策総合支援事業

1. 事業の概要

番号	214	所管課	青少年・子ども家庭課			
予算事業名	女性相談所運営費（一部）・DV対策総合支援事業					
事業の性質	義務的経費(A経費)					
事業根拠 (法令名・要綱名等)	売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助について（厚生事務次官通知）等					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	3-2-(4)-ア	H27重点施策	5		
事業の必要性	沖縄県のDV被害相談件数は増加傾向にあり、また、裁判所が発令する配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数は、人口10万人当たり換算で全国1位（H13～H27の累計）となっている。 本県のDV被害の状況は深刻化していることから、相談・支援体制の拡充と強化を図る必要があるため、本事業を実施する。					
期待される効果	県内の配偶者暴力相談支援センターの設置を促進する等により、DV被害相談体制の強化拡充を図り、DV被害者の支援の充実を図る。					
事業開始年度/新規・継続区分	平成13年度		継続			
予算・執行額（千円）/執行状況	予算額	15,575	執行済額	15,051	執行率（%）	96.6%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有（ ）			
積算根拠	前年度実績および沖縄県見積基準等					
対象経費の内容 (具体的に記入)	人件費（各配暴センター女性相談員の報酬）					

2. 監査により判明した事実及び問題点

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第3条に規定される機関であり、DV被害者への支援等を行うものである。本事業は、県内における支援センター設置を促進し、もってDV被害者の支援等を行うことを目的とする。担当者のヒアリングによると、設置計画時点では、県内の女性相談所、県内5か所の福祉事務所、一定規模の市（那覇市、浦添市、沖縄市）、公益財団法人沖縄女性財団（以下「女性財団」という。）の10か所に設置することを想定していた。

この点、担当者によると、内閣府が示す市町村支援センター設置の意義は以下のとおりである。

- ・ 身近な場所（周知度が高まる）での継続的な相談・カウンセリング、住民票の異動や生活保護の手続など複数の手続の一元化、一時保護の場合の同行支援など、被害者の立場に立った「ワンストップ」の支援を担うことができる。
- ・ 被害者支援の「コーディネーター」としての役割を担い、平素から庁内外の関係部署・機関と連携することによって、潜在化している被害者を早期発見し、被害者支援のためのコーディネートを迅速かつ円滑に行うことができる。
- ・ 法に基づき、通報への対応（医師その他医療関係者から多くの情報が入る）や、保護命令への関与（裁判所が必要とする提出書面の対応が直接でき、保護命令発令に迅速に関わることができる）とともに、関係機関の連携協力を図ることとなり、法に定める的確な対応をとること

ができることとなる。

- ・ 証明書発行の業務を自ら行えるようになり、被害者への迅速かつ的確な対応が可能となり、支援内容の充実を図ることができる。

もともと、県は市（那覇市、浦添市、沖縄市）に支援センター設置を呼びかけているが、市は対応未了である。市は支援センター設置を明確に拒否してはいないものの、担当者のヒアリングによると、市が対応しない理由としては、市において支援センター設置は法律上、努力義務に過ぎないこと、市は支援センターに代わり窓口で女性相談員を置いており市が抱える相談件数を考慮した場合に支援センターを設置するまでの必要性を感じていないこと、市が設置しなくとも付近に県や福祉事務所の設置した支援センターがあることが考えられる。

以上、問題点としては、上記の消極意見を踏まえても、市（那覇市、浦添市、沖縄市）に支援センターを設置するべきではないかということである。

なお、同様に、県が支援センター設置を呼びかけている先である女性財団は、支援センター設置に消極的であるとのことである。女性財団が設置を拒否する理由としては、設置場所の対象となる「ている」が広く県民の利用に供する複合施設であり、DV相談以外の利用者も来館し、相談者の安全性の確保が困難、というものである。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】（含む改善提案）

住民にとっては県や福祉事務所より市の窓口の方が身近である。そして、支援センターは女性相談員にはない機能（DV防止法第3条3項等）を有している。従って、市に支援センターを設置することがDV被害者支援に有効である。また、内閣府見解のとおり、DV被害者支援にあたり住基ロックや生活保護申請等、市役所における手続が必要となることが多く、その場合、被害者が市に設置された支援センターにおいて当初から支援を受けていれば便宜である。これが、県や社会福祉事務所の支援センターであれば、何度も市役所まで足を運ばねばならず、スムーズな支援が受けられない。また現在は、県や女性相談所、福祉事務所に支援センターが設置されているところ、これらの機関においては業務過多な傾向にある。那覇市、浦添市、沖縄市に支援センターが設置されれば、県や、女性相談所、福祉事務所における業務は軽量化し、女性相談所は本来業務に集中できる。以上を考慮すると、消極意見を踏まえても、市（那覇市、浦添市、沖縄市）に支援センターを設置する意義は大きい。

市において支援センターを設置する意義は大きいことから、県は市に対し、支援センター設置の必要性を理解してもらうよう会議で呼びかけ、支援センター設置までの具体的手順について、担当者への研修を行うべきである。さらに、県においては、市が支援センターを設置するにあたり障害となる事由について市にヒアリングを行い、必要な助言を行うべきである。

301 福祉・介護人材育成促進事業

1. 事業の概要

番号	301	所管課	福祉政策課			
予算事業名	福祉・介護人材育成促進事業					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	3-(11)-イ	H27重点施策	3		
事業内容	「沖縄県福祉・介護分野における人材育成ガイドライン」等の活用方法の周知、事業所等への個別支援					
委託の理由	委託先は、ガイドライン等策定の際の事務局であるとともに、社会福祉施設や市町村社協とのネットワークを持っているため					
事業の必要性	地域完結型の人材育成体制を構築するためには、事業所等が行う人材育成の取組を促進する必要がある					
期待される効果	地域完結型の人材育成体制の構築に資する					
事業期間	平成27年度					
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約	
委託先	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会					
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input type="checkbox"/> 民間事業会社	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	24,244	落札価格	24,244	落札率(%)	100%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			
積算根拠 (予定価格の算定方法)	委託先からの参考見積をもとに、必要な経費を計上した。					
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成するため、人材育成の指針となるガイドライン等を活用し、事業所が行う人材育成の取組促進を実施するものである。

平成27年度は、福祉・介護分野の事業所をモデル施設として指定し、アドバイザーを派遣してガイドライン等の具体的な活用について助言を実施したほか、その取組をガイドライン等の活用事例として平成28年3月に開催した実践報告会においてその他の事業所等に対しても広く周知している。

沖縄21世紀ビジョン実施計画において、事前に設定される施策展開の成果目標には、本事業に直接関連付けられる適当な指標は無い。このような場合、本事業独自の指標を設定することが考えられる。具体的には、事業目的である「質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成する」ことを踏まえ、質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成されているかどうかを判断するための指標が考えられる。しかし、そのような指標を設定していないため、事業の進捗や有効性の評価が困難な状態である。

3. 監査の結果

【意見】

質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成するという事業目的を達成できたかの観点から、ガイドライン等の活用促進と周知を実施した後に、事業の有効性の評価を実施すべきである。

本件ガイドラインの趣旨は理解できるものであり、推進すべきと考える。一方で、本件事業はガイドラインの周知にとどまらず、それが実践され介護サービスの充実、本件事業に即していえば、質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成されたかどうかを検証する必要がある。そのための判断基準は定量的なものに限らず、定性的なものでも勿論構わない。施設の規模・能力は様々で、実践のスピードにも差異が生じてくることが想定される。県は、周知と実践の程度をモニタリングすることによって本件事業の目的の達成状況を測るとともに、次年度以降の周知・実践方法を効果的なものにするためフィードバックする取組が必要である。



303 地域福祉推進事業（福祉活動指導員設置費）

1. 事業の概要

番号	303		所管課	福祉政策課		
予算事業名	地域福祉推進事業費（福祉活動指導員設置費）					
補助金名	社会福祉活動促進費補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	社会福祉活動促進費補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3) 5-(6)	H27重点施策	該当なし		
補助の対象となる事業内容	社会福祉増進を目的に実施する調査、研究、企画立案、広報、指導など					
補助の目的	県社協に配置される福祉活動指導員の設置に関する経費を補助し、体制を強化するため					
事業の必要性	民間の社会福祉活動の充実を図るため、福祉活動指導員の配置が必要である					
期待される効果	県社協の体制強化により、民間社会福祉活動の充実と発展を図る					
補助開始年度/新規・継続区分	平成14年		継続			
交付先	沖縄県社会福祉協議会					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	10,706	補助額(予算)	10,706	補助率(%)	100%
			補助額(決算)	10,706	執行率(%)	100%
積算根拠 (補助額の算定方法)	県社協の人件費の算定方法に基づく					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	県社協が配置する福祉活動指導員の人件費(2名分)					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

福祉活動促進費用補助について、補助事業者である社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下県社協という）の福祉活動指導員の業務は、市町村社協への指導・助言、企画提案など多岐に渡っており、コミュニティーソーシャルワーカー（以下CSWという）の配置促進に関する業務量を正確に見込むことは難しいため、福祉活動指導員設置人件費のみ(概要記入記載 27,341千円)計上している。またそのうち、CSW 設置推進者 2名の人件費 10,706千円を「主な取組検証票」(PDCA)に記載している。

PDCA の活動指標および成果指標が CSW 配置市町村数となっている。しかし、町村社協に配置されている福祉活動員が CSW と同等の活動をしており、あえて CSW を配置する必要性を感じていない自治体もあり、指標として有効に機能していない。補助事業者である県社協の事業実績報告書も研修会や連絡会議など地域福祉活動の充実強化に努めるための活動内容となっていて、CSW の配置市町村数とは関連性が低い。

3. 監査の結果

【意見】(含む改善提案)

地域福祉活動の推進を図るという観点においては、研修実施や情報共有により CSW を支援

していくことが重要である。現在の補助事業内容もその点に注力している。

そのため活動・成果指標として研修・勉強会の実施回数も挙げられるが、事業内容を鑑みると質的指標も検討に値すると考える。例えばアンケートのフィードバックによる研修内容の改善や苦情への対処法などの情報共有の仕組み構築・運用等を指標にして検証することが想定され、検討いただきたい。

305 民生委員事業

1. 事業の概要

番号	305	所管課	福祉政策課			
予算事業名	民生委員事業費					
事業の性質	義務事業(B-1経費)					
事業根拠 (法令名・要綱名等)	民生委員法（昭和23年法律第198号）					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3) 2-(7)	H27重点施策	2		
事業の必要性	今般、生活困窮や児童虐待の増加等、新たな福祉課題が深刻化する中、民生委員は地域住民と公的福祉制度とのつなぎ役として重要な役割を担っている。					
期待される効果	地域福祉の推進					
事業開始年度/新規・継続区分	昭和23年		継続			
予算・執行額（千円）/執行状況	予算額	80,039	執行済額	74,909	執行率（%）	94%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）					
積算根拠	民生委員法（昭和23年法律第198号）等					
対象経費の内容 (具体的に記入)	共済費・賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・負担金、補助及び交付金					

2. 監査により判明した事実及び問題点

事業内容は、民生委員活動費の支給、研修の実施、民生委員児童委員協議会（厚労省厚生労働大臣委嘱）等への補助である。

市町村等との意見交換やアンケート調査、研修の実施、県広報誌やチラシを活用した PR 活動など、県は民生委員の担い手確保のための施策を講じているが、充足率は 80.8%（平成 28 年）と全国平均 96.3%（平成 28 年）を大きく下回り全国最低である。生活困窮者自立支援制度の施行や、虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、民生委員に対する役割や期待が高まっており、負担感が増している現状も背景にある。

3. 監査の結果

【意見】（含む改善提案）

沖縄県では民生委員の活動が知られていないことも欠員が多い要因と考えられ、県も広報活動に努めているところである。民生委員は地域住民の支援という重要な役割を果たす存在であることから、負担軽減策も含め今後も充足率の向上に努めていただきたい。

307 日常生活自立支援事業

1. 事業の概要

番号	307	所管課	福祉政策課			
予算事業名	日常生活自立支援事業					
補助金名	社会福祉活動促進費補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	社会福祉法第80条～81条					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)	H27重点施策	3		
補助の対象となる事業内容	認知症高齢者等判断能力が十分でない者に対する福祉サービスの利用援助及び日常的 金銭管理支援					
補助の目的	社会福祉活動の充実と発展に資する					
事業の必要性	認知症高齢者等判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送るために必要					
期待される効果	地域福祉の推進					
補助開始年度/新規・継続区分	平成11年度	継続				
交付先	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	89,286	補助額(予算)	89,286	補助率(%)	100%
			補助額(決算)	89,286	執行率(%)	100%
積算根拠 (補助額の算定方法)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費、助成金					
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、認知症の高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分な者を対象に、日常生活の支援を行うものである。本事業における支援対象者は、家庭裁判所の法定後見制度を利用するまでには至らないが、能力が不十分であることから、日常生活に他者の支援を必要とするものである。本事業においては、県内7か所の社会福祉協議会(基幹社協)を拠点として事業を実施しており、専門員及び生活支援員の人数が限られた中で、新規利用者との契約締結、継続利用者に対する支援を実施している。

本事業の平成27年度PDCAによると、同年度の利用者数は578人であり、平成23年度利用者数477人と比較すると、利用者は増加傾向にある。一方で、本制度の利用を希望しているが、支援開始待ちである待機者が存在する。同年度PDCAによると「待機者数(利用希望者数)は平成27年度末と比べて8人増の57人となっており、待機者を解消するには至っていない。」と記載されている。担当者へのヒアリングによると、待機者を減らすには、専門員及び生活支援員の質の向上が課題であり、研修実施により業務の効率化を図り待機者数の解消に取り組んでいること、また、平成29年度は中部地区の待機者解消に向け、担当する社協を増やすための予算措置を予定している。

もつとも、本事業は国の事業であり、平成 27 年度より国庫補助基準額の算定方法が変更されたことに伴い、本事業の補助金も削減される。今後、研修回数を増やしたり、基幹社協を増やしたりするような予算規模の拡大で業務の効率化を図ることは限度がある。

よって、予算規模の拡大とは異なる方法で、待機者解消や業務効率化を図る方法を模索する必要がある。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】(含む改善提案)

担当者によると、本事業の利用者の中には、法定後見制度を利用すべき者も含まれており、制度開始から 15 年以上経過したことを踏まえると、今後、判断能力が低下して法定後見制度が必要になる利用者は増加することが予想されるため、円滑な移行が課題と認識している。

今後は、県の高齢者福祉介護課及び障害福祉課の権利擁護担当者と連携し、本事業の利用希望者のうち法定後見制度を利用することが相当な者については、両課の権利擁護担当において法定後見申立まで繋ぐような(当該対象者の居住市町村において、法定後見申立を行うよう指導する)仕組み作りを行うべきである。

具体的には、本事業の担当者と、県の高齢者福祉介護課及び障害福祉課の権利擁護担当者、市町村や社協と連携を行うための仕組み作りについて検討すべきである。

308 福祉サービス第三者評価事業

1. 事業の概要

番号	308	所管課	福祉政策課			
予算事業名	地域福祉推進事業費（福祉サービス第三者評価事業）					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
事業根拠 (法令名・要綱名等)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日、雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号）					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)-I	H27重点施策	2		
事業の必要性	事業者及び利用者以外の第三者機関（評価機関）が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスを評価することにより県内の福祉サービスの質を確保する。					
期待される効果	質の高い福祉サービスの供給					
事業開始年度/新規・継続区分	平成18年度			継続		
予算・執行額（千円）/執行状況	予算額	5249	執行済額	1853	執行率（%）	35.3%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）					
積算根拠	前年度実績及び沖縄県見積基準等による					
対象経費の内容 (具体的に記入)	報償金438千円、旅費3181千円、需用費1440千円、役務費300千円、使用料及び賃借料43千円（すべて平成27年度当初予算額）					

2. 監査により判明した事実及び問題点

担当者の概要ヒアリングや、平成24年度から平成27年度のPDCAによると、社会的養護施設は3年度内に1度の受審が義務化しているが、それ以外の社会福祉施設は受審が義務ではない。平成27年度に受審した社会福祉施設は4件にとどまる。

本事業における受審制度の周知としてホームページが作成されているが、同ホームページ上に記載されている受審のメリットは、「法人経営のヒントを得る」や「開かれた社会福祉法人を実現する」等、漠然とした内容にとどまる。また、ホームページ上には、「第三者評価は事業者のランク付けを行うものではない」という留意事項が記載されており、受審の意欲を減退させる内容となっている。

したがって、本事業においては、社会福祉施設に第三者評価の受審を動機づけるような施策ができていない。

3. 監査の結果

【意見】（含む改善提案）

社会福祉施設に対し、第三者評価サービスの受審を動機づけるような施策を行うべきである。社会福祉施設に対し第三者評価サービスの受審を動機づける施策としては、第三者評価サービス受審の有無や評価内容と、社会福祉施設への公的援助（助成金支払い等）を連動させるような仕組みをつくるのが効果的である。

担当課としては、本事業が①そもそも事業者や県民に知られていないこと、②受審料が高いこと、の2点で大きな課題となっていることから、事業者や県民へのさらなるPRの強化や平成29年度に受審料一部補助事業を予定している。この点、PR方法として、担当課は、「社会福祉分野では競争原理が完全には働かない状況であり、事業者間の順位付けが難しいことから、第三者評

価サービス受審事業者を一概に優良事業者とする PR は困難。」とした。担当課は、評価結果のみが 1 人歩きすることを危惧しているが、事業自体を意味のあるものにするには、現在の PR（「法人経営のヒントを得る」「開かれた社会福祉法人を実現する」）より一歩踏み込んだ PR を行うことが必要である。ホームページ上の記載も、「第三者評価は事業者のランク付けを行うものではない」と留意事項のみの記載ではなく、例えば、「第三者評価を受審し経営改善を行った事例」等を掲載することで本事業のアピールを行うことが考えられる。

309 生活困窮者自立支援事業

1. 事業の概要

番号	309		所管課	福祉政策課		
予算事業名	生活困窮者自立支援事業					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)	H27重点施策	2		
委託事業内容	生活保護に至る前の自立支援を強化し、制度の狭間に陥りやすい生活困窮者を支援する					
委託の理由	生活困窮者を支援するためには、行政のほか、地域の社会資源の有効活用が必要であり、支援体制、連携体制等を重視する必要があるため					
事業の必要性	生活困窮者自立支援法に基づく事業であるため					
期待される効果	生活困窮者の自立と尊厳の確保、地域作り					
事業期間	平成27年4月1日～					
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約	
委託先	(公財)沖縄県労働者福祉基金協会					
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input type="checkbox"/> 民間事業会社	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	96,776	落札価格	96,755	落札率(%)	99.98%
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			
積算根拠 (予定価格の算定方法)	国庫負担及び国庫補助の事業であるため、国庫協議に基づき積算。県の類似事業を基に算定した					
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

県は、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会（以下「労福協」という。）に、本事業のうち、「生活困窮者自立相談支援事業」「生活困窮者一時生活支援事業」「生活困窮者住宅確保給付金に係る受付等業務」「相談支援事業等従事者養成研修の実施」を事業委託している。

「委託契約書」の別紙「委託業務仕様書」8項(2)には、本委託業務完了後、事業者は、「業務完了報告書」「収支精査報告書」「実績報告書」を速やかに提出しなければならないという記載がある。また「委託契約書」第18条1項に、受託事業者は、平成28年4月10日までに「業務完了報告書」「収支精査報告書」に必要書類を添えて県に提出しなければならないと、同2項に、県は、「委託事業完了報告書」の提出を受けた時は、速やかに事業完了の確認、検査を行わなければならないという規定がある。しかし、県は労福協から「業務完了報告書」の提出を受けていない。

3. 監査の結果

【意見】

本事業においては規定どおりの手続が履践されていない問題がある。担当者としては「収支精査報告書」「実績報告書」を提出しているので問題ないと考えていた。

一般的に、「業務完了報告書」は当該事業年度の業務が完了をしたことを事業終了時に報告する趣旨のものであり、「収支精査報告書」や「実績報告書」に先立って提出させることに独自意義が



ある。そうすると、本事業の「委託契約書」及び別紙「委託業務仕様書」は、「業務完了報告書」「収支精査報告書」「実績報告書」の提出期限を全て平成 28 年 4 月 10 日としていることから、「実績報告書」の他に「業務完了報告書」の提出を求める必要性に乏しい。「業務完了報告書」を提出させるのであれば、「収支精査報告書」や「実績報告書」よりも先に提出期限を求めるべきであるし、さもなければ「業務完了報告書」を求める規定を削除すべきである。不要であれば、これを提出している事業者に対し不合理な負担を強いることになるからである。

なお、類似の問題が「子ども・若者育成支援事業」にも生じている。

また、本事業の「委託契約書」及び別紙「委託業務仕様書」には、「業務完了報告書」「収支精査報告書」「実績報告書」に加え、「委託事業完了報告書」という文言もあり、これが何を指すのか不明である。「委託契約書」上の用語が統一されておらず、解釈に疑義が生じるものとなっている。

本監査を踏まえての具体的な改善措置として、「委託契約書」及び別紙「委託業務仕様書」上の「業務完了報告書」の取扱いを整理し（提出期限を先に設けるか、不要ならば削除する。）、また、用語は統一すべきである。

404 介護サービス事業者指導・支援事業（事業所指導事務）

1. 事業の概要

番号	404	所管課	高齢者福祉介護課		
予算事業名	介護サービス事業者指導・支援事業（事業所指導事務）				
事業の性質	政策的事業(C経費)				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)-ア	H27重点施策		
事業内容	介護保険指定事業者等管理システムに係る保守管理業務及び制度改正に伴うシステム改修業務				
委託の理由	介護保険制度の改正に伴い、事業者情報を管理するシステムの項目等を改修する必要があり、これはシステムを開発した当該事業者のみが実施可能であるため。保守管理も同様。				
事業の必要性	当該台帳情報は、介護報酬の支払いや指導監督における基礎情報となっているため、制度改正等に併せて随時改修する必要がある。				
期待される効果	介護保険事業者の情報を管理することにより、適正な保険給付等が行うことができる。				
事業期間	平成27年度				
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札	<input type="checkbox"/> 指名競争入札	<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約		
委託先	株式会社佐賀電算センター				
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体	<input type="checkbox"/> 各種団体	<input checked="" type="checkbox"/> 民間事業会社		
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)	<input type="checkbox"/> その他( )			
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	2,765	落札価格	2,765	落札率(%) 100
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		
積算根拠 (予定価格の算定方法)	見積取得により決定				
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、平成27年度の介護保険制度改正に対応するため、県が運用する「介護保険指定事業者管理台帳システム」に「短期利用型サービス」並びに「地域密着型通所介護」の各管理機能を追加するシステム改修業務を委託するものである。「介護保険指定事業者管理台帳システム」は、県内にある約6千の介護サービス事業所の事業所情報や報酬に関する情報、指導・監督履歴等をデータ管理するためのシステムであり、平成19年度から株式会社佐賀電算センターが開発したシステムを使用している。

委託先の選定方法について、県は、当該システムは株式会社佐賀センターが開発したものであり、他事業者には作業を委託することができないことから、競争入札ではなく随意契約とすることが適当(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)であるとし、相見積りの徴収も省略している。

しかしながら、県が平成19年度に当該システムを随意契約で導入した際の理由は、前システムの年間保守料が現システムの年間保守料の1.5倍ほどあり、約7年継続使用すれば保守料金の差額で初期導入費用を賄えると判断したことによるものであった。当時の合理的な経済性の判断を今後活かすためには、「他事業者には作業を委託することができない」との理由のみで

相見積りの徴収を省略するのではなく、相見積りの徴収やその他の手法で他社の保守料や改修料等の情報を定期的に入手し、平成 19 年度のような価格差が生じていないかといった経済性の検討を継続的に実施することが必要と考えられる。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】

システムの保守や改修等業務委託契約を締結する際、随意契約によるとした場合であっても、「他事業者には作業を委託することができない」との理由のみで相見積りの徴収を省略するのではなく、他社の保守料や改修料等の情報を定期的に入手し、経済性の検討を継続して実施すべきである。

407 訪問介護員資質向上推進事業

1. 事業の概要

番号	407		所管課	高齢者福祉介護課	
予算事業名	訪問介護職員資質向上等推進事業				
事業の性質	政策的事業(C経費)				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)-ア	H27重点施策		
事業内容	主に訪問介護員を対象とした資質向上研修の実施				
委託の理由	研修の質の向上と、円滑な運営のため				
事業の必要性	サービス提供責任者の質が一定でない。				
期待される効果	サービス提供責任者の質の底上げ。				
事業期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日				
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約
委託先	一般社団法人 沖縄県介護福祉士会				
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input type="checkbox"/> 民間事業会社
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )		
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	1,340	落札価格	1,229	落札率(%)
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		
積算根拠 (予定価格の算定方法)	必要経費の積算				
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		

番号	407		所管課	高齢者福祉介護課	
予算事業名	訪問介護職員資質向上等推進事業				
事業の性質	政策的事業(C経費)				
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)-ア	H27重点施策		
事業内容	主に訪問介護員を対象とした資質向上研修の実施				
委託の理由	研修の質の向上と、円滑な運営のため				
事業の必要性	サービスの質の向上と適正な給付。専門知識を学ぶ機会の不足。				
期待される効果	訪問介護員の資質向上と専門知識を学ぶ機会の提供。				
事業期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日				
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札		<input type="checkbox"/> 指名競争入札		<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約
委託先	学校法人 大庭学園				
委託先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 各種団体		<input type="checkbox"/> 民間事業会社
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )		
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	1,000	落札価格	982	落札率(%)
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		
積算根拠 (予定価格の算定方法)	必要経費の積算				
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )		

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、介護サービスに従事する者の資質向上を図るため、「サービス提供責任者適正実施研修」及び「テーマ別技術向上研修」を実施するものである。

平成27年度は、「サービス提供責任者適正実施研修」を40人に対して実施し、「テーマ別技術向上研修」を認知症介護、腰痛予防、ストレスマネジメント等のテーマで230人に対して実

施している。

沖縄 21 世紀ビジョン実施計画において、事前に設定される施策展開の成果目標には、本事業に直接関連付けられる適当な指標は無い。このような場合、本事業独自の指標を設定することが考えられる。具体的には、「歳出予算要求書」の事業の必要性、事業効果等に掲げる「在宅の高齢者の生活の質の向上のために、介護サービスに従事する者の資質向上」を図るといった事業目的を踏まえ、介護サービスに従事する者の資質向上が図られたかどうかを判断するための指標が考えられる。しかし、そのような指標を設定していないため、事業の進捗や有効性の評価が困難な状態である。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】

各事業の目的・必要性・課題に即した指標を設定し、評価に役立てるべきである。

なお、本件のような研修事業の目的である介護サービスの質の向上は、介護従事者のスキルアップを図り、職員の確保・定着の支援を通して達成しようとするものであると考える。それゆえ、成果指標として例えば、離職率の低下も挙げられよう。もちろん当該指標は、介護職員の処遇改善の取組と連携して達成すべきものであるが、両輪の一つであり、成果指標とすることの意義は認められると考える。

409 社会参加活動促進事業

1. 事業の概要

番号	409	所管課	高齢者福祉介護課			
予算事業名	社会参加促進事業					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)-ア	H27重点施策			
事業内容	高齢者の自主的な取り組みを支援するため長寿大等各種事業を実施					
委託の理由	厚労省通知により「明るい長寿社会推進機構」を推進母体としての実施指示があるため					
事業の必要性	高齢者の生きがい健康づくり及び社会参加を促進し明るい長寿社会づくりを目的とする					
期待される効果	高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域活動等への参加が促進された					
事業期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
委託先選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札	<input type="checkbox"/> 指名競争入札	<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約			
委託先	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会					
委託先の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 外郭団体	<input type="checkbox"/> 各種団体	<input type="checkbox"/> 民間事業会社			
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)	<input type="checkbox"/> その他( )				
予定価格/落札価格(千円)	予定価格	63,290	落札価格	63,290	落札率(%)	100
次年度繰越の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			
積算根拠 (予定価格の算定方法)	積算基準表等による					
契約後の変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、高齢者の自主的な取り組みを支援するため、全国健康福祉祭選手派遣、沖縄ねんりんピック開催、かりゆし美術展開催、沖縄かりゆし長寿大学校運営の各事業の実施を社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に委託するものである。

平成27年度は、全国健康福祉祭に選手を120名派遣し、沖縄ねんりんピックを9月に開催し、かりゆし美術展を1月に開催し、沖縄かりゆし長寿大学校を189名が卒業している。

県社協への委託契約は随意契約だが、平成27年度の予算執行伺における随意契約の理由には、平成元年10月19日老福第187号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知により、各都道府県知事に本委託事業を「明るい長寿社会推進機構」を推進母体として実施することが求められているところ、県社協の「いきいき長寿センター」が当該「明るい長寿社会推進機構」の流れをくむ団体であり現在も「明るい長寿社会推進機構」の役割を担っていることに加え、これまでの実績を踏まえると県社協が委託先として最も適当であるからとしている。しかし、本事業は政策的事業（C経費）であり県の政策的判断で実施する事業であるところ、この事業を実施する意義やその有効性についての記載はない。

3. 監査の結果

【意見】

本事業は政策的事業（C経費）であり県の政策的判断で実施する事業であることから、当該事業を実施する意義や有効性など実施に至った判断過程を委託先の選定理由より先に明記すべきである。

411 老人クラブ連合会事業（高齢者相互支援事業）

1. 事業の概要

番号	411	所管課	高齢者福祉介護課			
予算事業名	老人クラブ連合会事業（高齢者相互支援事業）					
補助金名	沖縄県在宅老人福祉事業費補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄県在宅老人福祉事業費補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)-ア	H27重点施策			
補助の対象となる事業内容	地域支え合い（高齢者相互支援）事業等					
補助の目的	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるよう地域生活全般を支援する					
事業の必要性	在宅高齢者に対して、話し相手や日常生活の援助など訪問活動を実施する					
期待される効果	老人クラブ活動の一環として友愛訪問活動を行い、地域におけるリーダーが養成された					
補助開始年度/新規・継続区分				継続		
交付先	公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会					
交付先の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 外郭団体		<input type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	2,400	補助額(予算)	2,400	補助率(%)	100%
			補助額(決算)	2,400	執行率(%)	100%
積算根拠 (補助額の算定方法)	沖縄県在宅老人福祉事業費補助金交付要綱別表による					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料					
交付方法	<input type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会（以下、県老連）が行う老人福祉事業に対し、補助金を交付するものである。県老連は県の公社等外郭団体とされ、高齢者福祉介護課が所管している。

県老連は公益財団法人であることから、「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とする、いわゆる収支相償が求められる（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第14条）。この収支相償は、公益法人が享受する税制優遇の重要な基礎とされている。この点、県老連の公益財団法人への移行後の収支状況は以下の通りであった。

事業年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
公益目的事業会計					
経常収益計	33,511	33,666	41,484	35,046	143,708
経常費用計	31,861	34,012	39,557	37,567	142,996
経常増減額	1,651	-346	1,928	-2,521	712
法人会計					
経常収益計	8,617	11,646	13,480	11,407	45,149
経常費用計	6,319	7,071	6,175	6,480	26,045
経常増減額	2,298	4,575	7,305	4,927	19,105
合計					
経常収益計	42,128	45,312	54,964	46,453	188,857
経常費用計	38,180	41,082	45,732	44,048	169,041
経常増減額	3,949	4,230	9,232	2,406	19,816

(注) 金額は千円単位。県老連は3月決算、公益財団法人へは平成24年4月1日移行、公益目的事業は単一事業で、収益事業の実施はなく、また特定費用準備資金に関する調整はない。

直近事業年度までの累計で見ると、公益目的事業会計の経常増減額累計は712千円で大きな超過はないものの、法人会計の経常増減額累計は19,105千円と、平成27年度の補助金交付総額19,626千円(本事業2,400千円、他事業17,226千円)に匹敵する程度の収入超過となっている。なお、収入超過の理由としては、予算計上していた事業が雨天中止などにより未消化となったことなどが挙げられるとのことであった。

この点、内閣府が運用する国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」のFAQ5-8-2では、法人会計の黒字について、公益法人は、公益目的事業の実施に当たり無償又は低廉な価格設定等によって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込のない多額の財産を蓄積しないことが求められているため、将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のための財源が必要となるような合理的な計画があるといった合理的な理由もないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生する状況は、適切でないと考えられるとされている。また、事後の監督において、法人会計に多額の黒字が恒常的に計上されている場合その他必要と認められる場合には、法人会計の黒字について、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認することがあるほか、必要に応じ見直しを求める場合もある、とされている。

なお、所管課によれば、県老連には法人会計に多額の黒字を必要とする管理部門の設備投資などの合理的な計画はないとのことである。

### 3. 監査の結果

#### 【指摘】

県老連の法人会計に多額の黒字が恒常的に発生している状況について、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認し、必要に応じて見直しを求めるべきである。



412 地域支え合い体制づくり事業

1. 事業の概要

番号	412	所管課	高齢者福祉介護課			
予算事業名	平成27年度 地域支え合い体制づくり推進事業					
補助金名	沖縄県介護保険事業推進基金事業費補助金					
事業の性質	政策的事業(C経費)					
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄県介護保険事業推進基金事業費補助金交付要綱					
事業の位置づけ (21世紀ビジョン/重点施策)	21世紀ビジョン	2-(3)-ア	H27重点施策			
補助の対象となる事業内容	人材育成、地域資源のネットワーク整備、先進的事業の立ち上げ					
補助の目的	日常的な支え合いの体制づくりの推進を図り、地域包括ケアシステムの構築に資する					
事業の必要性	単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、地域社会との交流が希薄となり、社会的弱者が地域で生活しづらい、続けられない状況を解決するため					
期待される効果	日常的な支え合いの体制づくりの推進を図り、地域包括ケアシステムの構築					
補助開始年度/新規・継続区分	平成23年度	新規				
交付先	市町村					
交付先の分類	<input type="checkbox"/> 外郭団体		<input checked="" type="checkbox"/> 市町村(広域行政団体)		<input type="checkbox"/> 各種団体	
	<input type="checkbox"/> 市民(個人)		<input type="checkbox"/> その他( )			
補助実績額(千円) /執行状況	総事業費	20,000	補助額(予算)	20,000	補助率(%)	100%
			補助額(決算)	14,217	執行率(%)	71%
積算根拠 (補助額の算定方法)	平成22年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」に準じて積算					
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、備品購入費					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 交付金額確定後		<input type="checkbox"/> 事前に概算交付後、精算			
前年度返還の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有( )			

2. 監査により判明した事実及び問題点

本事業は、厚生労働省が「地域支え合い体制づくり事業」補助事業を平成26年度末で終了させたことに伴い、平成27年度から県単独基金である「沖縄県介護保険事業推進基金」を財源に必要な見直しを加えた上で当該補助事業を継続実施するものである。

「地域支え合い体制づくり事業」は、平成21年度に「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を財源として各都道府県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を設け、単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあるなか、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援するため、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等へ補助・助成を行う事業である(「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」【最終改正】平成26年4月1日老発0401第7号健発0401第2号厚生労働省老健局長 厚生労働省健康局長 別記2「地域支え合い体制づくり事業」)。

県は、平成27年度からの継続実施にあたり、補助事業の実施主体を市町村のみに限定し(ただし、市町村長が適当と認める団体へ委託、補助又は助成により事業実施可能)、補助対象事業を16事業から4つ削減し、実施期限を平成29年度末とするなどの見直しを実施している。

県は、平成 27 年度の本事業において、8 市町村が実施する 9 の事業に対し、14,217 千円を助成した。執行率が 71%と低い理由は、平成 28 年 2 月 12 日に村から 3,578 千円の補助廃止申請があったことによる。

沖縄 21 世紀ビジョン実施計画において、事前に設定される施策展開の成果目標には、本事業に直接関連付けられる適当な指標は無い。このような場合、本事業独自の指標を設定することが考えられる。具体的には、「歳出予算要求書（平成 28 年度）」の事業の必要性、事業効果等に掲げる「高齢者が現在生活している地域で安心して暮らしていけるような体制づくりを推進する」といった事業目的を踏まえ、高齢者が現在生活している地域で安心して暮らしていけるような体制づくりが推進できたかどうかを判断するための指標が考えられる。しかし、そのような指標を設定していないため、事業の進捗や有効性の評価が困難な状態である。

### 3. 監査の結果

#### 【意見】

事業の目的・必要性・課題に即した指標を設定し、評価に役立てるべきである。

本事業は、市町村の自主性を尊重して執行すべきものである。一方で、県としては補助金交付先の実施した取組が、継続的な仕組みとして実質的に機能しているのかどうかという検証が必要である。そのためには、「高齢者が現在生活している地域で安心して暮らしていけるような体制づくり」であるかどうかの指標を事業の計画段階で設定する必要がある。このような事業独自の指標は、まずは、各市町村が事業計画の策定段階で設定する必要がある。その指標を申請及び実績報告段階で県と共有するとともに、事業の有効性評価を実施すべきである。そのうえで、県は各市町村が設定した指標の妥当性、ならびに実績報告段階での有効性評価を含め、広域自治体として指導することが求められる。